

第 4 次中間市人権教育・啓発に関する基本計画

(素案)

令和 7 年 1 月

中 間 市

目 次

第1章	はじめに	1
	1. 基本計画の趣旨	1
	2. 本計画の性格及び役割	2
	3. 本計画の位置づけ	3
	4. 人権を取り巻く動き	3
	5. 市民意識調査及び座談会の概要	9
第2章	人権をめぐる現状（市民意識調査から）	15
	1. 人権に関わる問題への関心	15
	2. 人権問題を解決するための望ましい方法	28
第3章	基本計画の方向性	39
	1. 基本理念（目指す姿）	39
	2. 基本理念を実現していくための基本姿勢	42
	3. 基本理念を実現していくための基本目標	44
	4. 施策体系	45
第4章	人権教育・啓発に関する施策の方向性	47
	1. 人権問題を解決しようとする力を育む	47
	2. 人権についての正しい知識と理解を育む	53
	3. 人権文化推進の担い手を育む	57
	4. 人権問題を解決する環境を整える	61
第5章	分野別施策の推進	65
	1. 同和問題（部落差別に関する問題）	65
	2. 女性に関する問題	72
	3. こどもに関する問題	87
	4. 高齢者に関する問題	94
	5. 障がいのある人に関する問題	100
	6. インターネットに関する問題	106
	7. 外国人に関する問題	109
	8. 性的少数者に関する問題	113
	9. 人権に関する様々な問題	115

第1章 はじめに

1. 基本計画の趣旨

本市では、基本的人権の尊重は人類普遍の原理であり、わが国の憲法でうたわれた「すべて国民は法の下に平等である」との理念を踏まえ、市民一人ひとりが差別を許さず、基本的人権を守り尊重する地域社会の形成に向けて、人権が守られ大切にされる総合的な対策を進めてきました。

しかしながら、家庭・学校・地域社会など社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病(元)患者やその家族などに対する偏見や差別が依然として存在しています。

また、国際化、少子高齢化、高度情報社会の進展などを背景にして、高齢者やこどもなどに対する虐待や学校における「いじめ」、インターネットなどによる差別的な書き込み、ヘイトスピーチ、性的少数者などに関連した偏見や差別のほか、ヤングケアラー（本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものこと）やパワーハラスメント（地位や人間関係などの優位性を背景にしたいやがらせ）、カスタマーハラスメント（顧客からのいやがらせ）など新たな人権問題が顕在化し、人権問題は複雑化・多様化しています。このような状況のなか人権意識の高揚は、すべての市民がいきいきと安心して暮らせる生活環境づくりを目指す本市においては極めて重要な課題となっています。

「第4次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、上述した人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ必要な見直しを行うものです。また、前計画である第3次同基本計画の基本的な考え方を踏襲するとともに、2000（平成12）年12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進していくために策定することを目的としています。

さらに、本基本計画に沿って、全庁的に各課が人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的により推進し、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指します。

加えて、本基本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検・評価し、その結果をこれからの施策に反映させ、実効ある施策の推進に努めます。

2. 本計画の性格及び役割

(1) 本計画の性格

基本計画は、次の性格を有しています。

- ① 「すべて国民は法の下に平等である」との憲法の理念の下に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に沿って、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を目指します。
- ② 人権が尊重されるまちづくりの担い手は市民と行政であるとの認識の下に、本市における人権教育・啓発の基本的な在り方を示すものであり、市民、行政機関、事業所、民間団体などがそれぞれの役割をふまえた上で連携・協働し、実効ある人権教育・啓発を推進します。
- ③ 本市は人権に配慮した行政であるとの認識の下に、市民一人ひとりの人権意識を高め様々な差別や偏見の解消を図ります。
- ④ 2023（令和 5）年に実施した「中間市人権問題に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)などで明らかになっている本市の実態に基づき、家庭・学校・地域社会・職域など様々な場を通して、関係するすべての人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これに共感し体得できるよう策定します。

(2) 本計画の目的及び役割

本計画は以下の役割を担うことを目的に策定しました。

■人権をめぐる現状の明示

市民一人ひとりが人権をめぐる現状や課題について正しく認識し共有するための内容を明示します。

■あらゆる場における取り組みの必要性の明示

人権教育・啓発は学校、行政、民間団体、家庭や地域など日常のあらゆる場面で行う必要があり、市民一人ひとりがあらゆる機会を通して取り組みを進める必要性を明示します。

■人権教育・啓発の方向性の明示

本市における人権教育・啓発を進めていくにあたり、市民の主体的な取り組みを支援していくための取り組むべき内容や具体的施策の方向性を明示します。

3. 本計画の位置づけ

- 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、県の「福岡県人権教育・啓発基本指針（改訂）」及び本市の「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例（2019（平成31）年4月1日施行）」の趣旨に沿って策定します。
- 「第3次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」の計画期間が終了することから、新たにその趣旨を継承し人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために「第4次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定します。
- 本計画は「中間市第5次総合計画」に盛り込まれた「政策5 人権を尊重し、中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり」に基づく人権教育・啓発に係る施策の推進に関する部門別計画としての役割を有します。
- 本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

H22	～	H26	H27	～	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第1次基本計画 (H22～H26)		第2次基本計画 (H27～R1)			第3次基本計画 (R2～R6)						第4次基本計画 (R7～R11)				

4. 人権を取り巻く動き

(1) 人権を取り巻く国内外の動き

■条約やSDGsなど世界の動き

1948（昭和23）年第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択されて以来、我が国における人権尊重の潮流は急速に大きくなり、1965（昭和40）年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）をはじめとして1989（平成元）年の「児童に関する条約」（子どもの権利条約）、2014（平成26）年「障害者の権利に関する条約」の批准に至るまで人権に関する様々な条約の採択により、人権尊重の具現化が続けられてきました。

また、2015（平成27）年の国連サミットにおいては、2030（令和12）年までにすべての国が達成すべき「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されました。そこで

は「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」など、17の目標が掲げられています。

2016（平成 28）年に SDG s を実施するための指針として、「持続的な開発目標（SDGs）実施指針」を定め、2020（令和 2）年 10 月、『『ビジネスと人権』に関する行動計画』を策定しました。この計画では、SDGs の達成と人権の保護・促進は表裏一体の関係にあるとされており、企業が SDG s に取り組むうえでも、人権尊重は重要になってきています。

（参考）SDGs について

SDG s とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、「誰一人取り残さない持続可能な社会」を実現するために、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された、2030（令和 20）年を期限とする 17 の国際目標です。

中間市では、「中間市総合計画」に基づく各施策の推進により、SDG s の実施に取り組んでいます。



■人権関係条約などに対する国の動き

国は、様々な人権関係条約に批准・加入し、すべての国民に基本的人権の享有を保障する憲法の下で、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。また、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の一員として、その役割を果たしていくことは「人権の世紀」である 21 世紀における我が国の最も重要な責務であることを明示しました。とりわけ、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた

今後の主要な課題は、教育、就労、産業などの面で未だに存在している差別の是正など、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済などの対応の充実強化」であるとしています。さらに、人権尊重の理念についての正しい理解や実践する態度が、国民の中に未だに定着していないといった根本的な問題点も指摘されています。

■人権問題に対する国内法の整備

国においては、障がいのある人に関する国内法の整備を行い、2014（平成 26）年に、国内において障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がいのある人の権利・尊厳を守ることをうたった国連の「障害者の権利に関する条約」〈略称 障害者権利条約〉を批准しました。

この批准に伴い、国をあげて障がいのある人に対する差別禁止や社会参加を促すための施策に取り組み、障がいのある人が公共施設を使いやすくするなど、様々な分野での対応が求められることになりました。また、2000（平成 12）年「児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）」、2001（平成 13）年「配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」、2006（平成 18）年「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」、2012（平成 24）年「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」、2016（平成 28）年「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」、2016（平成 28）年「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」、2016（平成 28）年「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」などの法律が整備されています。

さらに、2019（令和元）年 11 月には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、ハンセン病元患者やその家族への損失補償やその療養などの保障、福祉の増進及び名誉の回復などを図るための各種施策が実施されています。2021（令和 3）年には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が改正され、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について円滑に被害者救済を図るため、発信者情報の開示について新たな裁判制度が創設されています。

2023（令和 5）年 4 月には、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」などを基本理念とする「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が設立されています。

同年 6 月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、「全ての国民が、その性的指向又はジェン

ダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念が示されています。

2024（令和 6）年 4 月には、改正障害者差別解消法が施行され、これまで、民間の事業者については努力義務とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体と同様に義務化されています。また、2024（令和 6）年 5 月に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が改正され、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）が公布されました。この改正では、大規模なプラットフォーム事業者を対象に、削除申請の窓口設置や対応状況の公表などが義務付けられ、ネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害に該当する情報に関して、通信事業者などが適切な対応を取れるように変更されました。

■人権問題に対する県の動き

県においては、1997（平成 9）年に「ふくおか新世紀計画」が策定され、同計画は「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題であるとともに、豊かな県民生活を実現するための重要な課題である」としています。特に、「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、差別や偏見を解消する」と明記しています。

また、国の「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を踏まえ、1998（平成 10）年に「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」を策定し、この計画に示されている普遍的な文化を構築するため、それまでの同和教育や啓発活動の成果と手法についての評価を踏まえ、人権教育・啓発を進めてきたとしています。2004（平成 16）年に県行動計画が終了したことから、その趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、2003（平成 15）年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、この基本指針に基づき、同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権に関わる問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通じた人権教育・啓発を推進しています。

さらに、「福岡県青少年健全育成総合計画」や「福岡県高齢者保健福祉計画第 7 次」、「福岡県障害者福祉計画第 3 期」、「第 4 次福岡県男女共同参画計画」、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」などの個別計画においても、人権問題解決のための取り組みを進めています。2017（平成 29）年には、「福岡県総合計画」を新たに策定し、人権が尊重され、誰もが心豊かに暮らすことができる社会づくりを目指して、様々な施策を推進するとともに、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネットによる人権侵害など新たに顕在化した問題についても、教育・啓発に取り組んでいるとしています。2017（平成 29）年には、障が

いのある人への差別的取扱いをなくすため「福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行。2018（平成 30）年には「福岡県人権教育・啓発基本指針（改訂）」も策定されています。

加えて、2019（平成 31）年 3 月には、性暴力の根絶及び被害者支援のため「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が施行され、同月、部落差別のない社会の実現を目指すため「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

（２）人権を取り巻く本市の動き

■人権問題に対する体制整備

本市においては、1979（昭和 54）年に、初めて同和地区の実態調査を行うとともに、中間市同和対策基本計画策定委員会を設置し、1981（昭和 56）年に「中間市同和対策基本計画」を策定しました。

1991（平成 3）年には、きたるべき高齢化・福祉社会に対応すべく「中間市高齢者・障がい者にやさしいまちづくり整備指針」を策定し、高齢者・障がいのある人の人権を守る未来像を示しました。

1998（平成 10）年には、「中間市人権擁護条例」を制定し、さらに 2002（平成 14）年からは、国の同和対策事業が一般対策事業へ移行されたことを踏まえ、本市においても同和問題をはじめとした人権問題に取り組む体制を「同和対策課」から「人権推進課」に改めました。

さらに、2004（平成 16）年 4 月からは地域社会の中で人権啓発や地域福祉の向上を図り、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、新しく中間市人権のまちづくりセンター（現在の人権センター）を開設しています。

2006（平成 18）年には、新たに全庁的な取り組みとして「中間市人権教育・啓発推進会議」を設置し、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進体制を再構築しました。

また、2007（平成 19）年 4 月からは「人権推進課」を「人権男女共同参画課」に改め、人権問題の施策を推進し男女共同参画社会の施策と一元化することで、より効果的で総合的な取り組みができる体制となりました。

■男女共同参画の推進

中間市では、1995（平成 7）年を初年度とする「中間市第 3 次総合計画」に女性政策を掲げ、同年 12 月には「中間市女性行政推進協議会」（現在の「中間市男女共同参画推進委員会」）を設置し、庁内における男女共同参画推進体制を整えました。その後、国や県の取り組みが進展してきたことから、関係機関や各分野から講師を招いての研修や講演会などを実施し、市職員はもとより市民の意識改革を図ってきました。

一方、市内の女性団体から女性政策推進のための要望書が出されたことを受けて、1996（平成 8）年、市内の女性団体・グループによるネットワークづくりにも取り組み、1997（平成 9）年 7 月には、「女性の地位向上を図り、男女共生社会をめざした地域づくりに寄与すること」を目的としたネットワーク、「女性ネットなかま」が発足しています。

こうした動きに呼応し中間市では、男女がともに地域を創造していく上で、男女共同参画社会の確立に向けた「中間市男女共同参画プラン（10 年計画）」（以下、「プラン」という。）を策定し、同年「中間市男女共同参画行動計画」を策定しました。

その後、「プラン」策定から中間年に当たる 2009（平成 21）年に、市民と協働し、中間市の男女共同参画の推進を図ることを目的に「中間市男女共同参画審議会設置条例」を制定し、「中間市男女共同参画審議会」（以下、「審議会」という。学識経験者・有識者・市民団体・一般公募市民など、11 名で構成）を設置しました。2012

（平成 24）年には、「中間市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、その結果及び国や県の情勢などを踏まえ、中間市の実質的な社会状況に合わせて、「プラン」の見直しを行い、「ひとり一人が活きるまち なかま」を目指して、2014（平成 26）年に「中間市男女共同参画プラン きらり」を策定。その後、5 年ごとに見直し、2019（平成 31）年に「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」、2024（令和 6）年 3 月に「中間市男女共同参画プラン さらりⅢ」を策定し、全ての市民がお互いに一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指した取り組みを推進しています。

■人権教育・啓発の推進

2010（平成 21）年、中間市人権教育啓発審議会設置条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づいて、「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」（以下基本計画という。）を策定し、人権が尊重され、人が集う魅力あるまちづくりを目指してきました。

さらに、この基本計画を具現化するための「中間市人権教育・啓発行動計画」を定め、人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指して、人権問題を全庁的な課題として各課が連携して人権教育・啓発を進めていくとともに、市民一人ひとりが基本的人権を尊重しあい差別を許さないまちづくりのための人権教育・啓発に取り組

んできました。加えて、2012（平成 24）年に「市民意識調査」を実施し、「第 2 次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定するとともに、「中間市人権教育・啓発行動計画」を定め、人権教育及び啓発に係る取り組みの推進を図ってきました。

2018（平成 30）年に「市民意識調査」を実施するとともに、翌 2019（平成 31）年の 3 月議会で「中間市人権擁護条例」の一部改正が可決され、4 月 1 日から「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に関する条例」を施行しました。この条例は市民や事業者による差別行為を禁止すること、市内事業者に職場での研修や啓発活動の実施を努力義務とすることなどを新たに規定し、この条例の趣旨や市民意識調査の結果を分析・考察して、計画の見直しや今後の人権教育・取り組みを着実に推進してきました。

2020（令和 2）年には「第 3 次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定するとともに、「中間市人権教育・啓発行動計画」を定め、人権教育及び啓発に係る取り組みの推進を図ってきました。

5. 市民意識調査及び座談会の概要

（1）中間市人権問題に関する市民意識調査

① 調査実施期間

令和 5 年 10 月 10 日～11 月 10 日

② 調査対象者

満 18 歳以上の市内在住者の中から、無作為抽出した 1,500 人

③ 調査方法

郵送による配布・回収

本人記入方式

※本人による記入が難しい場合は、家族などによる代行記入

④ 調査項目

- ・人権問題全般について
- ・同和問題について
- ・こどもに関する問題について
- ・高齢者に関する問題について
- ・障がいのある人に関する問題について
- ・外国人に関する問題について
- ・インターネットに関する問題について
- ・性的少数者の人権に関する問題について
- ・感染症の感染拡大に伴う人権に関する問題について

- ・その他の人権に関する問題について
- ・社会意識、生活意識について
- ・人権課題の解決のための方策について

⑤ 有効回収票

515 票(有効回収率 34.3%)

(2) 中間市人権教育啓発審議会委員を対象とした座談会

① 実施日時

令和 6 年 4 月 23 日 午前と午後、各 2 時間

② 座談会出席者

中間市人権教育啓発審議会委員

③ 座談会の方法

グループインタビュー（テーブルを囲んで自由に意見を出し合う形式）

④ 主な内容（概略）

【午前の部】

主な議題は、中間市における人権問題の現状と課題、人権教育の重要性、男女共同参画の推進、高齢者やこどもへの虐待問題、インターネットや SNS に関連する人権侵害の問題など。参加者からは、部落差別の歴史的経緯や現代における人権意識の変化、学校における人権教育の取り組み、男性の家事・育児参画の必要性、高齢者やこどもへの虐待問題への対応、インターネットや SNS に関連する人権侵害への対策などについて、様々な意見が出された。また、社会福祉協議会の人員不足や予算の問題、募金活動への市民の関心が変化していることも指摘された。会議全体を通して、人権問題への継続的な取り組みと行政、市民、関係団体の連携の重要性が強調され、人権教育の充実、相談窓口の整備、法制度の整備など、具体的な対策についても意見交換された。

（主な発言内容）

■人権問題の歴史と現状

部落解放同盟の代表者から、部落差別の歴史的経緯と現代における人権意識の変化について説明があった。かつては冤罪事件の被害者が部落出身者であることが多く、警察や裁判所への不信感から部落解放運動が始まったことが語られたが、近年は国連などの影響を受けて、日本の人権に対する考え方や制度が変化してきたことも指摘された。

■学校における人権教育

市議会議員と女性ネット中間の代表者から、中間市の学校における人権教育の取り組みについて言及された。学校では継続的な人権教育が行われており、教員の研修や発達段階に応じた授業が実施されていることが紹介された。また、人権教育と道徳教育は区別する必要があるという指摘もあった。

■男女共同参画と家庭生活

市議会議員から、男性の家事・育児参画の重要性について意見が出された。共働き世帯が増える中で、男性も家事や育児に積極的に関わる必要があると述べられた。一方で、世代間の意識の違いも指摘されたほか、介護の問題についても触れられ、男性が介護休暇を取ることの難しさが指摘された。

■高齢者や子どもへの虐待問題

高齢者虐待や子ども虐待の問題が取り上げられ、中間市でも子どもの死亡事例があったことが報告された。高齢者虐待については、高齢者自身が虐待と認識していない場合があるため、対応が難しいことが指摘された。一方、子どもの場合は訴えることが難しく、早期発見と適切な対応が重要であることが述べられた。

■インターネットや SNS に関連する人権侵害

インターネットや SNS に関連する人権侵害の問題が議論された。子どもたちがインターネットに早くから触れる現状で、適切な利用方法を教育することの重要性が強調された。また、SNS を介した誹謗中傷やプライバシー侵害の危険性についても言及があった。大人も詐欺メールなどの被害にあっているため、正しい情報の判断力を身につける必要があると指摘された。

■社会福祉協議会の課題

社会福祉協議会の代表者から、人員不足と予算の問題が指摘された。高齢者や子どもなど、様々な対象者へのフォローが求められる中で、十分な人員が確保できていないことが課題として挙げられた。また、市民の関心についても報告された。

■行政の役割と連携の重要性

会議全体を通して、行政の役割と、関係団体との連携の重要性が強調された。行政は、相談窓口の整備や高齢者、一人暮らしの方への気配りなど、予防的な対応が求められると指摘された。また、社会福祉協議会と行政との連携を深め、ネットワークを構築することの重要性も議論された。

（今後の課題）

- 人権教育をさらに充実させ、発達段階に応じた適切な教育を継続的に実施する
- 男性の家事・育児参画を促進するための啓発活動を行う
- 高齢者や子どもへの虐待問題に対する相談窓口の整備と、早期発見・対応体制の強化を図る
- インターネットや SNS の適切な利用方法について、子どもや保護者への教育・啓発活動を推進する
- 社会福祉協議会の活動支援のための人員確保と予算措置を検討する
- 行政と社会福祉協議会、関係団体間のネットワークを構築し、連携を深める
- 人権侵害を受けた場合の救済制度や、人権委員会の設置など、法制度の整備を検討する

【午後の部】

人権問題への取り組みの重要性、高齢者や外国人への配慮、教育現場での人権尊重、行政の役割などについて意見交換された。人権問題は命に関わる重大な問題であり、継続的な啓発活動と市民の意識向上が必要不可欠であることが確認された。また、世代間の交流や多様性の受け入れ、行政による具体的な施策の実施など、様々な視点から人権尊重社会の実現に向けた提案がなされた。

（主な発言内容）

■人権問題への取り組みの重要性

人権問題は長年の歴史的経緯から形成されてきた課題であり、一朝一夕には解決できないが、人権侵害は命に関わる重大な問題であり、行政による継続的な啓発活動と市民の意識向上が不可欠。人権問題への気づきを促し、差別の実態を伝えることで、人々の行動変容を促すことが重要との発言があった。

■高齢者への配慮

高齢化が進む中で、高齢者への配慮が欠かせないことに加え、年齢による差別的な扱いが存在することが指摘された。具体的には金融機関でのサービス提供における年齢制限などの事例が挙げられた。高齢者に優しい社会の実現に向けて、行政による具体的な施策の必要性が述べられた。

■外国人への配慮

外国人住民が増加する中で、外国人への配慮が指摘された。言語の壁や文化の違いから生じる課題への対応が求められおり、行政による相談窓口の設置や日本語教室の充実など、外国人が地域社会に溶け込めるような支援策の必要性が指摘された。

■教育現場での人権尊重

学校現場における人権尊重の重要性が強調された。障がいのある子どもと共に学ぶ機会を積極的に設けることで、お互いを理解し合える環境づくりが提案された。また、異年齢の子どもたちが交流する機会を設けることで、多様性を受け入れる態度を育むことができると指摘された。学校の再編の際には、子どもの視点からも検討することも求められていることが指摘された。

■行政の役割

人権問題への取り組みにおいて、行政の役割が重要になってきていることが指摘された。市民の生活を守る視点から、人権問題をテーマとして市民に発信し、意識啓発を行うことが求められており、人権侵害の実態を市民と共有し、対話を重ねることで、人権意識の向上につなげることを期待する発言もあった。さらに、具体的な施策の実施や市民の声に耳を傾けることの重要性が指摘された。

（今後の課題）

- 人権問題への継続的な啓発活動を行う
- 年齢制限のあるサービスの再検討など高齢者が利用しやすいサービスの提供を検討する
- 外国人住民のための相談窓口や日本語教室を活用する
- 学校現場で障がいのある子どもと積極的に交流する機会を活かす
- 学校の再編の際には子どもの視点からも検討を行う
- 人権問題をテーマとして市民に発信し、意識啓発を図る
- 人権侵害の実態を市民と共有し、対話を重ねる
- 市民の声に耳を傾け、施策に反映させる

（３）中間市職員による座談会

① 実施日時

令和 6 年 5 月 21 日 午前と午後、各 2 時間

② 座談会出席者

【午前の部】こども未来課、生涯学習課、学校教育課指導室、学校教育課学務係、企画課、福祉支援課、商工観光課

【午後の部】総務課、介護保険課、健康増進課、教育総務課、安全安心まちづくり課、市民課
各課の係長または課長補佐

③ 座談会の方法

グループインタビュー（テーブルを囲んで自由に意見を出し合う形式）

④ 主な内容（概略）

【午前の部】

市役所の様々な部署から参加し、人権問題に関する現状と課題について意見交換した。主な話題は、経済格差による教育機会の不平等、子育て環境の問題、人権意識の啓発活動の現状と課題など。出席者からは、人権教育の重要性、市民への効果的な啓発方法、行政の取り組み体制の改善などについて、様々な意見が出された。最後に、今後の人権施策の方向性と、行動項目について話し合った。

■人権問題の現状

中間市における人権問題の現状について意見交換が行われた。経済格差による教育機会の不平等や、子育て環境の問題などが主な課題として挙げられた。また、市民の人権問題に対する関心も指摘された。

■人権教育と啓発活動の課題

人権教育と啓発活動の現状と課題について話し合いが行われた。学校における人権教育は一定の成果があるものの、家庭環境の影響が大きいことが指摘された。また、市民向けの啓発活動については、参加者が少ないことや、効果的な方法が分からないことが課題として挙げられた。

■行政の取り組み体制の改善

人権問題への取り組みを効果的に行うためには、行政内部の体制を改善する必要があるという意見が出された。具体的には、各部署間の連携を強化し、人権問題に特化した部署を設置するなどの提案があった。また、職員研修の充実や、市民参加の促進なども重要だと指摘された。

（今後の課題）

- 経済格差による教育機会の不平等解消に向けた具体的な施策を検討する
- 子育て環境の改善に向けた支援策を強化する
- 市民への人権啓発活動を見直し、より効果的な方法を模索する
- 人権問題に特化した部署を設置し、各部署間の連携体制を構築する
- 職員向けの人権研修を充実させる
- 市民参加を促進し、人権意識の醸成を図る取り組みを実施する

【午後の部】

中間市で課題となっている人権問題について意見交換した。インターネット上の差別的な発言、貧富の差、こどもへの犯罪などが指摘された。また、障がいのある人、高齢者、外国人などのマイノリティに対する配慮の必要性が話し合われた。中間市の人権教育の取り組みについても言及があり、同和問題への対応の歴史的経緯が説明された。今後の取り組みとして、研修の充実や、パートナーシップ制度の導入、高齢者へのデジタル化対応などが提案された。

■中間市における人権問題

中間市で課題となっている人権問題について意見交換された。インターネット上の差別的な発言、貧富の差、こどもへの犯罪などが指摘された。また、障がいのある人、高齢者、外国人などへの配慮の必要性が話し合われた。

■中間市の人権教育の取り組み

中間市の人権教育の取り組みについて言及があり、同和問題への対応の歴史的経緯が説明され、現在も継続して取り組んでいることが確認された。今後の取り組みとして、研修の充実やパートナーシップ制度の導入が提案された。

■高齢者へのデジタル化対応

高齢者へのデジタル化対応の必要性が指摘された。スマートフォンやインターネットの利用について苦慮したり諦めたりしていることへの配慮などが提言された。

（今後の課題）

- 人権に関する研修の充実を図る
- パートナーシップ制度の導入を検討する
- 高齢者に対してのデジタル化支援策を検討する

第2章 人権をめぐる現状（市民意識調査から）

1. 人権に関わる問題への関心

（1）人権問題に関する関心

「非常に関心がある」、「少し関心がある」を合わせた割合は、全体の約7割（69.7%）を占めており、前回調査と比べ6.6ポイント増加。県の調査結果と、ほぼ同じ割合となっている。

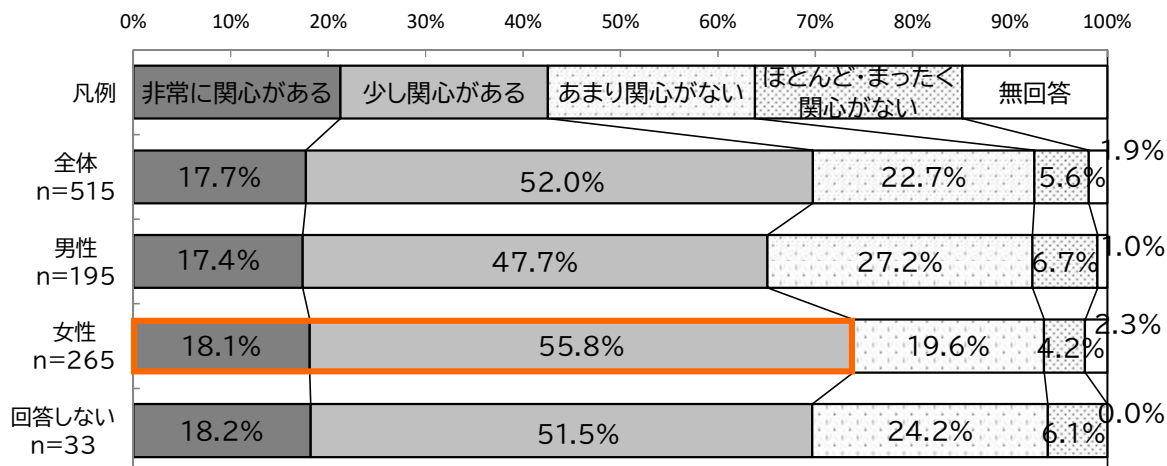
性別にみると、「非常に関心がある」と「少し関心がある」を合わせた割合は、「男性」より「女性」の方がやや高い。年代別では29歳以下（ただし回答者26人）と60歳代、70歳代で非常に関心を持っている人の割合がやや高くなっている。

- ✓ 関心度が比較的低い30～50歳代に対する広報・啓発などを積極的に行い、市民全体の関心を高めていく必要がある。また、広報・啓発の効率的な方法についても検討していく必要がある。

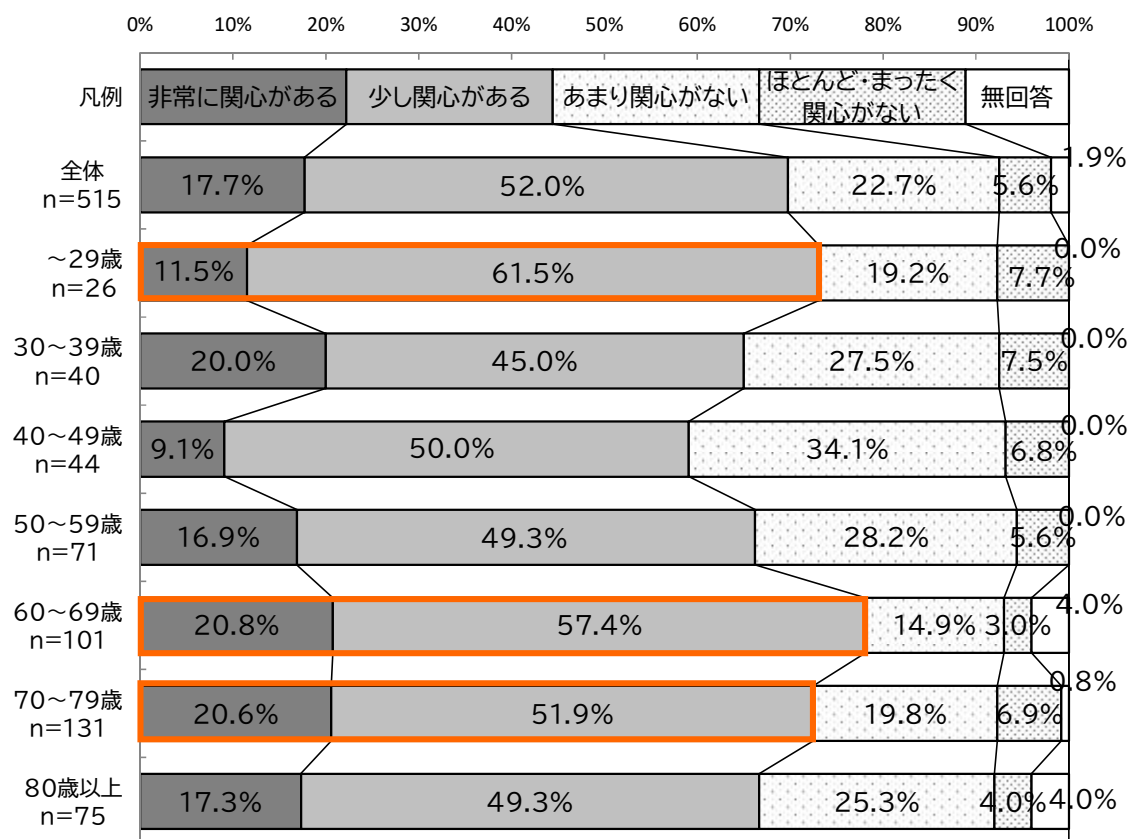
＜人権問題についての関心度（全体及び県との比較）＞

	今回 (R5年度)		前回 (H30年度)	県 (R4年度)
	度数	%	%	%
非常に関心がある	91	17.7	12.6	13.6
少し関心がある	268	52.0	50.5	56.3
あまり関心がない	117	22.7	29.9	24.0
ほとんど・まったく関心がない	29	5.6	4.1	5.2
無回答	10	1.9	2.9	0.9
合計	515	100.0	100.0	100.0

＜性別にみた人権問題についての関心度＞



<年代別にみた人権問題についての関心度>



(2) 関心のある人権問題

関心のある人権問題としては、「障がいのある人」、「高齢者」、「インターネット」、「子ども」の人権問題の割合が高い。

県の結果と比較した本市の特徴をみると「高齢者に関する問題」と「子どもに関する問題」の割合が高く、「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」や「女性に関する問題」、「同和問題」、「外国人などに関する問題」、「性的少数者に関する問題」の割合が低くなっている。また、年代別に最も割合の高い人権問題は、29歳以下「障がいのある人に関する問題」(53.8%)、30歳代「子どもに関する問題」(72.5%)、40歳代「インターネットなどによる人権に関する問題」(54.5%)、50歳代と60歳代「障がいのある人に関する問題」

(53.5%と59.4%)、70歳代と80歳以上「高齢者に関する問題」(72.5%と54.7%)となっている。

- ✓ 「障がいのある人に関する問題」、「高齢者に関する問題」はもちろんのこと「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」や「女性に関する問題」、「同和問題」、「外国人などに関する問題」、「性的少数者に関する問題」など、いずれも重要な問題であり、自らの身近な問題だけでなく、隣人や知り合いなど多くの市民に、人権問題について広く関心をもってもらえるための取り組みが必要である。

＜関心のある人権問題（全体及び県との比較）＞

	今回n=515 (R5年度)		前回n=555 (H30年度)	県n=1,876 (R4年度)
	度数	%	%	%
同和問題	115	22.3	19.3	30.4
女性に関する問題	189	36.7	33.3	47.4
子どもに関する問題	244	47.4	40.2	34.8
高齢者に関する問題	260	50.5	54.1	32.4
障がいのある人に関する問題	276	53.6	47.4	54.2
日本に住んでいる外国人や外国にルーツのある人に関する問題	85	16.5	13.3	26.7
新型コロナウイルス感染症に係る人権に関する問題	72	14.0	—	43.1
HIV感染者・エイズ患者に関する問題	33	6.4	9.9	13.8
ハンセン病患者・元患者や家族などに関する問題	39	7.6	6.3	13.5
犯罪被害者などに関する問題	107	20.8	20.0	24.5
インターネットなどによる人権に関する問題	249	48.3	35.9	55.8
アイヌの人々に関する問題	22	4.3	3.4	9.8
刑を終えて出所した人に関する問題	69	13.4	11.5	15.5
性的少数者に関する問題	87	16.9	—	21.9
ホームレスに関する問題	56	10.9	9.7	16.5
北朝鮮当局による拉致被害者及び家族などに関する問題	146	28.3	30.8	22.7
人身取引※(トラフィッキング)に関する問題	106	20.6	15.0	15.3
原発事故による放射線被ばく及び風評被害に関する問題	133	25.8	23.8	21.3
その他	9	1.7	1.6	1.7
とくになし	36	7.0	6.8	4.3
合計	2,333	4.5	複数回答で平均4.5個を選択	

＜年代別にみた高い割合の選択肢＞

	最も高い割合	2番目に高い割合	3番目に高い割合
～29歳	障がいのある人に関する問題	インターネットなどによる人権に関する問題	子どもに関する問題
	53.8%	50.0%	38.5%
30～39歳	子どもに関する問題	女性に関する問題	障がいのある人に関する問題、インターネットなどによる人権に関する問題
	72.5%	57.5%	52.2%
40～49歳	インターネットなどによる人権に関する問題	障がいのある人に関する問題	子どもに関する問題
	54.5%	47.7%	43.2%
50～59歳	障がいのある人に関する問題	インターネットなどによる人権に関する問題	子どもに関する問題
	53.5%	49.3%	43.7%
60～69歳	障がいのある人に関する問題	高齢者に関する問題	インターネットなどによる人権に関する問題
	59.4%	54.5%	53.5%
70～79歳	高齢者に関する問題	障がいのある人に関する問題	インターネットなどによる人権に関する問題
	72.5%	55.0%	48.1%
80歳以上	高齢者に関する問題	障がいのある人に関する問題	北朝鮮当局による拉致被害者及び家族などに関する問題
	54.7%	52.0%	46.7%

(3) あなたが考える人権問題について

調査主体が意識していない人権問題を把握するために、あえて自由に記述してもらう方法で回答を得ることとした。

全体でみると、190 件（回答者の 36.9%）の自由記述が得られ、類似した内容は統合し 104 件に集約した。内容をみると、「インターネットや SNS による人権侵害に関する記述」の 31 件が最も多く、以下、件数の多い方から「貧富の差、格差社会に関する記述」（16 件）、「子どもに対する犯罪や人権侵害に関する記述」（15 件）、「行き過ぎた権利意識に関する記述」（13 件）、「いじめに関する記述」（9 件）、「女性や性別による役割分担意識に関する記述」（7 件）、「他人の意見を認めないなど多様性を認めない風潮に関する記述」（7 件）、「性的少数者に関する記述」（6 件）となっている。このうち「市民意識調査」問 2（「市民意識調査報告書」33 ページ）の設問の選択肢になかった内容は、「貧富の差、格差社会に関する記述」（16 件）、「行き過ぎた権利意識に関する記述」（13 件）、「いじめに関する記述」（9 件）、「他人の意見を認めないなど多様性を認めない風潮に関する記述」（7 件）となっている。

✓ 「貧富の差、格差社会」、「行き過ぎた権利意識」など、人権問題を考察する際に非常に重要な課題が自由記述で挙げられた。具体的には、貧富の差による教育格差、シングルマザーなどの生活苦の問題、自由をはきちがえている人の問題、調査時点（令和 4 年秋）ではあまり広がっていなかったパワーハラスメントやカスタマーハラスメントを想起される事例などが挙げられており、これら自由記述により提起された視点による取り組みについても検討していく必要がある。

■「中間市人権問題に関する市民意識調査」（令和 5 年 10 月～11 月実施）に対する総合評価

「声」としての人権問題——届くこと／聴くこと

北九州市立大学法学部准教授（法社会学） 林田幸広

1. はじめに

中間市は、平成 22 年度より、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、同市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進している。現在、第 3 次計画（令和 2 年度から令和 6 年度）に基づき、さまざまな取り組みがなされているところである。その一環として、本計画を見直す際に参照したり、今後の人権教育・啓発推進のあり方に反映させたりするために、第 1 回（平成 24 年 10 月）・第 2 回（平成 30 年 10 月）に続き、令和 5 年 10 月に「中間市人権問題に関する市民意識調査」が実施された。設問ごとの分析は（「市民意識調査報告書」）5～25 頁に、また詳しい調査結果は（同書）27 頁以下に示されているので、それぞれご参照願いたい。以下では、法社会学（さしあたり、「法の理念や制度の趣旨が、社会の実態においてどの程度／どのように機能しているかを観察・分析する学問分野」としておく）を専攻する筆者の関心や視点から、本調査の講評をおこなう。

2. 新しい設問

今回の調査は第 2 回と同様に、＜人権全般について＞というテーマが冒頭に配されている。ここでは人権への関心の程度（問 1）や、具体的に関心のある人権問題（問 2）が問われ、福岡県による人権意識調査（「福岡県人権問題に関する県民意識調査」——現在、令和 4 年 3 月の報告書が県ホームページで閲覧できる）と同じような質問項目が意図的に設けられている。そのねらいは、回答結果を県全体との比較のうちに置き、中間市の特徴や問題を可視化させると

ともに、それらを今後の施策に反映させることにあるという。その意味では、今後も県調査を参照した設問は有用であると考えられる。

加えて、今回の調査では上記テーマのなかに新しい設問、それも自由記入欄（問3）が設けられた（「あなたは、現在の日本社会や身近な日常生活においてどのようなことが人権に関わる問題になっていると考えますか。下の空欄に自由に記述してください。」）。確かに問2でも関心のある人権問題が問われているものの、それは質問票にあらかじめ載っている項目（18の具体例）のなかから、基本的には回答者が選択する形式となっている。しかしこれでは質問作成者の想定する問題群を前提とし、それをなぞる回答しか得られにくく、回答者＝市民が自ら考え問題提起する余地を狭めてしまう可能性があるとの指摘が前回の講評においてなされていた。これに対し自由記入形式の新しい設問は、選択肢にとらわれることなく、回答者自らが「人権問題」としてまさに「問題化」したい事柄を主体的に自分の言葉で表現することを促すものであり、前回の講評に真摯に応える設問であるといえる。そしてこの自由記入欄には、実に190件もの回答が、言い換えれば中間市民190人による意見表明があったことを考えれば、それらはお仕着せではなく、中間市で日々生活している市民があげた現実の「声」として位置づけることができよう。なかには問2の選択肢と内容的に重なるような回答もあるが、それでもたんに選択肢から選ぶのと、自分の「声」を言葉にして記すのはまったくの同列の行為ではないといえよう。

3. 「声」としての人権問題

190の「声」は、しかし別の観点からすると議論含みでもある。その観点とは、人権という言葉の定義である。自由記入の回答結果の分析を見てみると、問2で示された18の具体例以外の内容（テーマ分け）として、「貧富の差、格差社会に関する記述」（16件）、「行き過ぎた人権意識に関する記述」（13件）、「いじめに関する記述」（9件）、「他人の意見を認めないなど多様性を認めない風潮に関する記述」（7件）とある。しかし、これらのテーマでくくられた各々の考えすべてが一律に人権問題であるかどうかは微妙である。たとえば、上記「貧富の差、格差社会に関する記述」のなかに、「物価の上昇」、「生活水準の違い」といった回答があったが、これらは人権問題なのだろうか。

実はこの点についても前回の講評において指摘がなされていた。人権という言葉は様々な場面で多用されている状況があるため、その意味内容が拡散し曖昧なものになっており、議論がかみ合わないことがある（「〇〇は人権侵害」との主張が単なる「わがまま」に受け取られるようなことになれば、人権をめぐる発言や行為は地域社会の分断をも招きかねない）。前述の「行き過ぎた人権意識」というのも、こうした拡散や分断と無関係ではないだろう。

ではあらためて人権とは何か。ここで中間市が当基本計画において定めている人権の定義を見てみよう（「第3次中間市 人権教育・啓発に関する基本計画 27頁―第3章 基本計画の方向性―1.基本理念(目指す姿)―(1)人権の定義」より）。

「人権とは、一人ひとりが人間として生きていく上で最も大切に守るべき権利であり、人が人として尊厳ある存在として平等な配慮と尊重を受け、社会において幸福な生活を営むのに欠かすことのできない権利である。」

平易な言葉で非常にわかりやすくまとめられており、人権の定義としては疑念の余地はない。だがあえて言えば、定義にある「最も大切に守るべき権利」や「幸福な生活」といったものは、究極的には、「一人ひとり」異なりうるのではないか。先に人権問題と言えるかと疑問を投げかけていた「物価の上昇」にしても、それによって切り詰めの生活を余儀なくされ、たとえば食事を満足にとれなくなった状況にある個人は、「尊厳ある存在として平等な配慮と尊重」を受けていると感じられるだろうか、「幸福な生活を営む」権利を実現できていると言えるだろうか。もし言えそうにないのなら、「物価の上昇」は少なくとも当人にとってみれば「人権問題」として位置づけられてもおかしくはない。このように、（学術的次元ならいざ知らず）中間市の定義に限らず人権にいかなる定義がなされようと、何を「人権問題」と考えるのかに関しては、かなりの幅や広がりがあるのが実態だろう。

とはいえ確かに、人権という言葉のもつ射程は無制限ではない。すべての社会問題が直ちに人権問題であるとするのはかなり乱暴である。その意味では、一方で、人権という言葉が指し示す

内容は何なのかを絶えず確認し絞っていく作業は必要である。しかしながら他方で、「人権問題と考えられる事柄とは何か」を質問された市民が、自らの言葉で回答した「声」は、ひとまず人権問題として「尊重」し、できれば「なぜそれを人権問題と考えたのか」について「考えていく」ことは求められてもよいのではないだろうか。もちろんその作業は、「声」を差し出された行政の側から始めるべきである。

4. 行政へのアクセス

そのためには、差し出された「声」が行政によって受けとめられ、傾聴されなければならないが、この点でやや気になる点がある。それは、本調査の問4を受ける形となっている問5の結果である。まず問4では「あなたは、これまでに人権を侵害されたことがありますか。あった場合、それはどんなことでしたか。（複数回答）」が質問され、続く問5では実際に人権侵害の経験があるとした回答者に対して「あなたは人権を侵害されたとき、どうしましたか。」が問われている。問5の回答は複数回答可の選択式で、選択肢のなかにいくつか相談先が示されている。よって問5は、人権侵害されたという「声」（経験）をどこに届けたか、という趣旨を含む質問であるといえる。結果をみると、総回答数は246件で、最も多いのは「家族や親類に相談した」

（36.8%）、次に多いのは「友人や先輩に相談した」（30.7%）で、いずれも前回調査時（平成30年度）よりも割合は増加している。対して、最も少ないのが「人権擁護委員や法務局に相談した」（0%）、次に少ないのが「市町村や県など行政に相談した」（0.4% 実数は1件）で、こちらはいずれも前回調査時より低下している。このことから、被害当事者の「声」は、さほど行政に届いていない（当事者は「声」を差し出す対象として行政を選んでいない）ことがうかがわれる。もっとも、行政に頼らずとも自分たちだけで問題解消ができることもありうるかもしれない。いわば自助に委ねるということである。しかしながら、これをスタンダードにするべきではない。この場合の自助とは、見方を変えれば社会が放置することである。自助は放置ではない。言葉の真の意味での自助とは、当人が自助努力を発揮できるような環境を社会の責任として整えていくことである。このような観点から、調査結果をより詳細に分析することも有益ではないか。

これは、アクセスという問題にも関連する。その相談先を選んだ理由については調査項目にないため推測にすぎないが、人権侵害を受けた当事者が、いわゆる親密圏にいる人たちに相談しがちな理由は、相談するにあたってのハードルが低く、打ち明けやすいためではないか。対してこれを逆から言えば、公式的な制度や行政には相談しにくい（体験を声として届けるにあたってのハードルが高い）とも考えられる。この点、行政としては有益な情報を発信したり、しかるべき窓口を整えたりしており、それを利用するか否かは市民の側の問題と、想定しているのかもしれない。しかしこれもまた放置ではないか。行政はたんに有益な情報を収集・発信すればよいわけではない。たとえ行政が有益な情報を発信しても、あるいは対応窓口を迅速に設置したところで、それを実際に市民が利用しないならば、ほとんど意味をなさない。市民から行政に向けてのアクセスがあってはじめてそれらが有益になるのである。

加えてアクセスはオン／オフのオールオアナッシングでもない。情報や窓口をどのように利用するかは、かなりの程度差がある。行政はいわばこのアクセスのグラデーションをできるだけ詳細に把握しておくことも重要だと考える。この点、問27は中間市の人権啓発活動（講演会、街頭啓発、チラシ、広報紙、市のHPなど）をあげ、「最近これらを見た、読んだ、あるいは参加したことなどはありますか。」というふうに、見ること・読むこと・参加することを同列に問うている。しかし例えば講演会の情報を広報紙で見ただけというアクセスと、実際に講演会に足を運んで聴講したというアクセスは、その活用の度合いに大きな違いがある。啓発活動を行政側の働きかけのみに完結させてはならない。どうすれば活動へのアクセスのハードルが下がり、市民の側の活動をより促すことができるかを視野に入れておくべきである。優良なコンテンツや環境が存在することと、それに市民がどの程度アクセスし、啓発にどの程度の実効性を見込めるのかとはまったくの別次元として捉えておくくらいのほうがよい。

5. 「回答しない」という「声」

最後に、今回の質問票にあったもうひとつの「初めての試み」に触れておきたい。それは、問33「あなたの性別を差し支えない範囲で教えてください。」という設問にたいして用意された回答の選択肢に、「1. 男性 2. 女性」だけでなく、「3. 回答しない」が明記されたことである。

これはいわゆる性的マイノリティへの配慮からと推察する。例えば性別違和を感じる当人にとってみれば、自分を男性か女性かのどちらかにあてはめることなどできない。逆に言えば、質問票に二つの選択肢しか用意しないのなら、当人に「どっちなんだ」と迫っていることとなる。当人のアイデンティティとは異なる既存のカテゴリーに無理やり押し込むというのは、その人を「尊厳ある存在」として「尊重」しているとはとうてい言い難い。そのような事情を考慮した選択肢だといえる。

また、「3. 回答しない」はマイノリティ当人でなくとも選ぶことができる。男女という二択の選択に関しては（たとえどちらかと自認していても）答えないことは当然にありうる。例えば、意識調査の結果に関し、男女別の分布は逐一必要だろうかという疑問を持っている場合だってあるだろう。項目を絶えず男女別に分けることで、たとえば「男性は□□が高い」「女性は△△に関心がある」との結果＝事実、物事を見るときの枷（かせ）になりかねず（「やっぱり男性は□□だね」、「女性なのに△△に無関心なのか」）、逆説的にジェンダーバイアスと呼び込む可能性もでてくる。少なくとも必要以上に男女別の属性を結果や評価に貼りつけることには注意が必要だろう。

このように考えれば、いずれの場合も男女という二元的性別を前提とする考えへの異議申し立ての「声」とみなすことができる。それまで抑圧され／自明性をまもってきた事柄を社会に向けて問題化する力を人権がもつのなら、「回答しない」もまた重要な人権問題を提起する「声」なのである。そして特筆すべきはその「声」が届く回路（「回答しない」という選択肢）を中間市行政が用意したという点である。今回の結果では、「3. 回答しない」は6.4%（33人）であった。数としては少数である。しかし重要なのは今回33人の「声」が届いたことである。その「声」をどう聴いていくことができるかが今後の課題であろう。

6. おわりに

くり返しになるが、人権問題はその対象が非常に広く、その意味内容も拡散しているという実態がある。市民から出された「声」としての人権問題（問3）のなかにも、いっけん、人権問題といえるのか苦慮する事柄もありうる。その意味においては、「何を以って人権問題なのか」を今一度確認する作業は必要である。しかしながら、その作業は、人権問題とそれ以外の問題をあらかじめ選別していくものであってはならないし、そもそもそれは不可能である。人権という不動の枠があって機械的かつ事柄ごとにその枠の内と外に振り分けていくことなどできないからだ。「新しい人権」という言葉があるように、これまでも人権は多様な意味地平を切り拓いてきた経緯がある。

ではどうするか。その際の手掛かりとなるのは、やはり市民の「声」であろう。市民が人権問題と考えるのであれば、それがなぜ人権問題なのかを聴き、行政側も考えていく。結果的にそれが人権問題にそぐわなかったとしても、別の形の社会問題である可能性は十分にあり、それならば別のルートで処理をすればよい。人権の枠外だとして門前払いをすれば、市民は萎縮しその声は小さく遠ざかってゆきかねない。そうならないために大胆に言えば、人権という言葉の持つ問口の広さを梃にして、市民は声を発し行政はその声を聴く、そうすることで市民の主体的なアクセスやコンタクトをいっそう促すのである。人権の中身や枠を確定していくのではなく、市民が考える人権問題についての議論フォーラムを設定することもあってよい。そうしたいわば市民／行政の相互的なやりとりはまた、行政が発信する人権啓発を情報レベルでなく社会の実態においてより実効的なものにしていくだろう。

実は中間市はこの点をすでに見越しているともみてとれる。本計画を引き継ぐ「中間市第5次総合計画」には「市民との協働交流による開かれたまちづくり」が盛り込まれるという。それによれば、行政機関はもとより、各種の委員会や市民活動団体などと連携・協働し、市民が参画できる行政を推進するとある。行政に市民の声が届き／行政が市民の声を聴く、そのような両者の協働が活性化すれば中間市はより暮らしやすいまちに近づいていくと思われる。

■貧富の差、格差社会に関する記述（16件）

・高度成長期を境に貧富の差が(階層が)逆転してしまったのではないと思う。以前はほとんどの人が貧しく、お互いを思いやっていたのに、現代は貧しさや弱者がスミに追いやられていると思う。
・貧富の差による教育を受ける社会に差があること。
・社会のルールと、そこで格差が生まれていると思います。見た目で印象もあるのでそこで判断してしまって社会のルールにはなっていない。
・社会のしくみによる生活・収入の格差、収入格差による学歴・人間性・目には見えない差別とおごりとさげすみの心は人間の心から完全にはなれることはない。
・経済格差
・貧困、教育を受ける機会、システム不足、政治に国民の意見が反映されない。
・シングルマザーなどの貧富の差(生活苦家庭)
・差別・貧富の差
・日本(社会)経済の脆弱化→給料格差による貧困化→こどもに満足はいく食や教育が行き届かない
・性別による差別 性的マイノリティーの方が生きにくい→平等な立場でない気がする。
・高所得者と低所得者との格差社会が問題(高所得者が低所得者を見下している)。
・収入の格差
・物価の上昇
・生活水準のちがい
・金持ちが得をする世の中
・収入の差、職業の差、男女の差
・生活や仕事での余裕のなさから他人への優しさが不足している。

■行き過ぎた権利意識に関する記述（13件）

・相手の立場に立って考える事が基本だと思います。「自分さえよければ」という考えが人権が守られない事につながると思います。
・人にたいして無関心で、自分さえよければいいと思っていること。
・権利を享受するだけで行使をしないこと。
・人権に関する過激な意識、反応も問題と考える。
・各々が、自分の人権を主張するあまり、他の人権を侵害していると思う。利他の心がなくなっていると思う。
・「人権」を声高に言う人ほど平気でハラスメントをしていることが問題。
・人としての自由をはきちがえている人。
・地域のグループ活動の中で、特に会話が苦手な方はつらいと思います。じぶんではありませんが・・・。
・人権を盾に無理な要求をする。
・少しナーバスになりすぎている気がする。騒ぎすぎるからよけいにややこしくなっていると思う。
・権利ばかり主張して義務を履行していない事。そういう人を放任している事。
・バリアフリー対策、いき過ぎたコンプライアンスの遵守、ハラスメントの主張が強すぎる世の中、ハラスメントによるハラスメント。
・女性のわがままな発言や行動及び女性の権利を悪用した考え方等で傷つく。

■いじめに関する記述 その1(7件)

・いじめ
・現代においてやはり「いじめ」の問題だと思います。こどもだけでなく大人の世界でも最近は特に多く感じられます。なぜ人の嫌がる言葉や行動がでるのか、もう少し広い心を持てる社会であってほしい。今、我慢する事が出来ない人が多すぎますね。
・いじめや不平等など
・学校や社会でのいじめ
・いじめ(学生)によって、自殺までに追い込まれることの問題
・いじめ問題
・いじめ、貧困、毒親

■いじめに関する記述 その2(2件)

・こどもの頃(小学生)学校内でひどいいじめがあった。少し自分達と違うと認識されたら(言葉づかい、今で言う学習障害、生活水準、容姿等)。何もしなかった自分も加害者であろうと思う。こども心に「しかたない」と感じていた様に思う。もっと幼い頃からそれは人としてあってはいけない事と教育をうけたらどうか?とふり返る。

・いじめや差別に関わる全ての事

■多様性を認めない風潮に関する記述 (7件)

・自己主張をすると受け取る側の反応が様々である。それで良いと思える人が少ない。みんな一緒の考え方だと思いこんでいる。

・個々人が持っている価値感の違いを認めない風潮が強く利己主義が多い。

・様々な日常生活において、人と人のかかわりのなかで、勝手な道德感、倫理感にておかされつつある。無意識に行っている。

・日常生活において地域でのルールを決める時に意見交換しても一方的に意見を通してしまわれる事など。

・自分よがりな人が多い(今の若い人)10代~20代。

・個人の価値観の相違や偏見により相互理解しようとせず一方的に攻撃や差別される方々が多く見受けられます。

・異質な人、ものを排除する社会。同質社会を維持しようとしている。

(4) 人権を侵害された経験とその内容

約半数近い人が「人権を侵害されたことはない」と回答している。以下、回答割合の高い方から、「職場などでの不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ（パワーハラスメント）」

（19.6%）、「地域・家庭・職場・学校における暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」（17.1%）、「根も葉もない噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」（16.5%）の順となっており、地域・家庭・職場・学校などで人権を侵害された経験を持つ人の割合が比較的多くなっている。

年代別では 30 歳代から 50 歳代で「人権を侵害されたことがことはない」人の割合が低くなっている。

- ✓ 約半数の人が人権を侵害された経験がない（と感じている）というのは評価すべきことであるか、逆に約半数の人が人権を侵害された経験がある（と感じている）ことは大いに問題があるとも評価することができる。また、回答者が選択肢に示された具体例以外の人権侵害例を思い浮かべることが難しかった可能性もあり（「その他」を選んだのは 3.1%）、結果の評価は慎重に行っていく必要がある。いずれにせよ、今回の調査結果では、地域・家庭・職場・学校における暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせの根絶を目指した取り組みが必要であることがうかがえる。

<人権を侵害された経験とその内容（全体及び県との比較）>

	今回n=515 (R5年度)		前回n=555 (H30年度)	県n=1,876 (R4年度)
	度数	%	%	%
根も葉もない噂や悪口による、名誉・信用などの侵害	85	16.5	15.9	19.0
公的機関や企業などによる不当な扱い	24	4.7	4.9	5.1
地域・家庭・職場・学校における暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ	88	17.1	19.1	16.8
信条・性別・社会的身分などの違いによる不平等や不利益な扱いなどの差別待遇	23	4.5	3.4	5.1
インターネットによるプライバシーの侵害	14	2.7	2.7	2.7
インターネット以外でのプライバシーの侵害	6	1.2	1.8	2.0
保護者からの虐待(児童虐待)	10	1.9	1.3	1.9
介護や介助をしている人などからの虐待(高齢者虐待)	4	0.8	0.2	0.3
性的嫌がらせ(セクシャル・ハラスメント)	22	4.3	2.9	5.2
配偶者や恋人などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)	22	4.3	3.1	4.1
特定の人にしつこくつきまといられること(ストーカー)	16	3.1	3.1	3.3
職場などでの不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)	101	19.6	16.2	19.2
その他	16	3.1	2.0	1.6
人権を侵害されたことはない	234	45.4	48.1	52.2
合計	665	1.3	複数回答で平均1.3個を選択	

＜年代別にみた人権を侵害された経験とその内容＞

	合計	根も葉もない噂や悪口による、名誉・信用などの侵害	公的機関や企業などによる不当な扱い	地域・家庭・職場・学校における暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ	信条・性別・社会的身分などの違いによる不平等や不利益な扱いなどの差別待遇	インターネットによるプライバシーの侵害	インターネット以外でのプライバシーの侵害	保護者からの虐待（児童虐待）	介護や介助をしている人などからの虐待（高齢者虐待）	性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）	配偶者や恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）	特定の人にしつこくつきまとわれること（ストーーカー）	職場などでの不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ（パワーハラスメント）	その他	人権を侵害されたことはない
全体	515	85 16.5%	24 4.7%	88 17.1%	23 4.5%	14 2.7%	6 1.2%	10 1.9%	4 0.8%	22 4.3%	22 4.3%	16 3.1%	101 19.6%	16 3.1%	234 45.4%
■年代別															
～29歳	26	7 26.9%	0 0.0%	5 19.2%	1 3.8%	2 7.7%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	1 3.8%	3 11.5%	0 0.0%	13 50.0%
30～39歳	40	11 27.5%	1 2.5%	12 30.0%	3 7.5%	4 10.0%	1 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	3 7.5%	4 10.0%	4 10.0%	14 35.0%	2 5.0%	14 35.0%
40～49歳	44	5 11.4%	1 2.3%	14 31.8%	1 2.3%	1 2.3%	0 0.0%	1 2.3%	0 0.0%	4 9.1%	3 6.8%	4 9.1%	14 31.8%	1 2.3%	17 38.6%
50～59歳	71	24 33.8%	7 9.9%	16 22.5%	6 8.5%	2 2.8%	1 1.4%	3 4.2%	1 1.4%	7 9.9%	2 2.8%	2 2.8%	25 35.2%	2 2.8%	23 32.4%
60～69歳	101	12 11.9%	2 2.0%	13 12.9%	4 4.0%	2 2.0%	1 1.0%	1 1.0%	1 1.0%	2 2.0%	4 4.0%	0 0.0%	20 19.8%	3 3.0%	47 46.5%
70～79歳	131	13 9.9%	6 4.6%	13 9.9%	4 3.1%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%	2 1.5%	2 1.5%	3 2.3%	10 7.6%	5 3.8%	73 55.7%
80歳以上	75	8 10.7%	6 8.0%	10 13.3%	3 4.0%	2 2.7%	2 2.7%	2 2.7%	1 1.3%	2 2.7%	5 6.7%	1 1.3%	10 13.3%	3 4.0%	36 48.0%
無回答	27	5 18.5%	1 3.7%	5 18.5%	1 3.7%	0 0.0%	1 3.7%	2 7.4%	0 0.0%	2 7.4%	1 3.7%	1 3.7%	5 18.5%	0 0.0%	11 40.7%

(5) 人権を侵害されたときの対応

回答者の67.5%が家族や親類、友人や先輩に相談しており、前回調査と比べ、「何もできなかった」の割合が8.8ポイント減少している。また、県の調査結果と比較すると、「何もできなかった」の割合が低く、何らかの対応を行っている人の割合が県平均よりも高いことがうかがえる。年代別にみると、「何もできなかった」は「60～69歳」と「70～79歳」、「80歳以上」の年代で高くなっている。

- ✓ 「何もできなかった」ではなく何らかの行動をとることが必要であるが、人権問題に関して相談できる地域社会をつくっていくことが重要である。特に「何もできなかった」割合が高い年代には、相談できる窓口を周知していく必要がある。

＜人権を侵害されたときの対応（全体及び県との比較）＞

	今回n=231 (R5年度)		前回n=288 (H30年度)	県n=822 (R4年度)
	度数	%	%	%
家族や親類に相談した	85	36.8	28.8	36.1
友人や先輩に相談した	71	30.7	23.6	38.1
自治会の役員や民生委員に相談した	4	1.7	1.0	1.6
学校の教職員に相談した	11	4.8	7.3	
人権擁護委員や法務局に相談した	0	0.0	0.7	0.6
市町村や県など行政に相談した	1	0.4	2.8	3.3
弁護士に相談した	3	1.3	2.1	3.9
警察に相談した	9	3.9	3.5	3.3
特定非営利活動法人(NPO)などの民間団体に相談した	1	0.4	—	0.9
相手に直接抗議した	34	14.7	15.6	15.6
その他	0	0.0	5.2	5.0
何もできなかった	27	11.7	20.5	30.4
合計	246	1.1	複数回答で平均1.1個を選択	

＜年代別にみた人権を侵害されたときの対応＞

	合計	家族や親類に相談した	友人や先輩に相談した	自治会の役員や民生委員に相談した	学校の教職員に相談した	人権擁護委員や法務局に相談した	市町村や県など行政に相談した	弁護士に相談した	警察に相談した	特定非営利活動法人（NPO）などの民間団体に相談した	相手に直接抗議した	何もできなかった
全体	231	85	71	4	11	0	1	3	9	1	34	27
		36.8%	30.7%	1.7%	4.8%	0.0%	0.4%	1.3%	3.9%	0.4%	14.7%	11.7%
■年代別												
～29歳	9	5	3	0	2	0	0	0	1	0	2	0
		55.6%	33.3%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	22.2%	0.0%
30～39歳	24	12	13	0	5	0	1	0	1	1	5	2
		50.0%	54.2%	0.0%	20.8%	0.0%	4.2%	0.0%	4.2%	4.2%	20.8%	8.3%
40～49歳	24	10	7	0	1	0	0	0	2	0	1	2
		41.7%	29.2%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	4.2%	8.3%
50～59歳	48	17	9	0	1	0	0	1	2	0	8	5
		35.4%	18.8%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	4.2%	0.0%	16.7%	10.4%
60～69歳	43	14	18	1	0	0	0	1	0	0	5	7
		32.6%	41.9%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	11.6%	16.3%
70～79歳	43	13	9	3	2	0	0	1	3	0	6	7
		30.2%	20.9%	7.0%	4.7%	0.0%	0.0%	2.3%	7.0%	0.0%	14.0%	16.3%
80歳以上	27	8	6	0	0	0	0	0	0	0	5	4
		29.6%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.5%	14.8%
無回答	13	6	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		46.2%	46.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%

2. 人権問題を解決するための望ましい方法

(1) 同和地区の人を嫌がったりするような意識について

「残っていると思う」と「わからない」が同率の37.9%で最も高くなっている。

平成30年度の調査結果と比べ、大きな差は認められない。

「わからない」という回答については、差別意識が残っているかどうか突き詰めて考えた上での「わからない」、または無関心で同和地区についての情報や知識がないことからの「わからない」があると思われる。

- ✓ 無関心が要因となって「わからない」と回答した層は、偏った情報や一方的な情報により容易に差別意識を持ってしまう可能性が高く、こういった層が拡大しないための広報や研修などの取り組みが必要である。

＜同和地区の人を嫌がったりするような意識について（全体及び前回調査との比較）＞

	今回 (R5年度)		前回 (H30年度)
	度数	%	%
残っていると思う	195	37.9	39.5
残っていないと思う	119	23.1	21.1
わからない	195	37.9	38.4
無回答	6	1.2	1.1
合計	515	100.0	100.0

(2) 同和地区を避けたりする意識が残っていると思った場面

同和地区を避けたりする意識が「残っていると思う」と回答した人に、具体的にどのような場面でそうした意識が残っているかを尋ねたところ、「地域・地名など」が58.5%で最も高く、これに「結婚」の50.3%、「普段のおつきあい」の24.1%が続いている。

平成30年度の調査結果と比較すると、「地域・地名など」の割合が5.4ポイント減少し、「普段のおつきあい」が6.3ポイント増加している。

- ✓ 「地域・地名など」が最も高くなった背景には、「インターネットによるプライバシーの侵害」などに関連があると思われる。

＜同和地区を避けたりする意識が残っていると思った場面（全体及び前回調査との比較）＞

	今回n=195 (R5年度)		前回n=219 (H30年度)
	度数	%	%
結婚	98	50.3	47.9
就職・就業	32	16.4	20.1
仕事(職種)	27	13.8	10.5
進学など	6	3.1	1.4
普段のおつきあい	47	24.1	17.8
地域・地名など	114	58.5	63.9
政策・施策・法律	11	5.6	7.8
本・テレビ・インターネット	18	9.2	7.8
具体的にはわからない	17	8.7	7.3
その他	6	3.1	1.4
合計	376	1.9	複数回答で 平均1.9個を 選択

(3) こどもに関する人権上の問題

こどもに関する事柄で、人権上特に問題があると思われることを尋ねたところ、「保護者などが子どもを身体的、心理的（放任や無視を含む）、性的に虐待すること」の36.9%が最も高く、これに「子ども同士で仲間はずれや暴力、無視などのいじめをしたり、させたりすること」の36.3%が続いている。平成30年度の調査結果と比較すると、「保護者などが子どもを身体的、心理的（放任や無視を含む）、性的に虐待すること」の割合が7.0ポイント、「『子どもだから』という理由で、子どものプライバシーや意見、考えを尊重しないこと」が5.8ポイントそれぞれ増加している。

児童虐待事件が相次いでいることを受けて、2019（平成31）年3月19日の閣議で決定された児童虐待防止法などの改正案では、親がしつけにあたって、こどもに体罰を加えることを禁止しており、今回の調査では「教師などが（前回「大人が」）体罰を加えること」の割合が平成30年度の調査結果から7.4ポイント減少している。

- ✓ こどもに関係するいじめや虐待の問題への対応は、喫緊の課題である。また、いじめなどに関する無関心や無対応の問題のほか、本書23～24ページの自由記述にみられる家庭の経済状況による、こどもの貧困と教育格差の問題など、こどもに責任のない重要な人権上の問題としての対応が必要である。

＜こどもに関することで人権上特に問題があること（全体及び前回調査との比較）＞

	今回n=515 (R5年度)		前回n=555 (H30年度)
	度数	%	%
学校や就職先の選択などについて、大人が子どもに自分の考えを押しつけ、子どもの意見や考え方を無視すること	152	29.5	26.7
「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーや意見、考えを尊重しないこと	120	23.3	17.5
子ども同士で仲間はずれや暴力、無視などのいじめをしたり、させたりすること	187	36.3	35.7
教師などが体罰を加えること	63	12.2	19.6
保護者などが子どもを身体的、心理的（放任や無視を含む）、性的に虐待すること	190	36.9	29.9
子どもの虐待に気づいても、見て見ぬふりをする	115	22.3	23.2
児童買春、売春、児童ポルノなど	66	12.8	14.4
インターネットや携帯電話などから得られる暴力や性など、子どもにとって有害な情報の氾濫	107	20.8	23.4
不審者によるつきまといなど、子どもの安全をおびやかす行為	39	7.6	12.4
家庭の経済状況により、子どもの生活や進学、就職などに差が出てくること	130	25.2	24.0
家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、生活や進学、就職などに支障があること（ヤングケアラー）	88	17.1	—
いじめをしている人やいじめられている人を見て、周りの人が見て見ぬふりをする	124	24.1	24.7
その他	7	1.4	2.0
特になし	28	5.4	7.4

■こどもに関する記述（15 件）

・1 こどもが親を殺す 2 毎日の様に発生する交通事故 3 電話による詐欺事件
・日本社会もさまざまな人権問題がありますが、家庭においても夫婦間のそういう、こどもに対する親の暴力等
・幼いこどもに対する性犯罪、親がこどもに暴力を振るったり犯罪を強いること(万引きとか)。
・おとながこどもに対して、えんりよしてる世の中に少し、違和感でしかない。
・毒親問題、未熟なまま親になりこどもの人権を軽視して子育てをすること・潜在的に思想の底流にある日本人の男尊女卑の考え方
・親のこどもに対する虐待
・最近ニュースでよく。自分のこどもの乱暴や、保育園や幼稚園の送迎での死亡などこどもの人権がおそろそかになっているのでは。
・こどもの虐待
・こども達を守る事
・こども・施設での虐待・イジメ・インターネットなどによるプライバシーの侵害
・こどもに関する問題・高齢者に関する問題・性的少数者に関する問題
・こどもへの虐待、いじめ、障がい者に対する不当な扱い。
・仕事でこどもや障害のある方と関わっているため、周囲の人たち(家族を含む)当人たちへの理解がない(受容できていない)ことが人権に関わる問題となる行動に出てしまう(正しい理解が必要だと思う)。
・特にこどもに関する問題 障がいのある人に関する問題
・こどものぎゃくたい ・パワハラ ・性的少数者に対する偏見 ・セクハラ

(4) 高齢者に関する人権上の問題

高齢者に関する事柄の中で、特に人権上問題があると思われることを尋ねたところ、「インターネットや携帯電話などが自由に使えないため、生活に必要な情報が高齢者に十分伝わりにくいこと」が37.5%で最も高く、これに「詐欺や悪徳商法の被害を受けやすいこと」の31.8%、「病院や老人ホームなどでの看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること」の31.3%が続いている。

平成30年度の調査結果と比較すると、「身につけている能力や技術などを発揮できる機会や場が少ないこと」の割合が8.6ポイント、「詐欺や悪徳商法の被害を受けやすいこと」が5.1ポイントそれぞれ増加している一方で、「高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと」の割合が4.9ポイント減少している。

- ✓ インターネット社会に追いついていけない状況での孤立感、詐欺や悪徳商法、介護などでの不当な扱いに対する不安感が上位となっており、これらの孤立感や不安感を解消していくための施策も必要である。

＜高齢者に関して特に人権上問題があると思われるもの（全体及び前回調査との比較）＞

	今回n=515 (R5年度)		前回n=555 (H30年度)
	度数	%	%
身につけている能力や技術などを発揮できる機会や場が少ないこと	85	16.5	7.9
高齢者の人格や意見、行動が尊重されないこと	58	11.3	11.7
道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと	112	21.7	24.7
インターネットや携帯電話などが自由に使えないため、生活に必要な情報が高齢者に十分伝わりにくいこと	193	37.5	34.2
家庭内での看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること	63	12.2	12.4
病院や老人ホームなどでの看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること	161	31.3	29.2
高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと	123	23.9	28.8
認知症に対する誤解や偏見のため不当な扱いを受けること	70	13.6	14.6
経済的に自立が困難なこと	128	24.9	29.7
単身高齢者などが賃貸の住宅(アパートなど)への入居を拒否されること	123	23.9	—
詐欺や悪徳商法の被害を受けやすいこと	164	31.8	26.7
その他	15	2.9	1.4
特になし	27	5.2	6.8

(5) 障がいのある人に関する人権上の問題

障がいのある人に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることを尋ねたところ、「働ける場所や能力を発揮できる機会が少ないこと」が30.9%で最も高く、これに「人々の障がいのある人に対する理解を深める機会が少ないこと」の28.2%、「差別的な言動をされること」の24.7%が続いている。

平成30年度の調査結果と比較すると、「聴覚や視覚に障がいのある人などへの必要な情報を伝える配慮が足りないこと」の割合が5.5ポイント、「人々の障がいのある人に対する理解を深める機会が少ないこと」が4.8ポイント、「職場や学校、地域で嫌がらせやいじめを受けることが」4.0ポイントそれぞれ増加している。これに対し、「就職・職場で不利な扱いを受けること」の割合が4.8ポイント、「人格や行動が尊重されないこと（結婚、就職時の周囲の反対など）」が4.6ポイント、「経済的に自立が困難なこと」が4.5ポイントそれぞれ減少している。

- ✓ 近年の障がい者施策の推進などの効果もあり、障がいのある人の社会参画が進んでおり、より細やかな障がいのある人の視点に立った配慮や障がいのある人についての理解が求められていることがうかがえる結果となっている。ただし、障がいのある人の経済的な自立が容易にでき、かつ差別のない地域社会づくりは、今もなお途上にあることは確かなことである。

＜障がいのある人に関して人権上問題があると思われるもの（全体及び前回調査との比較）＞

	今回n=515 (R5年度)		前回n=555 (H30年度)
	度数	%	%
人格や行動が尊重されないこと(結婚、就職時の周囲の反対など)	96	18.6	23.2
差別的な言動をされること	127	24.7	24.5
聴覚や視覚に障がいのある人などへの必要な情報を伝える配慮が足りないこと	100	19.4	13.9
人々の障がいのある人に対する理解を深める機会が少ないこと	145	28.2	23.4
道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと	106	20.6	21.6
働ける場所や能力を発揮できる機会が少ないこと	159	30.9	31.4
アパートなどの住宅を容易に借りることができないこと	28	5.4	4.1
就職・職場で不利な扱いを受けること	55	10.7	15.5
職場や学校、地域で嫌がらせやいじめを受けること	68	13.2	9.2
病院や福祉施設において、不当な扱いや虐待を受けること	42	8.2	7.2
利用できる在宅サービスや福祉施設・病院が少ないこと	57	11.1	11.5
学校の受け入れ体制が不十分なこと	39	7.6	9.0
詐欺や悪徳商法の被害を受けやすいこと	24	4.7	4.9
災害など危急の状況下で情報を伝える体制が十分でないこと	40	7.8	—
スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと	16	3.1	3.2
経済的に自立が困難なこと	125	24.3	28.8
じろじろ見られたり、避けられたりすること	64	12.4	13.7
その他	8	1.6	1.4
特になし	31	6.0	4.1

（６）外国人に関する人権上の問題

外国人に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることを尋ねたところ、「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）を受けること」の34.2%が最も高く、これに「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと」が27.4%、「外国語に対応できる行政窓口や施設などが少ないこと」の21.9%が続いている。

平成30年度の調査結果と比較すると、「駅や公共交通機関、文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで、外国語表示がなく、十分なサービスが受けられないこと」の割合が7.7ポイント、「外国語に対応できる行政窓口や施設などが少ないこと」が6.4ポイント、「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと」が5.8ポイントそれぞれ減少している。また、今回新設した「法律や制度などの整備が十分でないこと」は18.4%と、比較的高い割合となっている。

- ✓ 少子高齢化の進展により労働者不足が深刻化してきており、今後、さらに外国人労働者の受け入れが見込まれている。外国人との共生は、本市も例外ではなく必要とされることがうかがえるため、外国人が暮らしやすく、差別のない受け入れ体制を整えていく必要がある。具体的には、差別や偏見、誤解の解消、対応できる行政窓口などの充実、公共スペースの多言語対応、保健・医療・防災・教育などの体制などの実現を着実に推進していく必要がある。

＜外国人に関して特に人権上問題があると思われるもの（全体及び前回調査との比較）＞

	今回n=515 (R5年度)		前回n=555 (H30年度)
	度数	%	%
外国人の人格や行動が尊重されないこと	61	11.8	8.8
特定の民族や国籍の人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）を受けること	176	34.2	31.0
外国人が働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと	103	20.0	17.1
保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分に手に入らないこと	107	20.8	18.0
国籍を理由に周囲が結婚を反対すること	35	6.8	8.8
外国籍であることが知られると差別や不利益を受けることがあるため、本名を名乗れないこと	35	6.8	10.1
住宅を容易に借りることができないこと	45	8.7	9.7
就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受けること	111	21.6	19.5
外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと	141	27.4	33.2
学校の受験資格の扱いや受け入れ体制が十分でないこと	27	5.2	6.5
駅や公共交通機関、文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで、外国語表示がなく、十分なサービスが受けられないこと	56	10.9	18.6
外国語に対応できる行政窓口や施設などが少ないこと	113	21.9	28.3
法律や制度などの整備が十分でないこと	95	18.4	—
その他	34	6.6	3.4

(7) インターネットに関する事柄で人権が尊重されていないと思うこと

インターネットに関する事柄で、人権が特に尊重されていないと思うことを尋ねたところ、「他人を誹謗中傷する表現や内容を掲載し、拡散されること」が72.6%で最も高く、これに「SNSなどで悪質・不快な書き込みをされること」の36.9%、「個人情報の流出やプライバシーの侵害などの問題が多く発生していること」の35.0%が続いている。

平成30年度の調査結果と比較すると、「他人を誹謗中傷する表現や内容を掲載し、拡散されること」の割合が27.4ポイント増加しており、近年インターネットを使って他人を誹謗中傷する事例が深刻化していることがうかがえる。

- ✓ 国、県、民間団体などとの連携により、インターネットによる誹謗中傷や個人情報の流出を防ぐなどの具体的な施策を推進していくとともに、誹謗中傷に対する具体策を検討していく必要がある。

＜インターネットに関することで人権が尊重されていないと思うこと（全体及び前回調査との比較）＞

	今回n=515 (R5年度)		前回n=555 (H30年度)
	度数	%	%
他人を誹謗中傷する表現や内容を掲載し、拡散されること	374	72.6	45.2
差別を助長する表現や内容を掲載していること	71	13.8	15.7
同和地区の地名や動画などを掲載していること	25	4.9	—
SNSなどで悪質・不快な書き込みをされること	190	36.9	—
出会い系サイトやSNSなどで犯罪に巻き込まれること	104	20.2	44.0
捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載していること	31	6.0	6.3
わいせつな画像や残虐な画像を掲載していること	47	9.1	21.8
個人情報の流出やプライバシーの侵害などの問題が多く発生していること	180	35.0	35.9
悪徳商法による被害者となること	71	13.8	13.9
違法、有害のホームページをみて脅迫されたり被害者になること	26	5.0	18.2
匿名の情報発信者が多いため被害者の救済が難しいこと	127	24.7	23.6
その他	8	1.6	0.5
わからない	47	9.1	14.8

■インターネット等に関する記述（6件）

・インターネット、携帯
・マスコミの過激な報道 インターネット誹謗中傷
・SNS など不特定多数の人が見れる媒体での誹謗中傷
・携帯やインターネットでしか思った事が言えない。常識等がわからなくなっている。
・SNS の普及により、いろいろな情報を受け取ることができるようになり便利になったが、知り得た正誤を見極めず、ネットで書き込みを行って苦しむ人がいる社会。
・インターネットの誹謗中傷

■インターネット等に関する記述（25 件）

・今、一番の気になっている事は、インターネット(SNS)での誹謗中傷です、便利なネット社会ではありますが、人としてどうなのかといかりを覚えます。これでは人権は守られないと思います。
・インターネットでのとく名の書き込み、中傷は問題だと思います。
・インターネット非ぼう中傷
・インターネット等による人権に関する問題
・インターネットが普及したことによって、匿名性を悪用した誹謗中傷による人権侵害。また、いじめ。無意識で発言される女性蔑視、男性蔑視、外国人も。同性愛者に対しての無理解からくる人権侵害。
・インターネットによる誹謗中傷
・SNS での誹謗中傷等
・ネットによる誹謗中傷
・インターネットが普及しすぎて、個人のことを許可なく晒す人が増えている。個人情報をお気軽に SNS などにあげる事も問題ではあるが他人のプライバシーを考えずに晒す人の意識が問われると思う。
・インターネット等による悪質な誹謗中傷やイヤガラセが多すぎる。
・今はネットの時代で世間話をするように簡単に人権がおかされています。もっと人をいたわるような気持ちを常に持つ事が大事だと思います。
・インターネット、SNS による誹謗中傷
・パソコン、携帯電話の普及
・SNS による誹謗中傷について、自由に意見するのは良いがあまりにも身勝手な意見も自由に投稿できるのはどうかと思います。
・インターネットによる人権侵害や職場でのハラスメント新型コロナウイルス感染者に対する差別などが最近問題視されていると思います。
・SNS によるプライバシーの侵害 テレビによるプライバシーの侵害
・SNS などの誹謗中傷
・インターネット上などによる誹謗中傷
・SNS 等で他の人に対して中傷や批判的な事を書き込んでいる人がいて、当人はもっと勉強(人権について)して欲しい！
・インターネット等で他人を誹謗などを発信したりすること
・ネットによる発言は人権侵害です(おとなもこどもも)。
・SNS での誹謗中傷、拡散、マスコミ、メディアの政治家や芸能事務所への忖度、気骨の無さ
・インターネットによる人権侵害に近い被害を受けた事がある。法で守ってほしい。
・インターネットなどによる人権の誹謗中傷
・インターネットを使ったいじめ、高齢者への虐待。・こどもへのいじめ、障がいのある人への嫌がらせ。

（８）性的少数者の人権が尊重されていないと思うこと

性同一性障がい（からだの性とこころの性が一致しない状態）や性的指向（同性愛・両性愛）をはじめとする性的少数者の人権に関する事柄で、人権が尊重されていないと思うことを尋ねたところ、「性的少数者に対する理解が足りないこと」が39.6%で最も高く、これに「法律や制度などの整備が十分でないこと」の34.2%、「差別的言動を受けること」の29.1%が続いている。

性別に「回答しない」層では、「法律や制度などの整備が十分でないこと」（51.5%）、「同性のパートナーが病院などで家族として認められない場合があること」（48.5%）、「職場や学校で嫌がらせをされること」（27.3%）、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」（21.2%）となっている。これらの回答割合を回答者全体の結果と比較すると、「法律や制度などの整備が十分でないこと」17.3ポイント、「同性のパートナーが病院などで家族として認められない場合があること」20.0ポイント、「職場や学校で嫌がらせをされること」6.5ポイント、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」5.1ポイントそれぞれ高くなっており、性別に対して「回答しない」を選択した人たちが、より深刻な状況に置かれていることがうかがえる。

- ✓ 今回の結果をみると、本市においても性的少数者（LGBTQ）という理由で、あたり前の権利を得られていない人々が少なからず存在することがうかがえる。「性」の在り方は、人それぞれ顔が違うように、人それぞれで異なること、「性も個性の1つ」として理解することなど、性的少数者についての理解を深める広報・啓発を推進し、すべての市民が「自分らしく生きられる社会」づくりを進めていく必要がある。

＜性的少数者の人権が尊重されていないと思うこと（全体及び前回調査との比較）＞

	今回n=515 (R5年度)		前回n=555 (H30年度)
	度数	%	%
職場や学校で嫌がらせをされること	107	20.8	17.5
差別的言動を受けること	150	29.1	30.6
就職や職場で不利な扱いを受けること	110	21.4	16.6
アパートなどの住居への入居が困難なこと	25	4.9	6.7
店舗などの入店や施設利用を拒否されること	9	1.7	3.1
じろじろ見られたり、避けられたりすること	83	16.1	16.9
性的少数者に対する理解が足りないこと	204	39.6	41.3
相談できる相手が少ないこと	81	15.7	25.9
同性のパートナーが病院などで家族として認められない場合があること	147	28.5	—
法律や制度などの整備が十分でないこと	176	34.2	27.7
その他	6	1.2	0.9
わからない	77	15.0	23.1

＜性別にみた性的少数者の人権が尊重されていないと思うこと＞

	合計	職場や学校で嫌がらせをされること	差別的言動を受けること	就職や職場で不利な扱いを受けること	アパートなどの住居への入居が困難なこと	店舗などの入店や施設利用を拒否されること	じろじろ見られたり、避けられたりする	性的少数者に対する理解が足りないこと	相談できる相手が少ないこと	同性のパートナーが病院などで家族として認められない場合があること	法律や制度などの整備が十分でないこと	その他	わからない
全体	515	107 20.8%	150 29.1%	110 21.4%	25 4.9%	9 1.7%	83 16.1%	204 39.6%	81 15.7%	147 28.5%	176 34.2%	6 1.2%	77 15.0%
■性別													
男性	195	38 19.5%	56 28.7%	43 22.1%	7 3.6%	4 2.1%	35 17.9%	75 38.5%	38 19.5%	37 19.0%	49 25.1%	3 1.5%	36 18.5%
女性	265	52 19.6%	84 31.7%	60 22.6%	17 6.4%	4 1.5%	40 15.1%	108 40.8%	36 13.6%	87 32.8%	101 38.1%	2 0.8%	35 13.2%
回答しない	33	9 27.3%	5 15.2%	6 18.2%	1 3.0%	1 3.0%	7 21.2%	12 36.4%	4 12.1%	16 48.5%	17 51.5%	1 3.0%	2 6.1%
無回答	22	8 36.4%	5 22.7%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.5%	9 40.9%	3 13.6%	7 31.8%	9 40.9%	0 0.0%	4 18.2%

■性的少数者に関する記述（6件）

・性同一性障害
・性同一性障害 etc、同性愛者に対する偏見の目がz世代の方々は、慣れていらっしゃると思いますが、まだまだ日本は後進国だと思います。そもそも同性愛者が病気（性同一性障害）と病名が付いていること自体、不自然だと思います。大らかになるとよいです。（私は同性愛者ですが）自殺する方が多いので、命を絶つ様な事ではないし、命を絶つ人が無人なって欲しいです。
・同性婚が認められないこと
・性的マイノリティの人々に対する偏見。教育現場・職場における不当ないじめ差別。男女における「こうあるべき」という前時代的な固定概念、（例 女性は育児に専念、男性は強くなければならない など。
・日本人が優先されないことがあること。性的少数者ばかりが優先されること
・トランスジェンダー、部落問題

第3章 基本計画の方向性

1. 基本理念（目指す姿）

（1）人権の定義

人権教育・啓発とは何かを考え推進していくためには、まず「人権」とは何かという概念について共通した認識を持つ必要があります。

人権の概念は時代とともに変化しており、専門家の間でも統一した見解はないとされています。18世紀のフランス人権宣言に代表される、思想・良心、表現の自由、信教などの自由権から、20世紀の「世界人権宣言」や日本国憲法において保障されている基本的人権には、教育や社会保障を受ける権利などの社会権を含む概念となっています。

近年は、「環境の権利」や「発展の権利」など地球資源の有限性や環境との共生などの観点から世界中の人々の連帯によってはじめて実現できるような内容にまで広がってきています。

「人権尊重のまちづくり」は思想・良心、表現の自由、信教などの自由権とは異なっているようです。多くの人が「人権」という言葉でイメージしているのは、一人ひとりが人間として生きていく上で欠かすことのできない、誰にとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものを指しているとされており、以下のことを、この計画でいう人権として定義します。

「人権とは、一人ひとりが人間として生きていく上で最も大切に守るべき権利であり、人が人として尊厳ある存在として平等な配慮と尊重を受け、社会において幸福な生活を営むのに欠かすことのできない権利である。」

私たちは自分の「人権」が侵害されていることを気づけなかったり、気づかないうちに他人の「人権」を侵害している可能性があります。自分や他人の「人権」を尊重するためには、まず「人権」とはこういったものなのかを知ることが大切であり、**一人ひとりが人間として生きていく上で欠かすことのできない権利の例**を以下に示します。

- ・「安心」…「いやだ」と思うことをされないで、安心して生活を送ることができる。
- ・「自信」…ありのままの自分を大切にすることができる。
- ・「自由」…自分で生き方を決めることができる。

(参考) 日本国憲法の基本的人権に関する内容

日本国憲法では、基本的人権などに関して次のように述べている。

第 11 条【基本的人権の享有と性質】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第 19 条【思想及び良心の自由】

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条【信教の自由、国の宗教活動の禁止】

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 24 条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第 25 条【生存権、国の生存権保障義務】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（２）基本理念（目指す姿）

私たち一人ひとりがお互いの人権を尊重するという思いを育み、日常生活のなかで人権尊重が自然に態度や行動として表れるような文化が定着している社会を目指し、本計画の基本理念を次のとおりとします。

市民等による人権擁護の確立された差別のない

「人にやさしい、愛のまちなかま」

差別解消を目的とした法令及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と定める世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、高齢者、こども、障がいのある人に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚を図ります。このことにより市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」を実現します（「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例（改正 2019（平成 31）年 3 月 11 日条例第 3 号）」より）。

これからの 5 年間ににおいて、この「基本理念（目指すべき姿）」を市民一人ひとりが実現していくための取り組みを推進します。

市民一人ひとりが日常生活の中で、基本理念を意識して行動していくことで、本市で育つこどもから大人まで、誰もが自分らしい生き方をすることができるとともに、人権問題を地域社会全体で解決しようとする力を育むことにつながります。その力を高めていく営みを継続しながら、差別や偏見を見抜き、許さない、市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」の実現を目指します。

2. 基本理念を実現していくための基本姿勢

本市が取り組んでいる人権教育とは、家庭・学校・地域社会・職域その他の様々な場を通して、市民一人ひとりがその発達段階に応じ、人権尊重に対する認識を深め、正しく身につけることを目的とした教育活動です。

人権啓発とは、人権尊重思想の普及高揚を市民の間に図ることを目的としており、そのために多様な機会の提供、効果的な手法の採用、市民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を基本姿勢としています。

(1) 人権教育・啓発活動の推進

人権が尊重される社会を築くため、市内に暮らすすべての人々が人権問題を単に知識としてとどめるのではなく、自らの課題として受け止め、あらゆる場面に活かすことができるような人権意識の高揚を目指します。また、市民に人権文化※を広く定着させるためには、人権に関する知識の普及にとどまらず、市民が人権について主体的に学び、自らが行動していくことが必要です。市民の誰もが生涯を通して、人権問題を身近な学習課題のひとつとして、日常生活の中で活かしていけるよう人権教育・啓発活動を継続的に推進します。

※ 人権文化：あらゆる人々が自己だけでなく、他の人々の尊厳について学び、相互理解を深めることにより、人権を尊重することが日常生活において定着・習慣化している状態です。

(2) すべての人が共存できる人権尊重社会の実現

人権の基本は、人間の多様性の存在とともに、お互いの違いや異なる考え方や生き方を認め合うことです。すべての人々が人間らしく生きる権利を有し、それぞれの文化や価値観、個性の違いを認め合い、多様性を尊重しながら共に生きる社会の実現が求められています。人権が尊重される社会を実現するため行政と地域社会が一体となって、交流や体験活動などを積み重ねながら差別を認めず許さない社会風土を培い、ノーマライゼーション※の考え方を反映した、共に生きていく社会の実現を目指します。また、共に生きていく社会を実現するために、例えば①障がい、その人個人の問題ではなく社会がつくっているとの認識でまちづくりを進める、②認知症の「患者」ではなく認知症とともに生きる人という視点で住まいや家計など社会全般における人権を意識した施策を展開する、③こどもに対して大人の経験や考え方を一方的に押し付けることなく、こどもや若者と対等な立場でその意見を真摯に聴いて尊重するなど、施策や取り組みを可能な限り市民目線で行っていくことを目指します。

※ ノーマライゼーション：社会は、男性や女性、こどもや高齢者、健康な人や病気の人、障がいのある人やない人など様々な人で構成されているのが普通であって、そのことを肯定し認識して、これをもとに社会づくりを目指そうとする考え方です。また、禁止される

差別とは、区別して取り扱うことそのものではなく、ある基準に基づいて比較すれば「等しい」はずの人を「等しくない」ものとして他の人たちよりも不利に取り扱うことです。平等とは、このような不合理な差別を禁止するものであると同時に、社会環境が要因となって本来「等しい」はずの人が等しく生活することを妨げられている場合には、障がいとなっている環境を改善することを社会の責任として要請するものです（これが、いわゆる「ノーマライゼーション」という考え方です）。

（３）市民参画による人権行政の推進

人権が尊重される社会を実現するためには、地域全体で取り組む必要があります。また、人権に関する市民ニーズが多様化する中では、様々なまちづくり活動をしている市民活動団体などとの連携や協働が重要となります。

このため国、県などの行政機関はもとより人権擁護委員や民生委員・児童委員、地域社会、事業所、市民活動団体、社会福祉協議会などと連携・協働していくとともに、市民が参画できる人権尊重の行政を推進します。

3. 基本理念を実現していくための基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の4つの目標を定め人権教育・啓発を推進します。

基本目標（１）人権問題を解決しようとする力を育む

こどもから高齢者まで、目の前で起こった人権問題を自ら積極的に解決しようとする力や差別や偏見に対して敏感に気づく心を育み、正しく理解し気づくための取り組みを推進します。

基本目標（２）人権についての正しい知識と理解を育む

人権は市民一人ひとりが自ら確認し、その上で、例えば人権に関する歴史、人権課題、慣習、風習、差別や偏見が人々の日々の生活に与える影響など、人権に関する正しい知識を深めていくための取り組みを推進します。

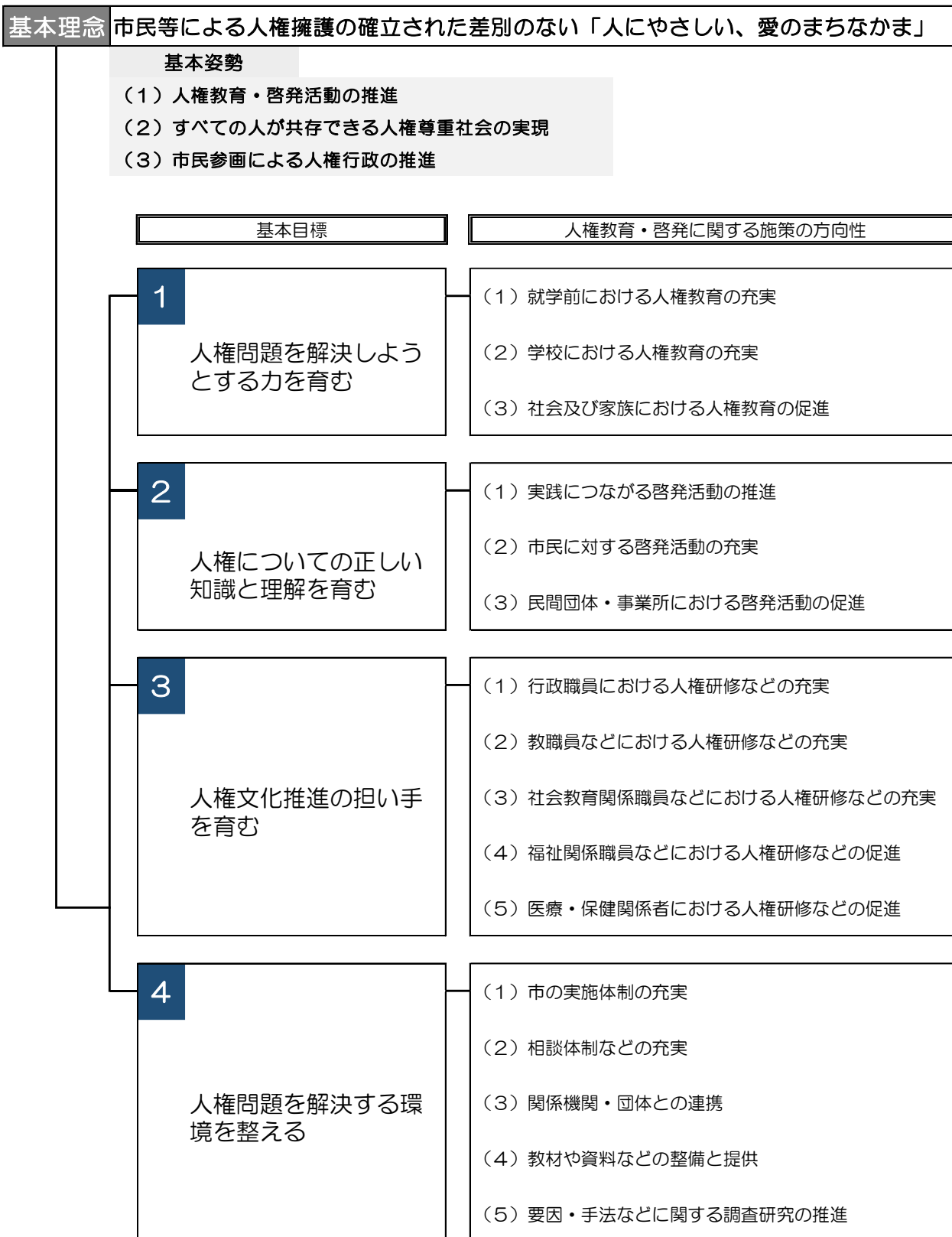
基本目標（３）人権文化推進の担い手を育む

人権文化の基盤は、様々な理由で教育を受ける機会を奪われ、もしくは奪われている人々への教育の機会を保障することや、お互いを大切な存在として認め合うことです。このような基盤を支えさらに拡充していくための重要な社会資源である人権文化推進の担い手を育む取り組みを推進します。

基本目標（４）人権問題を解決する環境を整える

いじめや虐待、セクハラ、パワハラ、カスハラ、ペイハラなど、人権が大切にされていない状況下では人権についての知識や理解を根づかせることはできません。市民などの人権意識が定着できるよう人権教育・啓発を効果的に推進でき、人権が大切にされる環境を整え、根づかせる取り組みを推進します。

4. 施策体系



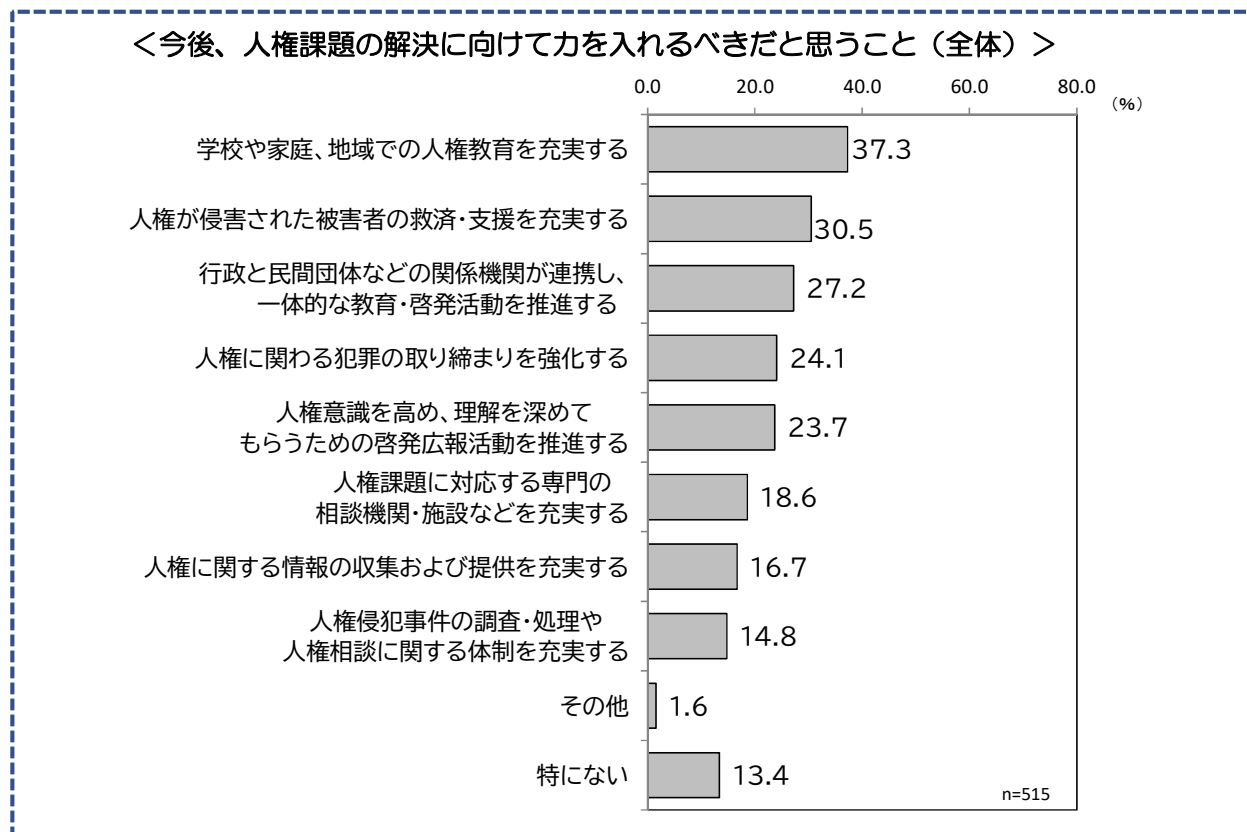
第4章 人権教育・啓発に関する施策の方向性

市民一人ひとりが日常生活を通して人権について理解することが必要であり、学校だけでなく、家庭や地域、職場などあらゆる場において、生涯を通して人権問題を学習し、人権意識を醸成していかなければなりません。特に、市民が自らの権利を正しく行使することの意義を認識し、他人に対して公正・公平であり、お互いの人権を尊重することの必要性や人権に係わる様々な課題などについて学び、人権尊重の思いを日々の生活の中で活かしていくことが求められています。

このような観点から、市は家庭、学校、地域、職場といった市民生活のあらゆる場において、そのニーズに合った人権教育・啓発に努めるとともに、市民一人ひとりが暮らしの中で人権を守り尊重しあう生き方の基礎を育む環境を整えるための取り組みを行います。

1. 人権問題を解決しようとする力を育む

「市民意識調査」問 31 で、「今後、人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。」と尋ねたところ、「学校や家庭、地域での人権教育を充実する」が 37.3%で最も高く、これに「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」の 30.5%、「行政と民間団体などの関係機関が連携し、一体的な教育・啓発活動を推進する」の 27.2%が続いています（「市民意識調査報告書」148 ページ参照）。



人権課題を解決していくには、広報紙や講演会などの啓発広報活動や学校内外での人権教育の充実を図ることが重要であり、すべての市民が、目の前で起こった人権問題を自ら解決しようとする力や差別や偏見に対して敏感に気づく心を育み、正しく理解していくための取り組みを推進します。また、参加型学習など様々な方法を工夫して解決につながる技能を身につけていくための取り組みを推進するとともに、専門の相談機関や保護施設など、被害者の支援体制の充実を図ります。

（１）就学前における人権教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を育む時期であり、人権教育をはじめとするすべての教育の出発点となります。このため人権尊重の精神と態度の育成は、幼い頃からはじめることが重要であり、就学前教育の充実に努めます。また、家庭においても、保護者自身が日常生活のあらゆる場面において、偏見を持たず差別しないことをこどもに示すことが重要であり、その実現に向けて、保護者への啓発機会を拡充するよう努めます。

<取り組みの方向性>

① 就学前教育の充実

- 保育所や幼稚園などにおいて、こどもが、身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持ちながら、一人ひとりの違いを認め、他の人を尊重する心や態度が身につくよう、様々な行事や集団生活、遊びを通して、共感能力を育み能動的な人格をつくっていき、発達段階や特性に応じた人権教育の推進に努めます。また、幼稚園教諭や保育士などを対象に、人権意識と感性を確かなものにするための研修の充実を図ります。

② 家庭、地域などとの連携

- 保護者とこどもが、ともに人権感覚を養うことのできる学習機会の確保や情報の提供に努めます。

（２）学校における人権教育の充実

今日、学校現場では非行問題をはじめ、いじめ・不登校・規範意識※の低下、インターネット利用の影響など、解決すべき問題が山積しているのが現状であり、児童・生徒の人権を守るために、人権意識の高揚を図る人権教育の役割が重要な課題となっています。

児童・生徒に対する人権教育は、教育活動全体を通して、生命を大切にし、人権が尊重できる豊かな人間性の育成を目指し、人権に関する基本的な知識を学ぶとともに、その内容と意義について理解と認識を深め、感性と感覚を育成する取り組みの推進を図ることが重要です。

各学校においては、年間指導計画に基づいた系統的な人権教育を展開し、児童・生徒が自他の人権を守ろうとする実践力を身につけることができる指導の充実が求められています。また、不登校児童・生徒への指導、支援や特別支援を必要とする児童・生徒への個々の支援も大きな課題です。

人権教育の推進に当たっては、校長をはじめ教職員一人ひとりが児童・生徒の実態をきちんと把握し、学校における個々の教育課題を明確にし、共通理解に立ち課題解決にあたる必要があります。その実現に向けて、指導する立場の教職員自身が人権尊重の理念を十分に認識するとともに、児童・生徒一人ひとりの人権が守られる環境を整え、その発達段階や理解度に応じ、多様性の尊重に配慮した、人権尊重の意識を高めるための学習機会の充実を図ります。

※ 規範意識：道徳、倫理、法律などの社会のルールを守ろうとする意識のことです。

＜取り組みの方向性＞

① 人権尊重の視点にたった学校づくり

- 教育活動全体を通して、人権尊重の精神を育むために、校長を中心とする「人権尊重の視点にたった学校づくり」に取り組みます。
- 教科指導においては、一人ひとりが大切にされる授業に取り組み、お互いの良い所や可能性が発揮できる学習活動の展開に努めます。
- 生徒指導においては、規範意識を育むとともに、生徒の良いところを積極的に伸ばそうとする生徒指導に努め、互いを認め合う仲間づくり、人間関係づくりを推進します。
- 学級指導においては、安心して過ごせる教室などの環境づくりに努めます。そのために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター、さらには外部の人材を活用し推進に努めます。

② 校内推進体制の確立

- 学校においては校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって人権教育に取り組む校内推進体制の確立を図るとともに、児童・生徒の実態及び発達段階に応じて、地域社会の実態なども踏まえ、自校の具体的な目標を設定し、共通認識に立った実践力を身につける取り組みを展開します。
- 人権教育の全体計画と年間指導計画の活用を深化させ、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間などにおいて、様々な人権問題についての理解を促し、一人ひとりが大切にされる指導を進めます。
- 人権教育を進めるにあたっては、教職員自身が人権尊重の理念を認識するとともに人権感覚を高めることが肝要です。そのために、教職員の資質向上を図るための研修の充実にも努めます。

③ 家庭、地域などとの連携

- 小・中学校間や家庭・地域社会・関係機関などとの連携を一層深めるとともに、発達段階に応じた系統的な取り組みを進めます。
- 体験的な福祉学習や地域の外国人、高齢者、障がいのある人など当事者との交流活動を通して、地域との連携の推進に努めます。

- こどもを育む教育環境づくりを進めるため、各学校における人権に関連する懇談会をはじめとする取り組みのほか、地域全体でこどもの成長を支えるために、家庭、地域などとの連携の推進に努めます。

④ 心の教育の充実

- いじめや不登校、虐待が増加している今日、教職員がこども一人ひとりの心に寄り添った指導や援助ができるよう、ふれあいの時間を多く持ち、日常的にこどもの内面理解に努めるなど、命の大切さを実感させる取り組みを通して、こどもの自尊感情の形成を促すことができるよう、心の教育の充実に努めます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用など教育相談機能の充実に努めます。

（３）社会及び家庭における人権教育の促進

市民一人ひとりが人権意識を高めていくため、生涯学習の一環として、家庭・地域社会などの実情に応じた多様な学習機会の充実に努める必要があります。

また、市民が主体的に人権学習に取り組む意識を醸成するためには、学習や実践活動を通して新たな学習意欲を喚起し、学習活動を進展させながら成果を上げることが必要です。

市民が気軽に参加できる地域活動や地域の実情に応じたボランティアなどへ市民の参画を促進し、個性や価値観の異なる人や人権を侵害された当事者などとの交流を通して相互理解を深め、人権問題への認識を深めていきながら、心と心のつながりを感じ互いに支え合えるまちを作り上げていくことが重要です。

さらに、市民の主体的な参加を得ながら進めていくためには、地域社会における学習活動、交流活動・ボランティア活動などの実践活動を活性化していくことが必要です。

「市民意識調査」問 27 では、市が発行している「広報なかま」以外の人権啓発活動については知らない人の割合が高く、また、市が開催している講演会に参加しなかったと回答した人の割合も高くなっていることは課題と言えます（「市民意識調査報告書」137～139 ページ参照）。

このような現状から、社会教育における今後の人権教育は、すべての市民を対象に、多様な学習機会の場を提供しながら、一人ひとりが相互の人権を尊重する社会の実現が必要です。

今日、人権問題はますます複雑化・多様化しています。このため市民一人ひとりが人権を尊重したまちづくりに向けて主体的に参加することを促しながら、学びたくなる学習活動を通して様々な人権問題に関する総合的な理解を目指します。

また、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や言動に反映させる実践的な人権感覚を身につけられるよう、効果的な人権教育を進めます。

そのために、多様な学習機会の提供とともに、学習成果の活用に努め、学習の場と体験的な実践活動の場を結びつけるなど工夫を図りながら、生涯における重要なテーマとして位置付け、人権教育の充実を推進します。

さらに地域社会の実態に応じた学習活動に取り組むため、地域社会における指導的役割を果たす人材の養成や資質向上に努め、効果的な人権教育の推進に努めます。

＜見た、読んだ、参加したことのある人権課題の解決策＞

「市民意識調査」問 27 で、中間市が行っている人権課題の解決のための教育や啓発活動についての認知度及び経験を尋ねたところ、「市の発行する広報紙（広報なかま、人権センターだより『よかかぜ』）」が 53.2%で最も高く、これに「チラシ（同和問題啓発強調月間や人権週間のチラシなど）」の 27.4%が続いています。

平成 30 年度の調査結果と比較すると、割合が最も減少しているのは「講演会など（「中間市人権フェスティバル」や人権センターで開かれている教養文化教室、人権学級の開催など）」（5.7 ポイント減）、「街頭啓発活動（7 月の同和問題啓発強調月間の街頭啓発活動や 12 月の人権週間など）」（3.2 ポイント減）で、「チラシ（同和問題啓発強調月間や人権週間のチラシなど）」、「隣保館事業」も微減しています（「市民意識調査報告書」138 ページ参照）。

＜見た、読んだ、参加したことのある人権課題の解決策（全体及び 30 年度との比較）＞

	今回n=515 (R5年度)		前回n=555 (H30年度)
	度数	%	%
講演会など（「中間市人権フェスティバル」や人権センターで開かれている教養文化教室、人権学級の開催など）	69	13.4	19.1
街頭啓発活動（同和問題啓発強調月間の街頭啓発活動や人権週間など）	44	8.5	11.7
チラシ（同和問題啓発強調月間や人権週間のチラシなど）	141	27.4	28.5
市の発行する広報誌（広報なかま、人権センターだより『よかかぜ』）	274	53.2	53.2
中間市ホームページ	54	10.5	8.8
隣保館事業	7	1.4	1.8
その他	6	1.2	0.7
中間市の人権教育・啓発活動を知らない（見た・読んだ・参加したことはない）	131	25.4	23.4

＜取り組みの方向性＞

① 学習が実践活動に活かされる学習体系の整備

- 多くの市民が人権問題に興味と関心を持ち、正しい理解と共感を呼び起こさせるとともに、その成果を実践活動に活かすことが重要です。学習の場と実践活動の場が連携して充実した活動ができるよう図っていきます。

② 多様な学習プログラムの提供

- 人権学習とは単に知識を得るだけでなく、参加者が自ら主体的に学ぼうとする多様な学習プログラムを工夫し、人権尊重に対する意欲を育みながら人権意識を向上させるものでなければなりません。「人権の大切さを理解し、あらゆる差別を許さない」という人権意識が身につくよう学習活動の充実を図るとともに、人権教育に取り組んでいる組織、団体と連携しながらそれぞれの課題解決へ向けた学習に努めます。
- 参加体験型学習や参加者のニーズに応じた学習プログラムの提供など、市民にとって参加しやすく、主体的に学んでいることが実感でき、学習意欲を高める魅力的な講座の開設に努めます。

③ 市民活動団体との連携・協働による学習機会や実践活動の場の提供

- 市民活動団体に対して人権問題に関する研修会の開催を呼びかけ、講師を紹介するなど、市民活動団体との連携・協働により、市民に対して学習機会や実践活動の場の提供に努めます。
- 人権学習会、自主学習グループへの支援などをはじめ、人権・同和問題に関する講座、講演会、研修会など、人権関連学習事業の充実に努めるとともに、人権問題に関する市民の多方面にわたる学習活動を支援するため、講座などの開催状況、教材や資料、講師や指導者など、様々な情報の収集・提供に努めます。

④ 地域社会・家庭への人権教育の取り組み

- 市民一人ひとりが人権意識を高めていくためには、人権問題を自らの課題として認識し学習を継続することが必要です。本市の人権センター、中央公民館、ハピネスなかま、地域交流センター、なかまハーモニーホールなどでの各種講座や学習会、講演会などを通して、学習機会の情報の提供を図るとともに、地域社会・家庭における人権感覚を高めていく取り組みを推進します。
- 保護者と子どもが共に豊かな人権感覚を育むために、地域社会で大きな役割を果たしているPTA、自治会などの地域団体との連携のもと、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努めます。

⑤ 担当者・指導者に対する研修の推進

- 市民が論理的なものの見方・考え方、合理的な生活態度を身につけ、人権問題を自らの課題として主体的に解決していくためには、担当者や地域社会において先頭に立って推進していく指導者の役割が重要であることから、その育成及び資質の向上を目指した研修を推進します。こうした研修を計画的・系統的に積み上げながら、地域社会において人権意識が広く浸透していくように努めます。

2. 人権についての正しい知識と理解を育む

人権は市民一人ひとりが自ら確認し、その上で、例えば人権に関する歴史、人権課題、慣習、風習、偏見や差別が人々の日々の生活に与える影響など、人権に関する正しい知識を深めていくための取り組みを推進します。

(1) 実践につながる啓発活動の推進

人権啓発の取り組みでは、市民一人ひとりが人権に関する知識を習得し、正しく理解を得られるように促すことが重要です。人権全般に係わる理念や個別の人権問題などについて、まず知ってもらい、認識してもらうことで、市民一人ひとりが人権について考え、人権意識の高揚につなげていくことを目指します。

また、「市民意識調査」の結果をみると、差別問題や人権問題の解消を当事者たちの自助努力に委ねる傾向がうかがえることから（「第2章 人権問題について」（「市民意識調査報告書」31～48 ページ参照）、知識の普及だけでなく、市民が自らの問題として受けとめ、学びたいと感じる取り組みが必要となっています。

市民一人ひとりの意識の中で人権に関する理解が深まったとしても、それが日常生活において、自らの態度や行動に示さなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながりません。このため、得られた知識や人権意識などを、日常生活の中での実践につなげていくための取り組みを推進します。

<取り組みの方向性>

① 認知・認識から行動に結びつける啓発

- 啓発の目的は、市民一人ひとりが人権の意識や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、そうした認識を日常生活において自らの態度や行動に具体的に結びつけることです。このため以下のことを意識した啓発活動を展開します。

①（認知・認識）「人権問題を正しく理解する」

↓

②（態度形成）「人権問題を考える」

↓

③（態度変容及び行動）「日常生活での態度や行動につなげる」

↓

以上、3つの段階を意識した啓発活動を展開します。

<効果的な人権啓発をするための啓発広報活動について>

「市民意識調査」問 30 で、全体でみると、「広報紙・パンフレット・ポスター」が 40.6%で最も高く、これに「講演会や研修会」の 21.9%、「自由な意見の交換ができる会合」の 14.8%が続いています。平成 30 年度の調査結果と比較すると、割合が減少しているのは「講演会や研修会」（7.8 ポイント減）に、「広報紙・パンフレット・ポスター」（5.7 ポイント減）が続いています。一方、割合が著しく増加しているのは、「わからない」（6.1 ポイント増）となっています（「市民意識調査報告書」145 ページ参照）。

「広報紙・パンフレット・ポスター」と「講演会や研修会」が効果的であるとする人の割合が高くなっていますが、顔見知りの人たちと一緒に考えたり、自由な意見交換ができる会合を支持する割合も一定程度の支持があることから、年代、地域のニーズに合わせたきめ細かな啓発広報活動が求められていることがうかがえます。

<効果的な人権啓発をするための啓発広報活動について（全体及び前回調査との比較）>

	今回n=515 (R5年度)		前回n=555 (H30年度)
	度数	%	%
講演会や研修会	113	21.9	29.7
展示会	52	10.1	9.7
広報紙・パンフレット・ポスター	209	40.6	46.3
ワークショップ(専門家を交えた少人数の討論会)	45	8.7	9.2
自由な意見の交換ができる会合	76	14.8	13.5
地域の組織や隣近所など顔見知りの人たちと一緒に考える会合	62	12.0	13.0
その他	12	2.3	2.2
特になし	46	8.9	8.5
わからない	115	22.3	16.2
合計	730	1.4	複数回答で 平均1.4個を 選択

(2) 市民に対する啓発活動の充実

啓発の実施にあたっては、多くの人に、記憶に留まる強い印象を与えられることが重要です。このため、市民の様々な状況に合わせ、可能な限り多くの機会を捉えて、様々な手法で啓発を行います。

広報活動においては、あらゆる機会を通して、市の発行する広報紙（広報なかま、人権センターだより『よかかぜ』）や市ホームページ、街頭啓発活動（7 月の同和問題啓発強調月間の街頭啓発活動や 12 月の人権週間など）、チラシ（同和問題啓発強調月間や人権週間など）、隣保館事業のほか SNS を活用するなど、様々な手法で市民に働

きかけます。その際、高齢者や障がいのある人、外国人などの情報の入手に困難を感じている人に配慮し、だれにも分かりやすい啓発に努めます。

また、講座・講演会（「中間市人権フェスティバル」や人権センターで開かれている教養文化教室、人権学級の開催など）などの啓発活動についても、参加者が人権問題をより身近に感じられるよう、啓発の目的・内容に鑑み、様々な手法を考えつつ実施していくよう努めます。

＜取り組みの方向性＞

① 市民に対する啓発活動の充実

- 本市が取り組んでいる市内広報活動、講演会及び街頭啓発などは、人権問題を自分のこととして捉えられるように努めてきました。今後とも、人権尊重に対する理解を深めるため、内容や手法に工夫を凝らしながら啓発活動の一層の充実に努めます。
- 北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会※と連携して啓発活動を推進します。啓発資料の作成・配布や、各種相談の案内など、人権にまつわる情報の提供を行い、市民が人権問題に触れる機会の提供に努めます。特に、様々な人権課題に係る啓発強調期間（7月の同和問題啓発強調月間の街頭啓発活動や12月の人権週間など）においては、重点的な広報に努めます。

② きめ細かな啓発活動の推進

- 日常生活の身近な問題をテーマとしながらふさわしい啓発手法・媒体を活用して、きめ細かな啓発活動を推進します。
- 市の発行する広報紙やチラシ、ホームページなどの作成にあたっては、誰にもわかりやすい表記に努めます。

③ 相談機能の充実

- 人権問題に関する悩みなどを感じている人に対し、市内の人権擁護委員※による人権相談窓口を開設し気軽に相談できる身近な相談機能を充実していきます。

④ 人権センターの充実

- 人権課題の習得や正しい理解に向けた講座、当事者や支援者の体験を交えた講演会を実施するなど、市民の人権意識の高揚を図る機会や人権についての気づきを得られる機会の提供に努めます。特に、啓発強調期間（7月の同和問題啓発強調月間の街頭啓発活動や12月の人権週間など）や講座・講演会（「中間市人権フェスティバル」や人権センターで開かれている教養文化教室、人権学級の開催など）においては、様々な啓発活動の重点的实施に努めます。

⑤ その他の啓発活動の充実

- 人権センター、中央公民館、ハピネスなかま、地域交流センター、なかまハーモニーホールをはじめとした人権・福祉に関連する市内公共施設を拠点に、各種事業や学習会などの実施に努めます。

- ※ 北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会：地域の実情に応じて広域的に連携協力することで、啓発活動を効果的に推進していくための地方公共団体のネットワークです。
- ※ 人権擁護委員：人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者を救済したり、市民に対して人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

（３）民間団体・事業所における啓発活動の促進

市内の民間団体※では、様々な人権問題に対する関係者の理解と認識を深めるため、講演会の開催、調査・研究、情報交換など人権啓発の有意義な取り組みが行われています。また、県や本市が主催する講演会、各種イベントへの参加など人権に関わる様々な活動を展開しており、人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っています。

さらに、事業所においても同和問題をはじめとする人権教育は、個々の事業所の実情や方針に応じて、自主的に行われています。

基本計画に基づく人権教育及び人権啓発を推進するにあたっては、民間団体、事業所での自主的な取り組みの展開が必要です。また、教育・啓発の効果的な推進を図るため、国・県などの関係機関と緊密な連携と協力を保つことが必要です。

民間団体や事業所に対しても、教育・啓発を計画的に取り組んでもらうよう働きかけるとともに、研修教材や情報の提供などを行い、教育・啓発の積極的な推進を図られるよう連携を深めていく必要があります。

- ※ 民間団体：「民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体」であり、具体的には財団法人、社団法人、特定非営利活動法人などのほか、いわゆる任意団体も含まれます。企業や地方公共団体は除かれます。

<取り組みの方向性>

① 民間団体や事業所への研修支援

- 民間団体に対して、研修に合わせた講師の紹介や研修教材の提案などの支援を行います。
- 事業所に対しては組織の社会的責任の自覚と役割とともに、人権を大切にする事業所づくりや職場の環境づくりを進めながら講師の紹介、研修教材の提供などの支援を行います。

② 民間団体や事業所への情報提供

- 民間団体や事業所に対して人権問題に関する情報提供を行うなど、人権啓発が自主的に取り組まれるよう積極的な働きかけを行います。

3. 人権文化推進の担い手を育む

すべての市民の人権が尊重される社会を実現するためには、様々な分野の人々を対象に、あらゆる場、機会を通して人権教育及び啓発の取り組みが必要です。

特に人権と深いかわりのある特定の職業（教職員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、労働行政関係職員、消防職員、公務員などの業種が該当し特定職業従事者※と呼びます。）に従事する人に対しては、人権尊重の精神を涵養するための研修を実施していくことが必要不可欠であり、このような基盤を支えさらに拡充していくための重要な社会資源である人権文化推進の担い手を育む取り組みを推進します。また、この基本計画に基づく施策を着実に推進していくためには、実際にその職務に携わる個々の職員自身の人権意識の高揚と、職員が市民に対し人権の大切さを正しく理解してもらえるような実践力の向上が必要となってきます。このため、特に職種・職務に応じて計画的・発展的な研修を実施するとともに、効果的な方法に留意しながら、人権尊重の理念についての理解と認識を高め、実践力を身につけるための研修に取り組みます。

※ 特定職業従事者：市職員、教職員、社会教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、マスメディア関係者など、人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事する者。

（1）市職員における人権研修などの充実

地方自治体は、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具現化する責任と役割があります。この責任と役割を果たすためには、行政に従事する職員の一人ひとりが国際人権規約※の視点や日本国憲法の理念を遵守し、あらゆる人権問題を自らのこととして捉え人権に対する理解と認識の確立が必要です。このため、市職員については、人権の擁護に深い関わりをもつ者として、すべての職員が市民の人権を守るという行政の使命を肝に銘じ、社会を取り巻く状況や、そこに生活をする様々な人々の立場や考え方、背景などについて真剣に考え、人権尊重の視点に立った行政を推進することを再確認し、施策を推進します。具体的には、行政職員一人ひとりが、人権文化の担い手のリーダー的な役割を果たしていくことを目指した研修を積極的に実施します。また、それぞれの職務内容に応じた人権意識、認識をもって職務に対応できるよう、それぞれの部署における研修の充実に努めます。

※ 国際人権規約：世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、1966年の第21回国連総会において採択され1976年に発効。日本は1979年に批准しました。

＜取り組みの方向性＞

① 職員研修の充実

- 市職員については、人権の擁護に深い関りをもつ「特定職業従事者」として、すべての職員が市民の人権を守るという行政の使命を再認識するため、様々な人権問題への理解とともに、「人権文化」を拡げていくという基本的な課題についての理解を深めるため全職員を対象とした研修を実施します。
- 公権力の行使に関わる職員、市民と接する機会の多い職員、特に社会的に弱い立場に置かれている人と接する職員、道路や建物の建設などまちづくりに携わる職員など、それぞれの職務内容に応じた人権意識、知識をもって職務に対応できるよう、それぞれの部署における研修の充実を図ります。
- 市すべての部署のあらゆる業務において、施策の企画から実施に至るまでのすべての過程、行政運営そのものを人権尊重の視点に立って推進することを徹底するために「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」などの作成を検討します。
- 近年、自治体で頻発しているカスハラ(高圧的な要求や長電話で市職員が疲弊など)などに対する対応策を検討します。

(2) 教職員などにおける人権研修などの充実

教育の果たす役割は、人権を尊重する意識を日常的に定着させるために極めて大きいものがあります。教職員は児童・生徒の心身の成長発達を促進し、支援する役割を担っていることから、確かな人権感覚を備えるとともに、人権尊重の理念を根底においた教育活動を展開することが求められます。このため教職員自身が人権課題についての認識を深め、確かな人権意識を持つよう、研修の充実に努めます。また、「子どもの権利条約」が定める児童が意見を表明する権利などの内容周知に努めるとともに、こどもに効果的な人権教育が行えるよう、指導方法や指導内容の研修を深め、実践的指導力の向上を図ります。

＜取り組みの方向性＞

① 教職員などに対する本市ならではの研修の促進

- 学校などにおける様々な教育活動を通して、こどもが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に表れるようにするため、教職員自身が人権課題や本市ならではの歴史や現状のほか、「子どもの権利条約」、「認知症基本法」、障がいのある人に対する社会モデルなど人権に関わる新しい認識についての理解を深め、効果的な人権教育を行うための研修の充実を促進します。
- 近年、学校などで頻発しているカスハラ(高圧的な要求や長電話で教職員が疲弊など)への対応策を検討します。

② 実践的指導力の向上を支援

- こどもに効果的な人権教育が行えるように、学習形態の工夫や教材・資料の開発など、指導方法や指導内容の研修を行い、実践的指導力の向上を支援します。

（３）社会教育関係職員などにおける人権研修などの充実

社会教育関係職員などは、地域社会を基盤に地域住民と密接なかかわりをもって活動しており、そのなかで人権問題について共に語り合い、学習をすることが大切です。このため社会教育関係職員などについては、人権教育が生涯学習における重要な課題であることを認識し、地域住民の人権意識を確立させていくことを目的とした研修の充実を図り、その力量を高めるよう努めます。

＜取り組みの方向性＞

① 人権教育の企画力などの向上

- 様々な市民に対して具体的な人権教育の企画、コーディネートができるよう、研修の充実を図り、その力量を高めるよう努めます。

（４）福祉関係職員などにおける人権研修などの促進

女性、こども、高齢者、障がいのある人など、社会的弱者といわれる立場にある人々と接する機会が多い福祉関係者（民生委員・児童委員、家庭児童相談員、母子自立支援員、福祉事業従事者、社会福祉協議会職員など）は、個人情報を知り得る機会が多く、職務の遂行上、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮が特に必要です。

福祉関係者にとって人権意識を高めることが重要な職務であることを踏まえ、誰もが公平で一人ひとりの人権を尊重した福祉が受けられる人権教育や研修の推進を図ります。また、保育所などの職員については、職員自らの人権意識を高め、こどもや保護者などの人権問題に対する理解を深め、実践力の向上を図るための研修を進めます。

＜取り組みの方向性＞

① 保健、医療、介護など職員の人権意識の向上

- 介護支援専門員（ケアマネージャー）、ケースワーカー、ヘルパーや福祉施設などの職員、民生委員・児童委員などについても、地域住民や利用者などの人権を尊重するとともに、人権という観点からのきめ細かい対応ができるよう、職員の人権意識の向上に努めます。
- 近年、福祉サービスなどで頻発しているセクハラやカスハラなどへの対応策の作成を促進します。

② 保育所など職員研修の充実

- 保育内容の向上と遊びや生活を通してこどもに人権尊重の芽が育まれるよう、また子育て相談などを通して親への啓発ができるよう、人権問題に対する理解を深め、実践力の向上を図るための研修を進めます。

- 近年、保育サービスなどで頻発しているカスハラ(高圧的な要求や長電話で職員が疲弊など)への対応策を検討します。

(5) 医療・保健関係者における人権研修などの促進

医療技術の進歩、生活様式の変化に伴い市民の健康意識や価値観は大きく変化し、患者の人権を尊重した医療のあり方や患者と医療関係者の望ましい関係構築が重要となっています。医師・看護師・薬剤師・医療技術者など、あらゆる医療・保健従事者は、人の生命や健康を守るという重要な役割を担っています。職務遂行にあたっては、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより生命の尊厳を重んじるとともに、患者や家族の立場を尊重し、患者本位の医療を提供することが求められています。

また、災害時や救急医療に従事する消防署などの職員は、高度な専門知識や技術をもとに市民の人権を尊重した避難・救助活動が求められます。そのためには、患者のプライバシーへの配慮など、患者の人権に対する深い理解と認識が必要であり、人権意識に根ざした行動が求められています。

<取り組みの方向性>

① 医療・保健関係者に対する人権教育の促進

- 患者が納得して安全で適正な医療を受けることができるよう、インフォームド・コンセント※の徹底や患者の人権を尊重するため、医療関係者に対する人権教育に関する研修などの充実が図られるよう関係機関、団体に対して県や関係専門機関と連携して働きかけを行います。
- 近年、医療や介護などの現場で頻発しているペイハラ(ペイシェントハラスメント)※への対応策の作成を促進します。

※ インフォームド・コンセント：医師が患者に診療の目的や内容を十分に説明し、患者の同意を得ることです。

※ ペイシェントハラスメント：患者やその家族が看護師や医師などの医療従事者に対して行う、理不尽な要求や暴言・暴力、セクハラ、治療費未払いなどの迷惑行為を指します。

4. 人権問題を解決する環境を整える

いじめや虐待、セクハラ、パワハラなど、人権が侵害されている状況下では人権についての知識や理解を根づかせることはできません。こうした人権侵害をなくすため市民などが人権教育・啓発を十分に推進でき人権が大切にされる環境を整えていくための取り組みを実施します。具体的な施策の推進にあたっては、本計画の趣旨や内容を市役所庁内の各部署に対して徹底するとともに、相互の連携を深めて取り組んでいきます。また、学校、民間（団体・事業所）、地域及び家庭などと連携を図りながら、全市をあげた取り組みを進めます。

（１）市の実施体制の充実

本市は人権教育・啓発の推進のため、これまでも各種事業に取り組んできましたが、今後も本計画に基づき、総合的かつ効果的な推進を図るため、人権男女共同参画課を中心に全庁体制で総合的かつ計画的な取り組みに努めます。

＜取り組みの方向性＞

① 全庁的な取り組みの充実

- すべての幸福実現のベースに人権があることを踏まえ、教育・啓発が効果を出すためには、人権課題を踏まえた施策の展開が必要であることから、各部署においては、本計画にあげた人権課題の方向性を踏まえた施策を進めます。
- 人権教育・啓発・研修などに関連のある各部署においては本計画の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発に関する取り組みを積極的に行います。
- 各部署における人権施策に関わる総合的な調整および啓発について人権男女共同参画課が、各部署での人権教育・啓発・研修などに関連する施策の取り組み状況を把握するほか、県や他市などとの連絡調整や、庁内外への人権施策に係る情報提供などに努めます。

② 計画の見直し

- 本計画は、今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や国・県の状況、社会環境の変化などに的確に対応するために、「中間市人権教育啓発審議会」及び「中間市人権教育・啓発推進会議」などに諮り、必要に応じて見直しを行うこととします。

（２）相談体制などの充実

人権侵害を受けた人が、安心して気軽に相談できる相手と、解決に向けた方法を一緒に考えていける環境を整えることが重要です。そのためには、市民に対して人権擁護委員や人権に関する身近な相談窓口について、あらゆる場を通して周知していくとともに、相談を受ける側の人権意識の高揚や人権問題の認識と理解を深めていくための相談のあり方の充実を図ります。

＜取り組みの方向性＞

① 多方面からの相談体制の充実

- 本市では、市民に対して人権に関する身近な相談窓口を提供できるよう、各種の相談事業に対する相談体制の充実に努めます。

＜中間市の主な相談事業＞

相談名	概 要
なやみごと相談	家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、学校や職場におけるいじめ、差別など悩みや困りごとなど人権に関する問題を人権擁護委員（市内在住6名）が無料で相談に応じます。
同和問題に関する窓口	
＜市内施設・人権センター（隣保館）＞	地域住民の生活の社会的・経済的・文化的改善と、差別など人権に関する様々な問題の解決を図る隣保事業を行っています。
＜市外施設・福岡法務局北九州支局＞	部落差別をはじめ様々な差別問題や人身売買、パートナーからの暴力など、人権に関する問題を扱っています。
＜市外施設・八幡公共職業安定所（ハローワーク）＞	市民の雇用など企業紹介をはじめ、同和地区における職業訓練事業や企業に対する指導などを行っています。
その他人権に関わる相談窓口	
みんなの人権110番	差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。
子どもの人権110番	「いじめ」、虐待など、子どもの人権問題に関する専用相談電話です。
女性の人権ホットライン	配偶者・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権問題に関する専用相談電話です。
インターネット人権相談受付窓口	パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、いつでもアクセスでき、相談を行うことができます。
外国語人権相談	日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、専用の相談電話（ナビダイヤル）を設置しています。全国どこからでもこの電話番号にかけていただくことにより人権相談をお受けします。
Foreign-language Human Rights Hotline(Navi Dial)	The phone number (Navi Dial) is available for human rights counseling for those who are unable to speak Japanese fluently. Feel free to consult with us by telephone from anywhere in Japan.
外国人のための相談場所	外国人のための人権相談所を「アクロス福岡3階こくさいひろば（福岡市中央区天神1-1-1）」に開設しています。
Human Rights Counseling Offices for Foreigners	KOKUSAI HIROBA ACROS Fukuoka 3rd Floor 1-1-1 Tenjin Chuo-ku Fukuoka-shi
アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル	公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しています。嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。

（３）関係機関・団体との連携

人権侵害を受けた人が、安心して相談できる相手と、解決に向けた方法を一緒に考えていける環境を整えます。また、人権に係る関係機関・団体との連携を図ります。具体的には、本計画の取り組みの実効性を高めるために、国や県、他の市町村との連携を図ることが重要となってきます。そのため、国の動きを注視しながら、県及び県内の他市町村との連携を図り、積極的な取り組みに努めます。

また、人権教育・啓発を推進するにあたっては、行政の中だけでなく他の関係団体などとの連携が必要です。今後はさらに連携・協力を強化しながら、より効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

＜取り組みの方向性＞

① 相談窓口の周知と関係機関・団体との連携

- 市民に対し地域の人権擁護委員や人権に関する身近な相談窓口について、あらゆる場を通して周知していくとともに、相談を受ける側の人権意識の高揚や人権問題の認識と理解を深めていくための相談のあり方について模索します。
- 本市域を管轄する人権擁護機関である福岡地方法務局北九州支局や八幡公共職業安定所、福岡県の人権関係の部署、福岡県人権研究所、人権に関する身近な相談窓口、人権擁護委員、民生委員・児童委員、介護支援専門員（ケアマネージャー）、ケースワーカー、ヘルパーや福祉施設などの職員などとの連携を推進します。

（４）教材や資料などの整備と提供

人権教育・啓発の推進にあたっては、新たに起こる人権問題も含めた個別の人権課題に関することをはじめとして、人権問題の歩みや施策、そして、人権問題相互の関連も考慮して総合的かつ体系的な教材や資料などを整備し提供する体制を整えます。

＜取り組みの方向性＞

① 総合的かつ体系的な人権問題関連資料の整備

- 人権問題が日常的に興味・関心とともに共感を呼び起こし、日々の暮らしの中での人権への配慮とともに、具体的に態度や行動に現れるような教材や資料の開発・整備に努めます。
- 提供に当たっては、市民一人ひとりが理解したい、学びたいことに見合った情報を入手できるように環境を整えるとともに、広報やチラシなどを効果的に活用した情報提供を行います。

（５）要因・手法などに関する調査研究の推進

学校、市役所、事業所などにおいては、これまで様々な人権教育・啓発に取り組んできた実績があります。内容においては、人権の歴史と歩み、差別の現実と実態、人権問題と自分とのかかわり、差別や偏見をなくしていく取り組みなど、日常生活や地域社会に根差したものなど広い範囲に及んでいます。手法においても、広報紙、チラシをはじめとして、講演形式や体験的な参加型学習などが実践されてきました。

これらの要因・手法においては、対象者や地域社会の実情を生かし、実践を通してその効果を確かめたり、検証したりしながら、効果的な内容・手法を工夫・模索していきます。

＜取り組みの方向性＞

① 実効性のある研修プログラムなどの開発・普及

- 今後は、過去の効果的な内容・手法とともに、他市町の先進事例や取り組みを参考にし、対象者や地域社会の実情や目的に応じた効果の期待できる新たな実効性のある研修プログラムなどの開発・普及に努めます。

第5章 分野別施策の推進

多岐にわたる人権課題の中で、本計画における様々な課題とその解決に向けての取り組みを以下に示します。

1. 同和問題（部落差別に関する問題）

<現状と課題>

■地域改善事業の展開と人権擁護条例の制定

本市においては、1972（昭和 47）年に同和対策事業を推進するために隣保館を建設しました。1979（昭和 54）年に同和地区実態調査を行うとともに、「中間市同和対策基本計画策定委員会」を設置、1981（昭和 56）年に「中間市同和対策基本計画」を策定し、本市の同和対策事業については本計画に基づいて、国の時限立法で定められたすべての同和対策特別措置法が失効する 2002（平成 14）年までの 33 年間にわたり、地域改善対策事業を展開してきました。

この間、本市においては、国及び県と互いに密接な連携を図りながら諸施策を推進してきており、これらの施策推進と地区住民の自主的な努力によって、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が図られたところです。

また、本市では 1998（平成 10）年に「中間市人権擁護条例」を制定し、人権施策を推進し基本的人権を擁護するため総合的な対策を図ってきました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実な成果が見られたところです。

■部落差別の解消の推進に関する法律の施行

一方、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫のもとに推進してきましたが、地域、職場、学校などの場面において、依然として差別事象が発生しており、差別意識の解消には至っていないのが実情です。特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込みや、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布するなどの問題も発生しています。

そうした中、2016（平成 28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落差別の解消についての基本理念を掲げるとともに、相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が行う部落差別の実態調査について規定しています。

このような動きをうけ、本市では 2019（平成 31）年 3 月議会で、条例の一部改正が可決され、「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を同年 4 月 1 日から施行しました。この改正は、2016（平成 28）年の国による「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」、「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」、「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」の公布、施行を受けたものであり、国の動向や本市の事情を踏まえるとともに条例の目的に今一度立ち返り、部落差別をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人などに対するあらゆる差別や人権侵害をなくし、差別のないまちを実現するための取り組みを推進しているところです。

このように差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫のもとに推進してきましたが、差別問題は依然として後を絶たず、未だ差別意識の解消に至っていないのが現状です。今日においても、就職や結婚問題などを中心に差別意識は根深く存在し、部落差別落書きやインターネットなどを利用した差別記事の書き込みなど、形態を変えた悪質な差別事象が多発しています。

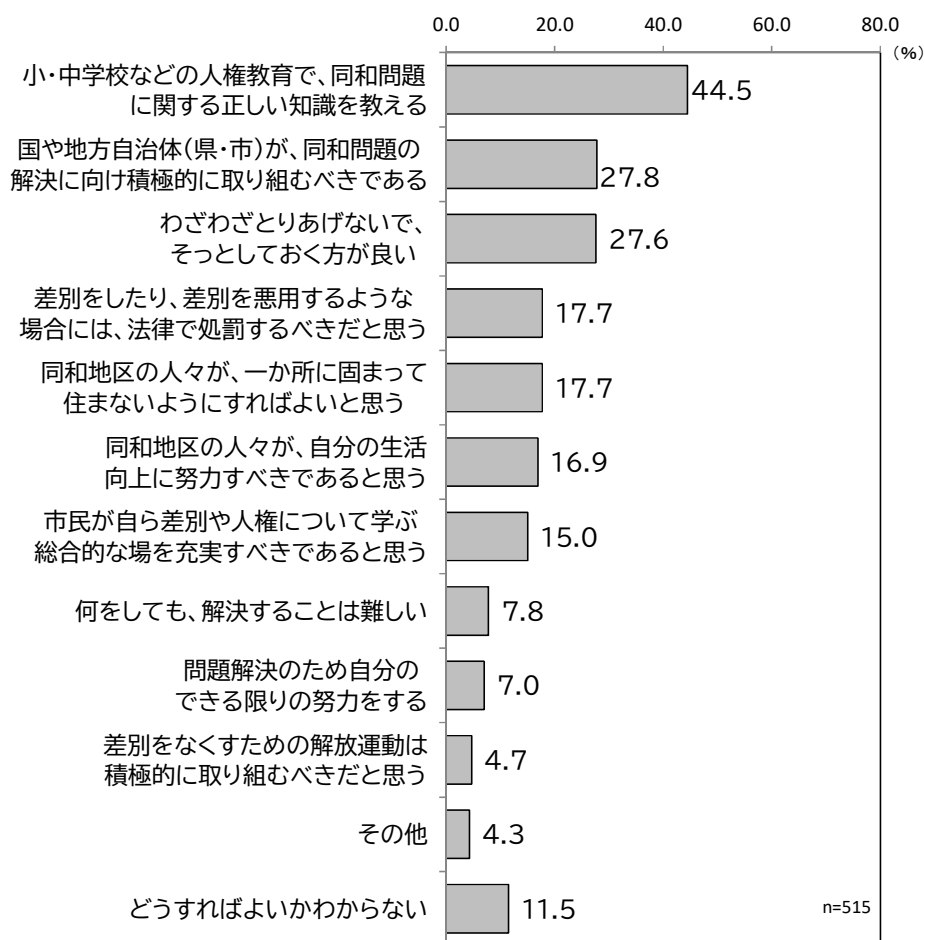
■依然として根強く残る差別意識

「市民意識調査」の問 11 で「同和問題を解決するためには、どのような方法が望ましいと思いますか。」という設問では、「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」の 44.5%が高い割合を占めています。これに「国や地方自治体（県・市）が、同和問題の解決に向け積極的に取り組むべきである」の 27.8%の順となっていますが、「わざわざとりあげないで、そっとしておく方が良い」もほぼ同率の 27.6%を占めており、市民全体で差別の解消を図るという視点からは課題のある結果となっています（「市民意識調査報告書」63 ページ参照）。

同和問題をはじめとしてすべての人権問題の解決のためには、自分の問題としてしっかりと受け止め、自らの課題として進んで解決をしようとする態度・実践力が必要です。「市民意識調査」の結果に見られるように「学校の人権教育で正しい知識を教える」や「行政が同和問題の解決に積極的に取り組む」ことだけに同和問題の解決を求めるのではなく、自らが主体的に解決しなければならない問題としてきちんと捉えることのできる、きめ細かな啓発の積み上げが必要です。

本市が取り組んでいる市内広報活動、講演会及び街頭啓発などは、人権問題を自分のこととして捉えるために実施してきました。これからも、人権尊重に対する正しい理解を深めるため、内容や手法に工夫を凝らしながら啓発活動の一層の充実に努めるとともに、北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して啓発活動を推進します。

<同和問題を解決するための望ましい方法（全体）>



<家族等から反対を受けた場合の対応（回答者本人の場合と子どもの場合）>

	あなたの場合		子どもの場合	
	度数	%	度数	%
他の家族や親せきに相談し、反対する人々を説得後、結婚／同意する	111	21.6	115.0	22.3
第三者（友人、学校の先生、行政機関など）に相談し、反対する人々を説得後、結婚／同意する	28	5.4	22.0	4.3
結婚をあきらめる／あきらめるよう説得する	54	10.5	40.0	7.8
反対を押し切って結婚／させる	97	18.8	54.0	10.5
何もできない	15	2.9	46.0	8.9
その他	16	3.1	57.0	11.1
わからない	166	32.2	161.0	31.3
無回答	28	5.4	20	3.9
合計	515	100.0	515	100.0

「市民意識調査」の問 8「同和地区の人を嫌がったり、避けたりするような意識がまだ残っていると思いますか。」という設問で「残っていると思う」と回答した人に限定し、問 9「具体的にどのような場面でそうした意識（同和地区の人を嫌がったり、避けたりするような意識）が残っていると思われましたか。」という設問では、未だに半数以上の人「地域・地名など」と「結婚」に関して差別意識が残っているという結果となっています（「市民意識調査報告書」54、56 ページ参照）。

また、問 10「同和地区の人と結婚しようとしたときに、家族や親類から反対された場合、どうしますか。」という設問では、「反対を押し切って結婚する」という回答が 18.8%となっています。このことは、結婚差別ときちんと向き合い、結婚差別を自らの努力で解消し差別問題と対峙している受け止め方になっています。反面、「わからない」が 32.2%、「他の家族や親せきに相談する」が 21.6%となっており、自分の問題、そして市民全体の問題として解決に取り組んでいくことの重要性を積極的に啓発していくことが求められています（「市民意識調査報告書」59 ページ参照）。

さらに、問 8「同和地区の人を嫌がったり、避けたりするような意識がまだ残っていると思いますか。」という設問では、「残っていると思う」という回答の割合が平成 30 年の 39.5%から 37.9%に微減していますが、依然として 3 人に 1 人程度という比較的高い割合を示しています。「わからない」という回答が 37.9%ということにも注視していく必要があります（「市民意識調査報告書」54 ページ参照）。

本市は差別意識の解消に向けた施策・教育及び啓発を様々な創意工夫のもとで取り組んできましたが、部落差別は依然として根強く残っており、残念ながら未だに差別意識の解消に至っていないことを「市民意識調査」の結果が示しています。

今後も市民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め、様々な人権・同和問題の解決への取り組みを促進するため、なお一層人権問題を重要な柱と捉え、すべての人の基本的人権が尊重される人権教育、啓発活動の着実な推進を図っていくことが求められています。

＜施策の方向＞

1991（平成 8）年に行われた、地域改善対策協議会の意見具申※の趣旨を認識し、これまで同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果などを踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発を発展的に再構築していく必要があります。

本市では、同和问题における歴史的な背景やこれまでの問題解決への取り組みの経緯を十分に認識し、これからも人権教育及び啓発活動の積極的な取り組みを推進します。

また、近年顕在化する傾向にある地区住民に対する誹謗・中傷などの差別事象については、法務局をはじめ関係機関との連携を図りながら適切な解決を図るとともに、

市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、研修会や講演会など様々な事業を推進します。

※ 地域改善対策協議会の意見具申：本書 70 ページの〈沿革・背景〉を参照

（１）人権教育の推進

① 学校教育

- 学校教育においては、小・中学校の教育活動を通して、人権尊重の精神の育成を目指し、児童・生徒の発達段階や地域社会の実態を踏まえた系統的、発展的な人権・同和教育を実践するとともに、教育内容の充実、改善を図ってきました。「市民意識調査」の結果では、人権課題の解決に向けて力を入れるべきこととして、市民が「学校内外の人権教育の充実」に期待を寄せていることから、学校教育における重要な課題であることを今一度認識し、これまでに積み上げられてきた人権・同和教育の成果と教訓を踏まえながら、総合的な推進に努めます。そのために、すべての児童・生徒が生命と人権の尊さを認識できるように、計画的かつ効果的な人権・同和教育を今後も推進し、豊かな人権感覚と感性の育成を目指します。
- 教職員の人権教育、とりわけ同和問題に対する正しい認識を育む研修の充実を図り、児童・生徒に人権尊重の態度や実践力が身につくような効果的な指導が行われるよう指導力と資質の向上に努めます。

② 社会教育

- 人権・同和問題については、市民一人ひとりが自らの課題としてきちんと捉え、解決に向けて主体的に努力、実践していく必要があります。そのためには、子どもから高齢者に至るまで人権・同和問題について正しい理解と認識をもち、人権意識を向上させ、自身はもとより、他人の人権を尊重する態度と行動を身につけることが大切です。
- これまで行われてきた同和地区の住民に対する学習活動の成果を踏まえながら、地域における計画的・効果的な学習活動が行われるよう支援に努めます。
- 地域社会は、様々なふれあいや体験を通して社会の構成員としての成長を促す大切な場であり、人権尊重の意識を育むうえで、社会教育における人権・同和教育は大きな役割を果たすものです。このことから、社会教育や生涯学習をはじめとする各種教育は大切な学習機会と捉え、人権・同和問題に対する差別意識と偏見の解消に向けた指導者の育成や人権教育・啓発を積極的に取り組みます。

③ 職員などにおける人権・同和教育

- 同和問題の解決は、行政における重要な課題であることを再認識するとともに、市民の教育・啓発に対する期待や願いに応えるために、市民と身近に接する機会が多い市職員などの役割は大切です。市職員などは同和問題と同時に他の人権に関する理解と認識をさらに深めるため、充実した人権・同和問題研修を行い指導力と資質の向上を図ります。

(2) 人権啓発の推進

① 市民への啓発

- 市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、国や県が行っている同和問題啓発強調月間や人権週間を中心に、講演会の開催や啓発活動を行います。
- 啓発にあたっては、日常生活や地域など身近に起こる同和問題をはじめ、女性・こども・高齢者及び障がいのある人などの人権問題に視点をあて、市民一人ひとりが日々の暮らしと密接なかかわりがあることを自覚し、かつ認識することが大切です。そのため本市では、市民との協働でポスターの掲示や講演会などを開催し、市の広報紙やホームページ・機関誌などを利用してだれもが理解しやすい情報提供を行います。

② 事業所などにおける啓発

- 市内の事業所や商工団体、社会福祉施設などの職員に対して差別のない職場づくりを自主的に進めるための啓発・研修に取り組むよう働きかけていきます。
- 同和問題を解決するための重要な課題は、仕事の保障と就職の機会均等を確保することです。このことから公共職業安定所〈ハローワーク〉の取り組みに協力し、雇用主が同和問題についての正しい理解と認識のもとに、差別のない公正な選考や採用を行うよう啓発に努めます。

③ えせ同和行為に対する啓発

- 「えせ同和行為」は同和問題解決を阻害する悪質な差別行為です。同和問題を悪用して、違法・不当な利益を強要する行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた関係者や関係団体に対して、永年にわたり努力してきた教育や啓発の効果を根底から踏みにじるものです。加えて、同和問題に対する誤った認識をもたらし、社会や市民に悪影響を生じさせるなど、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。本市においては、えせ同和行為の排除に取り組むため、関係団体や関係機関などと連携を十分に図りながら同和問題についての正しい理解を深める啓発を推進します。

〈沿革・背景〉

◆「同和对策事業特別措置法」

1965 年（昭和 40 年）の同和对策審議会の答申を踏まえ、1969（昭和 44）年に制定。その後、2 本の特別立法に基づいて、2002（平成 14）年 3 月 31 日まで、33 年間にわたり同和对策、地域改善対策として総合的措置が講じられてきました。

◆「地域改善対策協議会意見具申」

1996（平成 8）年、地域改善対策協議会が、特別措置法失効後の差別意識解消に向けた教育・啓発の推進などの必要性を指摘し、これまで積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築し、その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯などを十分に認識しつつ、積極的に推進すべきと述べました。これを踏まえて、1997（平成 9）年に「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」が策定されました。また、2002（平成 14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、2011（平成 23）年に基本計画の一部見直しが行われました。

◆「部落差別の解消の推進に関する法律」

2016（平成 28）年に施行。部落差別の解消に関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実などについて定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会の実現を目的としています。

◆「中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」

1998（平成 10）年に「中間市人権擁護条例」を施行。2019（平成 31）年に条例の名称を含めて全面改正。差別解消を目的とした法令及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定める世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害のある人などに対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし、市民及び事業者の人権意識の高揚を図り、もって市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」を実現することを目的としています。

■同和問題に関する意見（9 件「市民意識調査」問 32）

人がいなくなれば解決すると思っています。昔は小学校の校門で部落の何かのビラを貰って、体育館で部落差別についての全校集会がありました。今、自分の子供の代ではそんなものはないし、さらに廃校まで決まり、学校もなくなるようです。皮肉っぽくなりますが、人口減、少子化、超高齢化が解決への近道だと思います。
同和について→小学校の頃授業で初めて知りました。知らないままの方が差別はなくなっていくと思います。同和問題など聞くと思い出します。実際差別を受けた場合強く相手を処ばつたら良いと思います。生活していたら全てに同和の話は出して来ないので人によっては知るほど、差別心がどことなく逆に目ばえてしまうように思います。
人権問題＝同和問題ですか？
同和問題では、いまだに同和の方が強がっている姿やいかくされる姿も見られており、一般の方より意識されているような感じがします。お互いに思いやりのある人達が増えると良いと思いますが、現在は常識のない人や自分さえよければいいといった人達が多いように思います。私もですが、思いやる優しい心をもった人達が増えると良いと思います
人権に同和、イスラエル戦争と同じで、宗教、信条、家系などあれば無理だと思う。何をしても人が集えば相手の心をいかにくずすか？当方に引き込むか。同和も忖度す●●橋がない川よんだ。あれは本であり。同和は難しい。金を入れる NG、市民にとけ込む何が必要？団体を組むと孤立するのみ。今まで何十年かけても●●●ない。但し普通は何も感じていない。一部の人が大変、大変とさわいでいる。金が入らなくなるから？大変申し訳ありませんでした。
かわった人が増えてきて、教育をうける子供では子供ばかりに目をむけがちですが、変な親からの教育者への人権問題もあると思う。あまり人権人権と力を入れるのもどうか。中間市は同和やヤクザのいきのかかった会社など一番にとりくめば、言った物がちでことが動かないように注意してほしいです。
部落地域に住んでいることによって市より支援が（金銭的）あるというのを聞いた事があって、本当に差別を受けていない人まで受けているとうわさがある。税金から出ているのだから、そのへんの確認をきちんとしてほしい。
ずい分以前から同和問題には関心がありますが、見た目には何の違もないのになぜ差別が昔ながら起きてしまったのか根が深すぎて難しいです。でも一日も早く差別のない日本になる事を強く望んでいます。これからも関心を持ち続けていこうと思っています。子供のいじめも悲惨です。
学校教育では人権に関することは必要だと思いますが、同和教育にこだわる必要はないと思います。

2. 女性に関する問題

<現状と課題>

■平成7年度から女性政策を開始

本市では、1995（平成7）年を初年度とする「中間市第3次総合計画」に女性政策を掲げ、同年12月には「中間市女性行政推進協議会」（現在の「中間市男女共同参画推進委員会」）を設置し、庁内における男女共同参画推進体制を整えました。その後、国や県の取り組みが進展してきたことから、関係機関や各分野から講師を招いての研修や講演会などを実施し、市職員はもとより市民の意識改革に取り組んできました。

一方、市内の女性団体から女性政策推進のための要望書が提出されたことを受けて、1996（平成8）年、市内の女性団体・グループによるネットワークづくりにも取り組み、1997（平成9）年7月には、「女性の地位向上を図り、男女共生社会をめざした地域づくりに寄与すること」を目的としたネットワーク、「女性ネットなかま」が発足しました。

こうした動きを捉え本市では、男女がともに地域を創造していく上で、男女共同参画社会の確立に向けた「中間市男女共同参画プラン（10年計画）」（以下、「プラン」という。）を策定し、同年「中間市男女共同参画行動計画」を策定しました。その中で「21世紀は男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現する施策を展開していく必要がある」と基本姿勢を打ち出しました。

■市民との協働による取り組みの展開

その後、「プラン」策定から中間年に当たる2009（平成21）年に、市民と協働し、本市の男女共同参画の推進を図ることを目的に「中間市男女共同参画審議会設置条例」を制定し、「中間市男女共同参画審議会」（以下、「審議会」という。学識経験者・有識者・市民団体・一般公募市民など、11名で構成）を設置しました。同年には市民意識調査を実施し、その調査結果などを基礎資料として、「審議会」において「プラン」の見直しを行い、改訂版を策定しました。その「プラン（改訂版）」を実効性のあるものにするため、2010（平成22）年「中間市男女共同参画後期行動計画」を策定し、さらに2013（平成25）年10月1日には後期行動計画の主要な施策であった「中間市男女共同参画推進条例」を制定し、「ひとり一人が活きるまち」を目指した男女共同参画へ向けた取り組みを展開してきました。

この「プラン」が2013年までの計画であることに伴い、2012（平成24）年には、男女共同参画に関する意識や本市の現状を把握し、今後の施策に反映させるため、市民意識調査を実施しました。この調査結果及び、国や県の情勢などを踏まえて、本市の実質的な社会状況に合わせて「プラン」の見直しを行い、2014（平成26）年「中間市男女共同参画プラン きらり」を策定しました。

■暴力の根絶、雇用環境の改善、女性活躍を掲げた施策の推進

国においては2015（平成27）年8月に「女性活躍推進法」が成立し、国における男女共同参画の実現に向けた取り組みは新たな段階に入るとともに、長時間労働を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応など様々な側面からの課題が浮上しました。このような課題を踏まえた上で施策の評価を行い、2019（平成31）年3月に「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」を策定しました。

しかしながら、政治の場や社会通念、慣習、しきたりなどで固定的な性別役割分担意識は依然として根深く、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。また、非正規雇用労働者の多くを女性が占めることで、社会的・経済的な自立が難しくなる一方、正規雇用労働者として基幹的業務が集中する男性が長時間労働を余儀なくされている実態が依然として解消できていない状況です。さらに、2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、全国的な非正規雇用労働者の失業や減収、配偶者などからの暴力（以下「DV」という。）など、課題の根深さが顕在化しており、男女共同参画社会の実現に向けたより一層の取り組みが必要となりました。

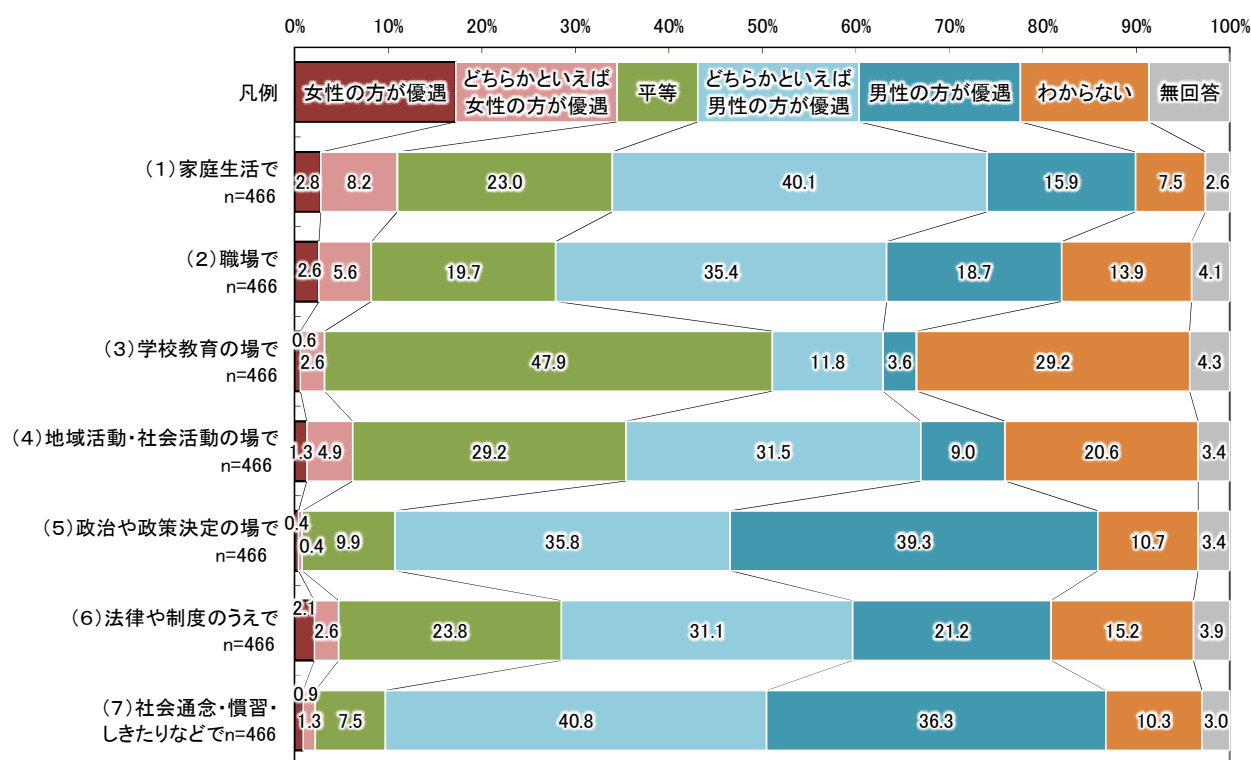
このような状況の中で国は2020（令和2）年12月に第5次男女共同参画基本計画を策定し、目指すべき社会（女性に対する暴力は根絶されている。また、「昭和の働き方」ともいうべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会）を掲げ、その実現を通じて、「男女共同参画社会基本法」が示す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくことになりました。

本市でも国や県の計画と調整を図り、2024（令和6）年3月、新たに「中間市男女共同参画プラン きらりⅢ」を策定し、人口減少と少子高齢化の進む本市にとって、あらゆる分野、局面において、活気を取り戻すための女性の活躍という視点も取り入れた取り組みを推進しています。

2022（令和4）年度に実施した「中間市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると、問2「あなたは次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。」という様々な場における男女の地位の平等意識という設問では、すべての場において、女性より男性の方が優遇されているという割合が高く、特に、「社会通念・慣習・しきたりなど」と「政治や政策決定の場」では、「男性の方が優遇され

ている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答の合計は7割を超えています。現状では、男女の実質的な平等感が達成されておらず、多くの課題が残されています。

＜男女の地位の平等について＞

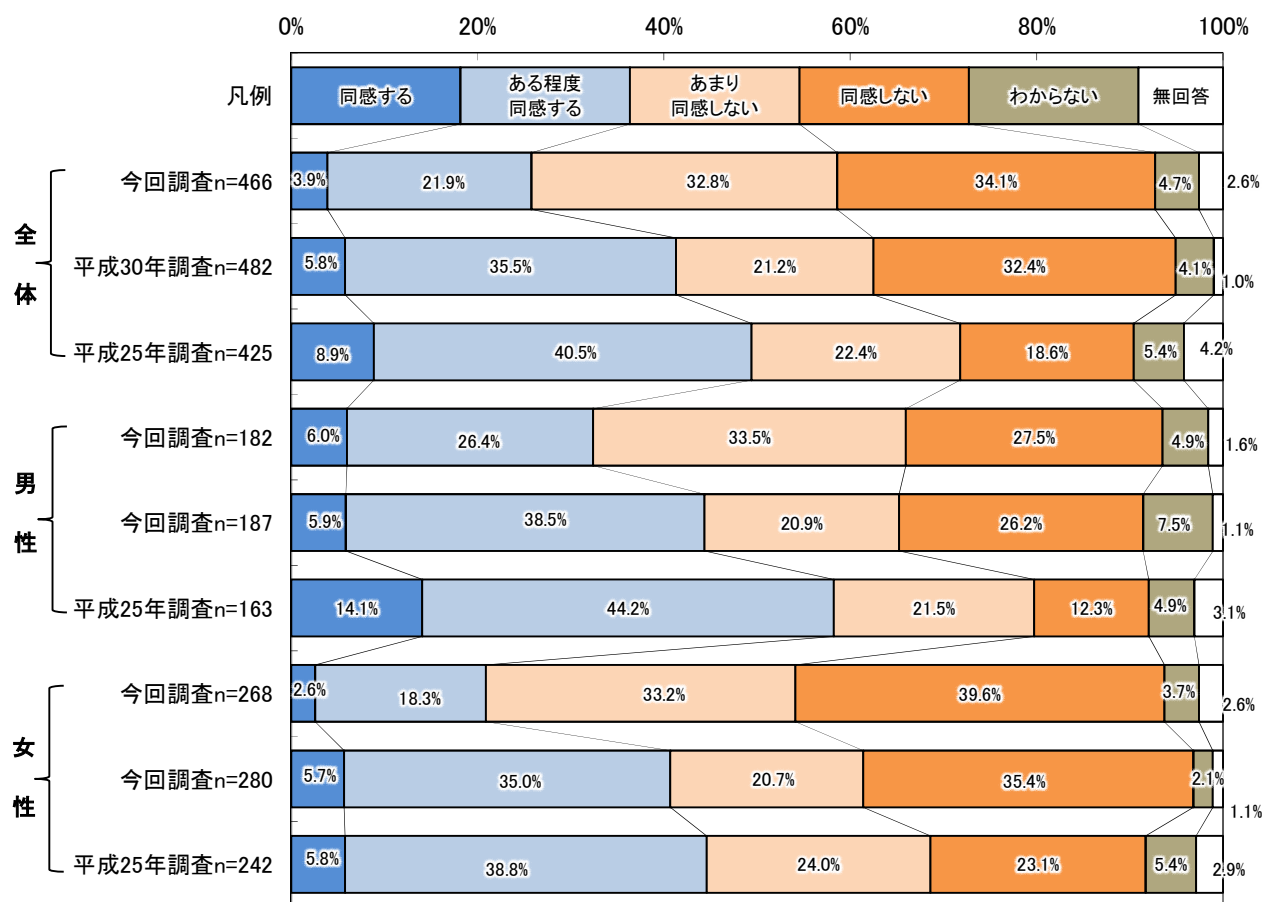


※中間市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和5年5月）

「中間市男女共同参画プラン」では、全ての市民がお互いに一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を推進していくことが目標となっています。しかし現実の社会では、女性の就職難や就業形態による男女の賃金格差、介護や育児などにおいても女性に対する依存が大きく、無意識のうちに性別役割分担意識※が根付いています。

※ 性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」「子育ては母親」といった性別による行動や慣習などの固定的な役割分担意識のことです。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について〔全体、性別〕（前回、前々回調査比較）



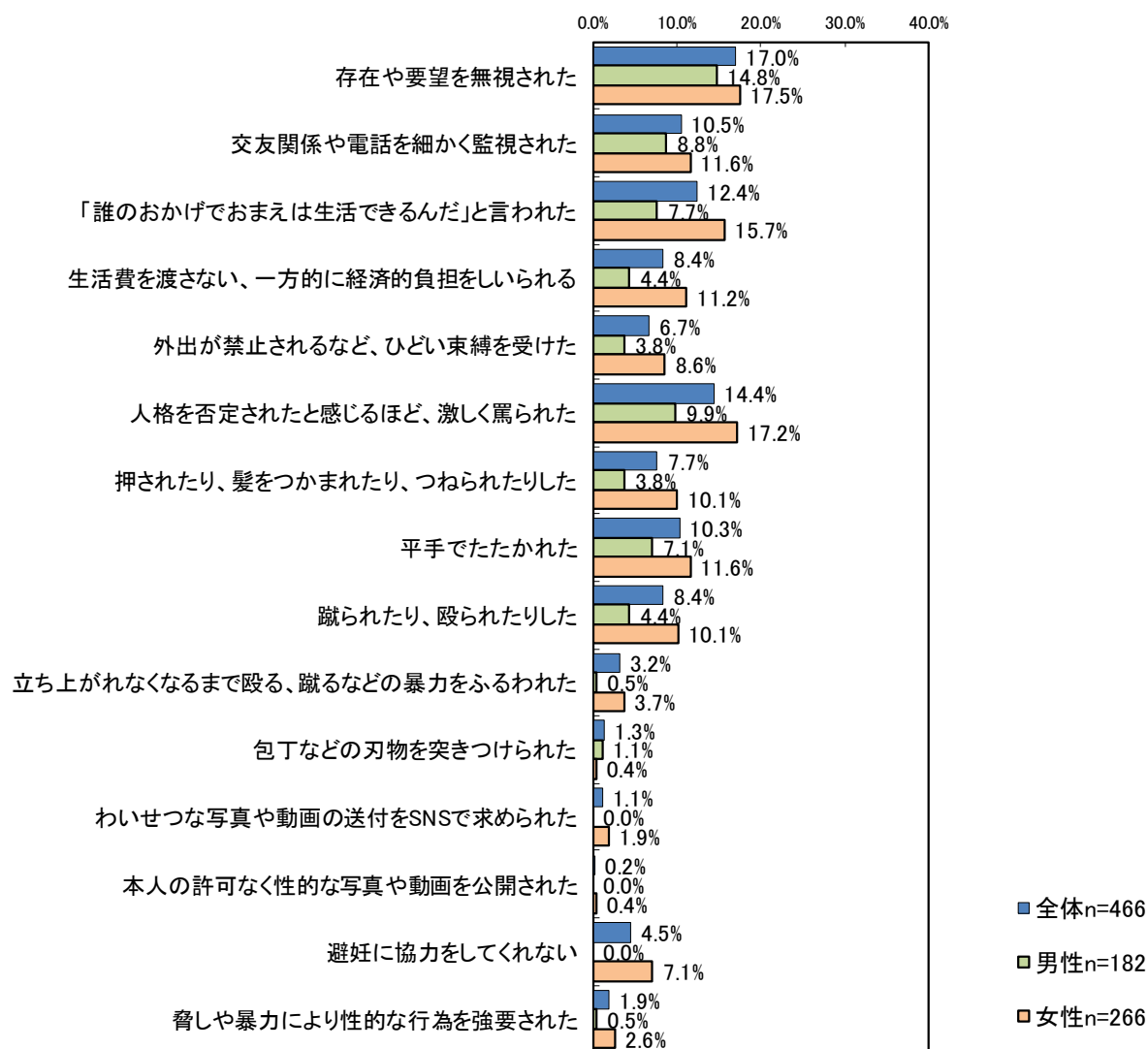
※中間市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和5年5月）

また、差別・偏見・暴力などは個人の人権を著しく侵害するものであり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。人権に関する正しい認識を深め、尊重し、新しい価値観に基づいた男女のあり方を、個人はもとより社会全体で創り出していくことが重要な課題となっています。

さらに近年では、配偶者・パートナー、介護者からの暴力やネグレクトが顕在化しています。「中間市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると、配偶者・パートナーからの暴力を受けたと回答した女性の割合が男性より高くなっています。DVは、個人や家庭の問題として捉えられるために周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化してしまうという特徴があります。このため、2023（令和5）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が改正され、強化されています。今後は、被害者に対する相談・支援体制など、関係機関との連携を図るとともに、様々な暴力に対する人権意識を高めることが重要です。女性を取り巻くこうした状況を踏まえ、社会のあらゆる分野に男女が平等

に参画し、個性と能力を活かすことができる社会を形成するために、市民への啓発を積極的に進めていく必要があります。

パートナーからの暴力の有無〔全体、性別〕



※中間市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和5年5月）

＜施策の方向＞

女性の人権が尊重される社会を実現するためには、社会の一員として男女の均等な関係が保障されて、社会の様々な分野の活動に自分の意志に基づいて参画する機会が確保され、様々な利益を男女が平等に享受することができ、共に責任を担う男女共同参画の推進が大切です。

本市では、2024（令和6）年3月、「中間市男女共同参画プラン きらりⅢ」で定めた基本目標を踏まえ、性別、年齢などに関わりなく、市民一人ひとりが自立し、自

らの意志をもって社会に関わることができるように、強い絆を形成していく意識づくりの高揚を図っていきます。

また、男女がお互いの人権を尊重することで男女平等意識の定着を図り、男女共同参画社会を形成するための取り組みを積極的に推進します。

「中間市男女共同参画プラン きらりⅢ」の基本目標

中間市男女共同参画プランの基本目標は、お互いに認め合い、様々な困難に対し、協働して立ち向かっていく、「市民社会」の構築にあります。

市民社会の構築にあたっては、性別、年齢などに関わりなく、市民一人ひとりが自立し、自らの意志をもって社会にかかわり、強い絆を形成していく意識づくりの高揚を図ることが必要です。

これらの考えに基づき、以下にあげる5つの目標を「基本目標」として設定します。

1. 地域における女性の活躍推進
2. 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進
3. 男女の自立促進と生活・子育て支援
4. 男女の健康づくりと暴力の根絶
5. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進

（１）地域における女性の活躍推進

① 地域社会における男女共同参画の推進

- 自治会長並びに民生児童委員など及び人権擁護委員の地域指導者に対し、男女共同参画社会への理解促進のための学習会・講演会などを実施するとともに、広報紙やホームページなど、様々な手段を活用して地域指導者に対する男女共同参画に関する情報の提供を行います。
- 男女共同の子育てに関するサークル活動・ボランティア活動の促進などの情報提供を広報紙や市ホームページなどを通じて行います。
- 各校区のまちづくり協議会や民生児童委員協議会、小中学校 PTA 役員会などに、男女共同参画の視点に立った地域活動を通じた啓発を推進します。
- 校区のまちづくり協議会と連携し、地域の人々が協働して子育てを支援していく意識を広めるための啓発を行います。
- 自治会や NPO・ボランティア団体などの実態を把握し、男女が地域の役員を担える環境づくりを推進し、また若い世代の人材育成や確保策のあり方を検討します。
- 地域での多世代学び合いを促進するために、自治会長、民生児童委員などの地域指導者を対象に、地域コミュニティが直面する身近な課題など関心が高いテーマについて、幅広い世代から関心を持ってもらえるような男女共同参画の講座や学習会を開催し、男女共同参画に対する理解・認識の向上を図ります。
- 市内の女性団体ネットワーク組織「女性ネットなかま」などをとおして、男女共同参画社会への環境づくりに努めます。また「女性ネットなかま」の会員が増えるよう方策を検討します。
- 自治会長の自主学習会など各種機会を捉えて、啓発資料の配布などを通じた地域役員などに男女平等意識改革に関する啓発を推進します。

- 男女が平等に地域のリーダーとして活躍できるよう、男女共同参画の公民館講座を実施し、指導者の育成・支援体制を推進します。また市民の興味を引くような企画のあり方を検討します。

② 政策・方針決定の場への女性の参画促進に向けた意識改革の推進

- 女性の社会参画を推進するため、市の各種審議会及び委員会などに女性委員の積極的な登用を各課に要請します。また達成率に差が認められることから、できるだけ多くの分野で目標達成できるよう努めます。
- 固定的な性別役割分担を解消するため、女性職員の職域拡大を推進するために、女性職員が勤務しやすい職場環境の整備などに努めます。
- 現状では、対象となる世代の女性が少ないため、女性の多様な実務経験をふまえた能力の評価を促進し、長期的な視点で女性の管理職への登用に努めます。
- 様々な分野の女性リーダーの発掘・養成のため、男女共同参画講座などの企画・開催や、県や関係機関の研修会などの周知に努めます。
- 市の審議会などに女性の登用を促進するため、企業や地域などで活躍している女性リーダーの人材リストの活用の方や、周知方法などの見直しを行います。

③ 防災・災害時における男女共同参画の推進

- 男性が多い各団体や部局などの代表者で構成する防災会議や水防班に女性の参画を促すとともに、多様な意見交換のための女性参画の必要性についての理解促進に努めます。
- 中間市地域防災計画に女性及び性の多様性に沿った視点を取り入れ、性差や性の多様性に配慮した施設・空間の設置などの対応を行います。計画書及び各種マニュアルの作成段階から積極的に女性の意見を取り入れるよう努めます。

(2) 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進

① 雇用の場における男女平等の促進

- 国・県などの関係機関と連携し、各事業所・事業主を対象とした「男女雇用機会均等法」や「積極的改善措置」などの周知・啓発を推進します。
- 国・県などの関係機関と連携し、市の広報やパンフレットなどで、事業所などの性別による賃金や昇進・昇格などの格差是正のための啓発活動を行います。
- 各事業所に国・県などの「企業内の相談・支援体制の整備」に関する資料・参考パンフレットなど、情報の提供を行います。
- 各事業所に女性従業員の男女共同参画の研修会へ参加を促すため、経済団体などと連携し女性従業員に対する理解と環境整備を図ることを推進します。
- 働く女性が能力を発揮できるよう、国や県他市町村など関係機関の様々な講演会・学習機会の情報を市の広報やホームページ、パンフレットなどで提供します。
- 国・県などの関係機関と協力し、各事業所・事業主に女性の能力が十分に発揮できる職場環境の整備を図るよう啓発します。

② 雇用環境の整備と就労支援

- 「マザーズハローワーク北九州」など、女性の就労に関する関係機関の情報の提供を行います。
- 事業所・事業主などへ、国や県などの関係機関と連携し、パートタイム労働者の相談窓口に関する情報の提供を行います。
- パートタイム労働者の相談窓口の設置に向けて、国・県などの職員研修会などに参加を推進します。
- 各事業所に「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善などのための措置に関する指針」などが示されたことから、国や県と連携しパートタイム労働者の労働に関するガイドラインの作成を行うよう普及・啓発を推進します。
- 国・県などの関係機関と連携し、各事業所に様々なハラスメント防止パンフレットの配布など、事業所内のセクハラをはじめとするあらゆるハラスメント防止を呼び掛けるとともに、市の広報やホームページなどで啓発を推進します。
- 庁内の職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するために職員の研修指導を行います。
- 事業所内に従業員のこどもの保育ができる場所を設置するなど、女性が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりのために、国・県などの関係機関、経済団体とともに啓発を推進します。
- 母親が働く地域で、職場内保育ができる保育所の設置・充実を目指し、事業所へ関係資料などを配布し啓発を行います。

③ 農業及び自営業などにおける女性の地位向上

- 農業・自営業に従事する人に男女共同参画に関する県などの研修会などの情報提供を行います。
- 農業・自営業と異なる業種に携わる女性との意見交換など、意識改革に向けた各種研修会を開催します。
- 女性の能力向上を図るため、経営管理や生産技術に関する県などの情報を提供し、経済団体などと連携し女性の経営参画を促進します。
- 農業・自営業で働く女性のスキルアップにつながる研修を行います。
- 民間組織（農業協同組合・商工会議所など）及び県の関係機関などと協力して「家族経営協定」※の情報を提供し、締結を推進します。
- 民間組織（農業協同組合・商工会議所など）との連携を密にするとともに、女性などの多様な意見の有効性についての理解を促進し、市の農業委員などに女性委員などの登用を促します。
- 農業・自営業者に向け「方針決定の場への女性の参画」を促す資料の提供やパンフレットの配布などで、女性の参画を推進します。
- 農業及び自営業などに従事する女性に、生産技術・経営管理に関する研修への参加を促し、女性の能力の向上を図り、起業や経営参画を促進します。
- 国・県などの関係機関及び民間組織（商工会議所、金融機関など）と連携し、起業を目指す女性の講習会・研修会などを開催し、女性の社会進出を促します。
- 県・北九州市などの男女共同参画センターなどで開催される、起業を目指す女性及び起業した女性のための研修会に関する情報を提供します。
- 国・県などの関係機関及び民間組織（商工会議所、金融機関など）から女性の起業に関する情報、日本政策金融公庫、県及び市の融資制度などの様々な情報を提供します。

※ 家族経営協定：家族農業経営は、経営と生活の境目が明確ではなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

(3) 男女の自立促進と生活・子育て支援

① ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女が共に育児・介護を分担した家庭生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・認識を図ることを目的とした、より興味を持たれる講習会・学習会及び啓発を推進します。
- 市職員(特に男性)の育児・介護休業制度の利用を推進するとともに、男性職員がより長期の取得ができるような職場環境や働き方についての改善策について検討します。
- 市民や事業所などへ、国や県などの育児・介護休業制度に関する情報を提供します。
- 働く女性の仕事や家庭の悩みについての相談体制の整備を図ります。

② 子育て支援の充実と児童の健全育成

- 市内の保育所・幼稚園や各小中学校との連携を深め、早期療育などの支援体制の強化、母親の育児不安の軽減、母親の心身の休息に関するケアなどの一貫した総合的支援を実践します。
- 「第二期中間市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、令和6年4月総合会館内に設置された「こども家庭センター」を核とする、子育て支援施設の整備及びサービスの充実を図ります。なお、当計画は令和6年度末をもって終了するため、次期計画を包含する「中間市こども計画」を令和7年3月に策定する予定です。
- 子育て支援サービスの充実を図るため、より専門的な研修会・講習会などの参加を推進します。
- 「こども家庭センター」が設置されて、窓口が一本化となり、人と人とのつながりを大切にした保護者や地域の人たちが安心・信頼できる子育て相談窓口の一層の充実を図ります。
- 「こども家庭センター」の母子保健係・家庭児童相談係・こども支援係の職員による専門的連携強化し、妊娠・出産・子育てまでのワンストップの支援体制により、早期療育などの充実を図ります。
- 「こども家庭センターこども支援係」の事業に合わせて身体計測、育児相談、栄養相談などを行い、母親の育児不安の軽減に努めます。また、あらゆる機会を捉えて教育・相談を実施し、育児相談や健康教育の充実を図ります。
- 助産師などによる妊産婦訪問、乳児全戸訪問において、乳児の発達状態などの確認や、産婦の健康状態の聞き取りや助言などを行い、子育てに関する相談業務の推進を図ります。
- 未成年者による子育てに関する相談ができる環境づくりと窓口の充実を図ります。
- 18歳までのこどもにおける、あらゆる問題の相談窓口の充実を図り、「こどもまんなか」施策を推進します。

- 子育てに携わる市民を対象に、より興味を持たれる男女共同参画に関する講座・研修などを実施します。
- 専門相談員の自主研修や市外で開催される研修会への参加を促進するとともに、専門スタッフによる療育研修会などを開催します。また、「こども家庭センター」が主体となって講師の選定・専門的研修会を開催するための体制を整えます。
- 保育士として、発達心理など、より専門性を高める研修会などを開催します。また保育理念、保育方針、保育目標に基づき、園内研修を実施し、保育士一人ひとりの意識向上に差異がないように努めています。
- 「こども家庭センター」の設置による相談窓口の一本化に伴い、各施設・相談窓口などの連携や職員間の共通認識を図り子育て支援を推進します。
- 「こども家庭センター」の設置について、保護者向けチラシを作成し、情報提供など子育て支援体制の強化を図ります。
- 市民の保育ニーズを把握し、地域のバランスを考慮しながら、各保育所などと連携し、保育施設の運用・充実を図り、時間外保育、一時保育、病後児保育などの多様な保育サービスを推進します。また病児・病後児保育室については、利用者がより利用しやすいように窓口などで周知を行います。
- 障がい児保育については、障がい児の現状の把握に一層努め、障がい者手帳、療育手帳の有無だけではなく、様々な状況に対応できるよう保育サービスの充実を図ります。
- 市内の放課後児童クラブ(学童保育)のサービス充実を図ります。
- シルバー人材センターでの育児支援サービスの一層の周知を図ります。

③ 生活上の困難に直面する世帯への支援

- 「ひとり親家庭等医療費助成」及び「児童扶養手当」など様々な制度を、市の広報やホームページなどで紹介するとともに、個別の事情なども勘案しひとり親家庭の支援を図ります。また、関係窓口と連携し、円滑な事務処理に努めます。
- ひとり親に対する県営住宅の倍率優遇措置制度の周知について、パンフレットなどを活用し行います。
- 小・中学校において、各家庭の実態把握に努めるとともに、教育相談を定期的に行い、ひとり親家庭などの支援の充実を図ります。
- 就学援助制度が国の標準化業務の対象になっていることから、市としての窓口業務のあり方なども念頭に、手続き・周知方法を随時検討し、今後も引き続き経済的な理由から就学困難と認められる児童生徒の保護者負担の軽減を図っていきます。
- 高齢者の経験や知識を活用した社会参加や生きがいづくりの一環として「ボランティア講師派遣事業」を実施し、さらにボランティア講師同士の情報交換や指導者の技術向上を図る研修会などを開催します。まだ活用されていない分野についても幅広く広報やホームページで周知活動を行います。
- 市民活動の活性化を図る様々なボランティア活動の拠点として、NPO・ボランティア同士の連携を深めるため、ボランティアセンターをさらに充実させ、市民への啓発活動を推進します。
- シルバー人材センター事業を支援し、高齢者の生きがい対策を推進するとともに、能力を活かした地域づくりを推進する。また、事業充実のための担い手の確保について支援に努めます。

- 障がいのある人が抱える悩みに対応するため、相談しやすい環境づくりに努めます。相談内容が多岐にわたり複数の機関が関わる案件が多いことから、情報共有の場を設け相談体制のあり方を検討します。
- 県や近隣自治体の男女共同参画センターなどと連携し、男女共同参画に関する国際的な様々な情報を提供します。
- ボランティア団体「日本語教室なかま」と連携し、市内に在住する外国人が地域の中で孤立しないように支援します。
- 県や(財)福岡県国際交流センターなどから配布される多言語版の外国人向け各種リーフレットなどを市の施設などで配布します。

④ 男女が共に介護を担う社会環境づくり

- 「中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、男女が共に介護を担う介護サービスの充実を図ります。また近年では、男女に関わらず、配偶者やパートナーの一方に介護が必要になることでの老老介護や認知介護に対する支援のあり方を検討します。
- 男女が共に介護を担う社会づくりのため、介護保険制度や介護の相談窓口業務の啓発を推進します。
- 市民のニーズにあった介護サービスが継続して提供できるよう、サービス内容の工夫や充実を図ります。
- 男女が支えあい、ともに住み続けるまちづくりを目指すため、家庭内の介護に携わる人の抱える悩みなどの相談窓口を充実させるため民間事業者による認知症カフェの増設などを目指します。長期的には地域の実情に応じた様々な主体により運営されるよう、支援に努めます。
- 家族のリフレッシュのために必要に応じて介護支援専門員の作成するケアプランにショートステイを取り入れるよう啓発を行っていきます。
- 介護サービス充実を目指し、各事業所の介護支援専門員の資質向上を図るため、包括ケア研修会を定期的実施し、人材育成を推進します。
- 介護保険サービスガイドなどに性別にかかわらず、介護者が過重な負担を負うことがないように、介護制度の解説や、各種介護サービスの紹介などを掲載し一人で抱え込むことのないよう啓発を図ります。

(4) 男女の健康づくりと暴力の根絶

① 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

- 各種保健事業で、市民のライフステージに応じた健康教育を推進します。
- 各種検診や健康教室などに多くの市民が参加できるよう、広報活動を充実させ、男女平等の精神で健やかな老後を送ることができるよう施策の充実を図ります。
- 各種保健事業の中で「健康をおびやかす問題についての正しい知識」の普及に努めます。
- 学校教育の保健体育・学級活動・道徳の時間などを中心に、健康問題についての正しい知識の定着を図ります。また、薬物乱用防止教室の充実にも努めます。
- 市内の体育施設で、健康づくりを目指した各種スポーツ教室の開催を推進します。
- 健康づくりを目指した、各種健康教室や市主催の健康教室から派生した任意の市民の活動の支援を推進します。

- 健康教室や新生児訪問などを通じ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解と認識を深めるための啓発活動を行います。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての情報を、市の広報やパンフレットなどで発信し、市民に対する啓発を推進します。
- 学校教育の中で、HIVをはじめとした性感染症についての正しい知識の定着を図ります。
- 健康教室の中で、HIVをはじめとした性感染症を正しく理解し認識を深めるよう、啓発を推進します。
- 性感染症に対する正しい知識の普及を図るため、市の広報や人権センターだより、パンフレットなどで、特集記事を掲載し啓発を推進します。
- 妊婦健康診査、母子健康手帳の交付及び相談室、母親学級、両親学級、全新生児の訪問・乳幼児の教室などを実施し、妊娠・出産期における女性の心身の健康支援の充実を図ります。
- 妊娠出産期を捉え、両親学級での男女共同参画の視点に立った学習の普及を図るとともに、子育ての出発である母子健康手帳交付時に父親やパートナーの同席を促し、学習機会の充実を図ります。

② あらゆる暴力防止対策の推進

- 市の広報やホームページなどを通じてDVなど人権を侵害する行為を防止するための啓発を推進します。
- ホットラインカードを市内公共施設のトイレに設置し、相談窓口の周知を行います。
- ヤングテレホンなどで、青少年に関する相談窓口の充実・啓発を推進します。
- 各学校において、保健体育・家庭・道徳・学級活動や外部講師を招いた講演会などを通し、児童生徒の発達段階に応じて、性の尊厳について理解し、性に関する偏見をなくす教育を行います。
- 性的虐待について相談を受けた場合は、専門機関である児童相談所に情報提供を行い、早急な支援を確立することを徹底します。
- 教育関係機関などとの連携による学習会、講演会の充実を図る。また中高校生対象のDV(デートDV)・虐待などの冊子を各学校に配布するとともに、正しい知識の普及・啓発に努めます。
- DV防止などに関する市民への啓発活動の充実のため、民間団体などと連携し、被害女性の支援と相談窓口の周知の徹底を図ります。
- デートDV被害などの啓発や被害者支援のため、支援活動の周知や関係機関との連携に努めます。
- 県や近隣市町村の女性相談窓口と連携し、DV被害者の情報の共有化を図り市内の支援体制の充実を図ります。
- 県などの関係機関と連携し、市の広報やパンフレットなどの配布により相談窓口の周知と虐待防止などに関する啓発に努めます。
- 相談員の資質向上のため、研修会などに積極的に参加し、各種相談業務に必要な資格取得などの推進を図り、窓口の充実に努めます。

(5) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進

① 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進

- 国の「男女共同参画週間(6月23日～29日)」や県の「男女共同参画の日(11月第4土曜日)」の強調週間に男女共同参画の特集などを広報・ホームページに掲載します。
- 強調週間に男女共同参画をテーマとした絵画や川柳、標語などの作品を市民から募集し、施設での展示や市の広報などで市民への啓発を行います。
- 関係各課と協働で様々な年代に応じた各種講座を開催し、学習・情報の提供を行います。
- 事業所・事業主に対し「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」などの理解・認識を図るため、市の広報やパンフレットなどで男女平等意識の浸透を図ります。
- 人権センターや市民図書館で男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供に努めます。男女共同に関する図書の紹介を人権センターだより「よかかぜ」に掲載します。
- 人権センターや市民図書館に市町村の男女共同参画プランを備え、市民が自由に閲覧できるよう図ります。
- 市の広報やホームページなどで男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の意識の高揚を図ります。
- 「男女共同参画社会基本法」や「中間市男女共同参画推進条例」などの法令を、人権センターだより「よかかぜ」などに掲載し市民に周知します。

② 生涯を通した男女平等教育と教育・学習機会の充実

- 乳幼児期から一人ひとりの個性や能力を尊重する教育を推進するために、園内研修などを実施し、保育士一人ひとりの意識向上に努めます。
- 市内の保育所・幼稚園を通じて、教職員や保護者へ、より多くの人が参加できるよう工夫し、男女共同参画の研修会への参加を働きかけます。
- 全教育活動を通して、人権尊重の視点に立った人権教育の充実を図る指導を行い、男女が互いに責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる教育の充実を図ります。
- 教職員を対象に男女共同参画の研修会を実施し、その研修内容の精選・深化・充実を図ります。
- 地域の公民館などを利用し、男女共同参画社会の実現に向けた学習会などを開催します。
- 男女共同参画講座の開設など、市民が幅広く参加できるよう情報の提供を行います。

〈沿革・背景〉

—国連・世界—

◆「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

1967年(昭和42年)の「女性に対する差別撤廃宣言」採択を経て、1979(昭和54)年に国連総会で採択され、日本は1985(昭和60)年に批准。同条約には、女性差別は女性の基本的人権の侵害であり、国の発展、福祉、平和は男女平等が前提条件であること、女性の全面的な社会参加・参画と固定的な性別役割の変更などが盛り込まれています。

◆「ウィーン宣言及び行動計画」

1993(平成5)年の「ウィーン国連世界人権会議」で採択。男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出されました。また、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

◆「北京宣言及び行動綱領」

1995（平成 7）年、北京で開かれた第 4 回世界女性会議で採択。女性のエンパワーメントを主要課題にした具体的な行動が示されました。その後、2000（平成 12）年、国連特別総会の「女性 2000 年会議」では、この綱領の完全実施に向けた政治宣言及び成果文書が採択され、さらに、2005（平成 17）年の第 49 回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10 [プラステン]」）で再確認され、一層の取組みを求める宣言が採択されています。

―国―

◆「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」

1972（昭和 47）年に「勤労婦人福祉法」施行。1986（昭和 61）年に法律の名称を含めて全面改正。募集・採用時における男女の均等な取り扱い、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇などについて、女性労働者であることを理由にした男性労働者との差別的取扱の禁止を目的とするものです。直近では 2017（平成 29）年に改正法が施行され、妊娠・出産などに関するハラスメント防止措置義務が盛り込まれました。

◆「男女共同参画 2000 年プラン―男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12（2000）年度までの国内行動計画」

1996（平成 8）年に策定。基本的方向として、「男女共同参画を推進する社会システムの構築」「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」「女性の人権が推進・擁護される社会の形成」「地球社会の「平等・開発・平和」への貢献」が示されました。その後、2000（平成 12）年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、現在では 2020（令和 2）年に改定され、さらに 2023（令和 5）年に一部変更が閣議決定された「第 5 次基本計画」に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策が総合的かつ計画的に推進されています。

◆「男女共同参画社会基本法」

1999（平成 11）年に施行。21 世紀の日本社会の最重要課題と位置付けられた男女共同参画社会の形成を促進することを目的とするものです。

◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」

2001（平成 13）年に施行。女性に対する様々な暴力は、犯罪となる行為をも含めて人権侵害であり、緊急に取り組むべき重要な課題として位置付けられています。その後、2004（平成 16）年に被害者保護対策の強化が盛り込まれ、2008（平成 20）年には、被害者の保護命令制度の拡充などが盛り込まれ、2014（平成 26）年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用する改正がされました。

◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」

2015（平成 27）年に施行。女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とするものです。

◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」

2018（平成 30）年に施行。政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とするものです。

■女性や性別による役割分担意識に関する記述（7件「市民意識調査」問3）

女性に対するセクハラについて、むずかしい・ややこしい時代だと感じる。
未だに男性中心社会である。自覚のない男性が多いと感じる。
日本では女性に関する問題や、障がい者に対する理解とかが薄く、この人権問題に対して一人ひとりがどう向きあって行くべきか、考えて行く必要がある。
平等に教育を受ける権利、ジェンダーレス、LGBT 問題
性別による役割分担意識が依然とあること
女性の子育てと仕事、出産と仕事はトレードなのか、男性にこのような問題はないのに……。
女性の権利として、結局何も前進していないこと。夫婦別姓等

■女性の人権に関する意見（2件「市民意識調査」問32）

本アンケートと同時に遠賀・中間地域行政事務組合通信「こういき」も配られていました。その表紙を見て納得しました。組合議員さんの顔写真がのっています。15人中女性は1人です。この表紙を見て行政の方々、組合議員さんの感想が聞きたいです。これは仕方ない慣習、昔からそうなのだとおっしゃられる姿が想像できます。はっきり言って時代遅れです。
市として「人権を守る体制」を推進していく本気の姿がみられない。市役所の管理職、議員の数、圧倒的に男性社会ではないですか。学校にしても少しずつ女性管理職は増えていますが、まだまだです。そもそも教育事務所や県教委の体質もなかなかかわっていかないのですから。少子化問題とか、根本的な構造から変えようと思うなら、女性にばかり子育てをおしつけず男性育児休暇の推進など行政からお手本を見せたらどうでしょう。中間市役所、中間市内小学校の実態は知りませんが。

3. こどもに関する問題

<現状と課題>

■子ども・子育て支援事業計画による施策の推進

こどもは、人格を持っている一人の人間として大切にされるとともに、一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを認識し、人権尊重や保護のための取り組みが必要です。

本市においても、こどもが幸福に生きる権利を守るとともに、家庭の相談・支援のために、家庭児童相談事業を早くからスタートさせ、こどもとその家庭の支援事業を開始しました。1998（平成 10）年には、「子どもの権利条約」※などを載せた「おなじ空の下に」と題したこどもの権利をわかりやすく説明した啓発冊子を、市内に全戸配付しました。2000（平成 12）年には、虐待児童の早期発見、適切支援を図るため中間市児童虐待防止連絡協議会「中間市はばたけ子どもネットワーク」を創設し、当初 32 関係機関で発足しました。

同ネットワークを 2005（平成 17）年には虐待に加え、いじめ・不登校・不適切養育など、こどもが幸せに生きる権利を阻害する行為の根絶を図るため 42 機関まで拡げ、連携を強化しました。また、同年には地域全体で子育てを支援する体制を整備し、安心してこどもを生み育てることができる環境づくり、次世代を担うこどもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを行っていくための指針となる「中間市次世代育成支援行動計画」を策定しました。2015（平成 27）年には、「中間市次世代育成支援行動計画」を継承するとともに、子育て支援新制度への移行に伴う子ども・子育て支援給付に係る幼児期の保育や教育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の実施に関する方策を盛り込んだ「中間市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。さらに、こどもの人権擁護の動きが本格化しているにもかかわらず、一方においては、依然としてこどもの人権を侵害する事象が後を絶たず、児童虐待、いじめや体罰など多くの深刻な問題が生じています。2019（令和元）年 10 月には、「新・放課後子ども総合プラン」の策定や児童福祉法改正などを受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるとともに、幼児教育・保育の無償化の実施のために、「子ども・子育て支援法」の改正が行われ、本市では「子ども・子育て支援事業計画」の見直しを進めました。

※ 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）：1989（平成元）年に国連総会で採択され、児童の人権の尊重や児童保護などの推進を目指した条約です。

■こども基本法などによる、こどもまんなか社会づくりの推進

少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少などによる貧困世帯での学習機会の減少、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立などの問題に加え、子育て家庭の孤立、女性の年齢別労働力人口の割合をグラフで示したときのM字カーブの問題など、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

このような現状に鑑み、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、2023（令和5）年4月に「こども家庭庁」が発足。同年4月から、こどもの権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

さらに、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化などを行うことを目的として、児童福祉法などの一部が改正（2024（令和6）年4月1日施行）されるなど法整備が進められるとともに、2023（令和5）年6月には「こども未来戦略方針」が閣議決定され、児童手当や育児休業・給付の拡充、保育の拡充など少子化対策の更なる強化も進められています。

本市においても、2020（令和2）年3月に策定した「第二期中間市子ども・子育て支援事業計画」（中間市次世代育成支援行動計画を包含している）が令和6年度末をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする中間市こども計画（以下「こども計画」という。）を策定することとしています。この計画は、2023（令和5）年4月1日に施行された、こども基本法に基づくこども大綱やこども基本法、福岡県のこども計画との整合性に留意し、次の計画を包含し、一体的なものとして策定されます。

「市民意識調査」で、問12「子どもに関する事柄で、人権上で特に問題があると思われるのはどのようなことですか。」という設問では、「保護者などが子どもを身体的、心理的（放任や無視を含む）、性的に虐待すること」の36.9%が最も高く、これに「子ども同士で仲間はずれや暴力、無視などのいじめをしたり、させたりすること」（36.3%）、「学校や就職先の選択などについて、大人が子どもに自分の考えを押しつけ、子どもの意見や考え方を無視すること」（29.5%）の順となっています（「市民意識調査報告書」66ページ参照）。

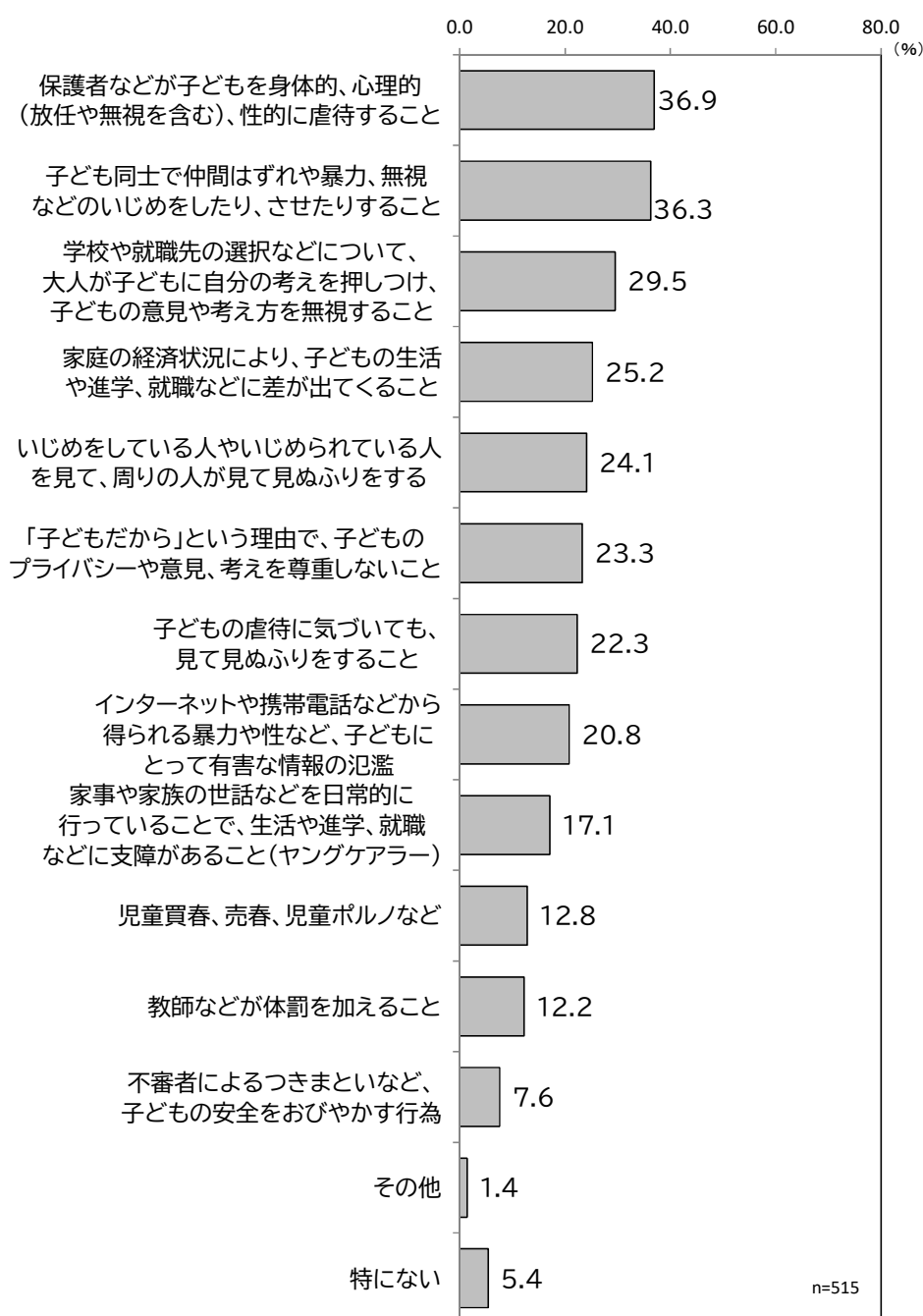
調査結果が示すように、近年は、こどもに対する親からの身体的虐待やネグレクト※などの虐待が深刻な様相を呈しています。学校においては、自立に向けて発達段階の違いにより特別に支援を必要とするこどもの問題、学校に行きたくても行けないなど不登校の問題、そして校内暴力やいじめなどが依然として続いているほか、家庭の経済状況によるこどもの貧困と教育格差の問題など、こどもたちを取り巻く環境は憂慮すべき状況になっています。さらに、「学校や就職先の選択などについて、大人が子どもに自分の考えを押しつけ、子どもの意見や考え方を無視すること」という回答

が多くなっており、市の施策や取り組みについても、こどもや子育て当事者などの意見を十分に反映することが求められていることが示唆されています。

こどもにとって大切なことは、一方的に大人の考えを押し付けず、こどもや当事者の意見を十分に聴き、家庭、地域社会、保育所、幼稚園、学校がそれぞれ緊密に連携しながらこどもの人権を守り、夢や希望をもって豊かに暮らすことのできる環境をつくっていくことです。

※ ネグレクト：保護者などがこどもや高齢者・病人などに対して、必要な世話や配慮を怠ることです。

<子どもに関することで人権上特に問題があること（全体）>



＜施策の方向＞

2023（令和5）年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。この法律の趣旨に沿って、こどもの健やかな成長を支援する、こども・子育て支援の取り組みに加え、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策など、こどもを取り巻く様々な環境や課題、社会の変化に合わせた取り組みが必要とされています。

こどもの権利並びに児童福祉の普及を図るために、こどもが権利の主体であること、こどもや子育て当事者などの意見を反映した人権啓発を積極的に行うとともに、こどもが成長していく上での社会環境の点検や改善、学習機会の提供などを積極的に推進します。

また、子育ての支援体制の整備、地域社会全体でこどもを育てるという環境づくりのために、家庭や地域社会の教育力の向上を図りながら、こどもが心豊かに育まれる地域社会を目指して、人権意識の高揚を図ります。

さらに、こどもの健全育成のための諸施策を推進し、こどもの人権尊重及び擁護に向けた取り組みを行うことで、こども一人ひとりが豊かな人間関係の中で暮らせるまちづくりを目指します。

（1）教育・啓発の推進

① 啓発活動の推進

- 次世代を担うこどもの人権を尊重し、健やかに育成する大切さの一層の周知を図るとともに、児童福祉並びにこどもの権利の普及を図るために、市の広報紙やホームページなどを活用して広報・啓発を行います。

② こどもの権利に関する理念の教育・啓発

- こどもが人格を持った一人の人間として尊敬・尊重・保護され、健やかに成長するためには、家庭をはじめ地域社会全体が最善の努力をしていくことが必要です。このため「児童の権利に関する条約」の趣旨の普及に向けて様々な広報媒体を活用し、大人一人ひとりが理解を深めるよう広報・啓発を行うとともに、あらゆる機会を通して、子どもたち一人ひとりの特性が活かされ個人が大切にされる人権教育・啓発が行われるように努めます。
- 「市民意識調査」の結果をみると、「子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」という設問では、こどもに関係するいじめや虐待への対応が喫緊の課題であると多くの市民が認識していることが示されていることから、思いやり教育の充実やいじめを見逃さない体制づくり、こどもが気軽に相談できる体制づくりなどこどもの人権を守るための体制充実を図ります。

(2) いじめや虐待対策の推進

① いじめ問題に対する取り組み

- 学校においては、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育活動を展開するとともに、命の尊さや正義感を重んじる心、思いやりや優しさなどの豊かな心や感性を育むようにします。
- 学校においては、いじめや体罰の問題をはじめとして児童・生徒の人権を侵害する行為を根絶し、いじめを「しない・させない・みのがさない」学級づくり・学校づくりを目指すとともに、心に悩みを持つ子どもたちの支援や相談活動の充実、強化に努めます。
- 2013(平成 25)年の「いじめ防止対策推進法」の制定に伴い各学校では「いじめ防止基本方針」を策定しており、この方針に基づき本市及び本市教育委員会、学校、地域社会の住民、家庭などが連携しあい、社会総がかりでいじめに対応していくための体制整備を推進します。
- いじめを生まないためにも、家庭や地域社会はもちろんのこと、少年相談センターなどの関係機関との緊密な連携を図り、規範意識の徹底やこどもの相談・支援を積極的に進めます。

② 児童虐待防止に対する取り組み

- 児童虐待を早期かつ的確に把握しこどもの安全を確保するとともに、心身の健全育成が図られる措置を迅速に実行する体制を整えます。
- 市職員をはじめ児童福祉施設職員、教職員、民生委員・児童委員、医師、学童保育指導員など児童虐待を察知しやすい立場にある職種の人々や関係機関との緊密な連携を図り、事態の早期発見・早期対応、そして早期解決に努め、通報網の整備や速やかな判断による一時保護の措置など、こどもを擁護する取り組みを推進します。

(3) 健全育成及び性的被害・健康被害の防止

① 健全育成に向けての取り組み

- 有害図書や有害広告、アダルトビデオなど成長に好ましくない環境からこどもを守ることは重要な課題です。こどもたちを有害な環境から守るため、こどもたちを取り巻く有害環境の点検を徹底するとともに浄化に努め、国及び県などと連携し関係業界への自粛・自製の働きかけを推進します。
- 本市においては、関係機関や自治会との連携を図りながら「ふるさとみまわり隊」を結成し、安全で安心なまちづくりとともに、青少年の健全育成や街頭犯罪などの未然の防止のために、市内巡回パトロールを実施します。
- 少年相談センターでは白いポストの有害図書の回収や警察署と連携して立ち入り調査や補導活動などを通じ、こどもの非行防止や環境の浄化を図るなど、安全で安心なまちづくりを目指します。その具体化のためにも、健全育成の拠点となる場と機会を提供しながら、こどもの心身を鍛え創造性や自主性、協調性を育み、心身ともに健康なこどもたちを育成する事業を推進します。

② こどもの性的被害の防止及び健康被害の防止

- こどもがインターネット、SNS の出会い系サイト※などを利用し被害に巻き込まれる深刻な事態や児童買春、児童ポルノなどの性的被害が全国的に増加しています。こどもや保護者の防犯意識、性に対する正しい理解と知識を高めるための広報や啓発活動を実施し、地域社会での見守りを推進します。
- 学校においては、児童・生徒を対象に、妊娠、出産、育児などについての保健教育を実施するとともに、性に関する正しい知識の習得と生命の尊厳などの重要性を認識させるため、発達段階に応じて計画的、系統的な教育活動に努めます。
- 薬物乱用によるこどもの健康被害を未然に防止するため、学校や地域社会において薬物乱用防止の啓発活動の取り組みを推進します。

※ 出会い系サイト：インターネットを通して、不特定の男女が出会いを目的としたやり取りをするウェブサイトの総称です。

（４）子育て支援及び相談体制の充実

① 子育て支援の充実

- 子育てをしている親に対しては、子育て支援センターによる行政からの子育て支援や保育機関などにおける子育てサービス、地域での支え合いが必要です。本市では、仕事と子育ての両立を支援するとともに、子育ての負担の軽減に努め、安心して子育てができるような環境整備を促進し、保護者の多様なニーズに応える支援体制の充実を図ります。

② こどもの貧困対策

- こどもの貧困は、社会構造による格差現象と格差に伴う教育の機会均等に及ぼす影響を踏まえ、新たな人権課題と捉え行政的な取り組みが求められています。なかでも、こどもの貧困問題は、経済的な問題のみならず、家庭環境の不安定さからくる教育の機会の保障や親子の関わりの欠如、社会的つながりの希薄化、生活習慣の乱れなど、様々な問題が相互に関係しています。この課題解消に向け、国や県と十分に連携を図りながら、具体的な方策を検討していきます。

③ 相談体制の充実

- こどもを取り巻く社会環境の変化に伴って、虐待や育児放棄などこどもの健やかな成長を阻害する要因が増加し内容も多様化しています。こどもに対する様々な問題を未然に防いだり、解決するために、市の家庭児童相談窓口や少年相談センターなどの各種相談機関との連携を強化し、こどもや家庭に関する相談体制の整備と充実を推進します。

〈沿革・背景〉

—国連・世界—

◆「児童の権利に関するジュネーブ宣言」

1922（大正 11）年の「世界児童憲章」で、こどもが「権利の主体」としての存在であることが明確にされたその 2 年後の 1924（大正 13）年、こどもの生存と発達のための最低限の保障を盛り込んだ、史上初のこどもの権利宣言が国際連盟により採択されました。

◆「児童の権利宣言」

1959（昭和 34）年に国連総会で採択。「ジュネーブ宣言」を継承、発展させた、より具体的な権利が規定されています。また、宣言採択から 20 年となる 1979（昭和 54）年は「国際児童年」とされています。

◆「児童の権利に関する条約」

1989（平成元）年に国連総会で採択。これまでのこどもの権利思想を受け継ぎつつ、第 12 条には意見表明権を明記するなど権利内容をより豊かに発展させてきました。このことにより、保護の対象とされてきたこどもが、人として尊重されるべき存在として、その権利が広く認識されるようになりました。

—国—

◆「児童福祉法」

子供の健やかな成長と最低限度の生活を保障するため、1947（昭和 22）年に制定。直近では 2016（平成 28）年に改正法が施行、その第 1 条に「児童が権利の主体」であることが明記されました。

◆「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」

こどもを性の暴力から守るため、1999（平成 11）年に制定。こどもの人権の啓発と擁護への本格的な取り組みが始まりました。

◆「児童虐待の防止等に関する法律」

2000（平成 12）年に施行。その後数次の改正を経て、こどもの虐待死などが後を絶たない中、2009（平成 21）年に、児童相談所の権限強化、施設への親の接近禁止令などを盛り込み一部改正し施行されました。

◆「いじめ防止対策推進法」

2013（平成 25）年に制定。いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするものです。

◆「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」

2013（平成 25）年に制定。貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とするものです。

◆「こども基本法」

2023（令和 4）年に制定。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とするものです。

4. 高齢者に関する問題

<現状と課題>

・2045 年、市民 10 人に 4 人が高齢者に

本市の 2020（令和 2）年 10 月の総人口（国勢調査結果）にしめる 65 歳以上の割合（高齢化率）は 37.4%となっています。今後、高齢化率は 2045（令和 27）年までに 4.0 ポイント上昇し 41.4%に達し、おおよそ 10 人に 4 人が高齢者になると見込まれます（国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所が公表した 2023（令和 5）年将来推計人口）。このように高齢化が進む中、就労の意志・能力を持っているにもかかわらず、高齢ということで就労の機会が確保されず、結果として社会参加や自己実現などの権利が十分に保障されていないという問題が増加しています。高齢者は、多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として敬愛されるとともに、家庭や地域社会の一員として尊重される存在であり、高齢者の人権や人格は十分に配慮されなければなりません。

■介護保険事業計画と一体となった高齢者総合保健福祉計画の推進

高齢化の進展に伴う諸問題に社会全体で対応していくため、1999（平成 11）年には、全国の自治体が策定した「介護保険事業計画」をもとに、高齢者保健福祉施策の一層の推進を図る「新ゴールドプラン」が策定されました。2000（平成 12）年 4 月には介護保険制度が導入され、本市では従来の「中間市老人保健福祉計画」を「中間市高齢者総合保健福祉計画」と改め、すべての高齢者を視野に入れ高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の一体的な運用を行い、自らの意思で介護保険サービスの選択ができるようになりました。

しかし、介護保険制度の導入後も、少子高齢化と核家族化のさらなる進展に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに、寝たきりや認知症高齢者の増加が顕著となっています。オレオレ詐欺などの悪徳商法も年々巧妙化し、一人暮らしや高齢者夫婦世帯を中心に被害が及んでおり、加齢に伴う判断能力などの変化が認められる高齢者の財産管理という深刻な問題も生じています。近年顕在化する高齢者に対する虐待問題をはじめ、認知症高齢者の財産管理や身上監護を支援するための権利擁護も必要となっており、介護などで高齢者の相談業務に携わる地域包括支援センターの充実を図るなど、高齢者が安心して日常生活を営むことが出来るような環境づくりや、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるための施策として「介護予防、生活支援事業」の充実が迫られています。

一方、加齢に伴う心身機能の変化が認められ介護が必要となった高齢者に対し、一部のサービス提供事業者で人格やプライバシーを無視した処遇をしたり、身体を拘束する事件が発生するなど、高齢者の「尊厳」が脅かされる事例が多くなっており、高齢者の人権を守っていくための仕組みづくりと幅広い支援が求められています。

■インターネット、詐欺、虐待など高齢者における人権上の問題が増加

ちなみに、「市民意識調査」の問 14「高齢者に関する事柄の中で、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という設問では、「インターネットや携帯電話などが自由に使えないため、生活に必要な情報が高齢者に十分伝わりにくいこと」が 37.5%で最も高く、これに「詐欺や悪徳商法の被害を受けやすいこと」の 31.8%、「病院や老人ホームなどでの看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること」の 31.3%が続いているという結果となっており、すでに記述した高齢者の問題とほぼ同様のことを市民が認識していることがうかがえます（「市民意識調査報告書」76 ページ参照）。

さらに、2024（令和 6）年 1 月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。この法律には「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。」と記載されており、認知症の人は基本的人権を持つ個人として認識され、尊重され、意思の自由があることが明記されました。また、認知症の「人」と表記された意味は、認知症とともに生きる人という意味合いを持つことであり、住まいや生活費など社会生活全般をどうするかなどの人権を意識した総合的な施策が今後求められていくことを示しています。

＜施策の方向＞

高齢化が進んでいく中で、明るく活力のある高齢者社会を確立するため、地域社会での声掛け・見守りなどへの参加及び勧誘を充実していくとともに、高齢者が積極的に社会参加できるよう、健康保持や生きがい対策を強化しながら、いきいきと暮らせる地域社会づくりを目指します。

本市においては、高齢者が尊厳や生きがいをもち、長年住み慣れた地域社会で安心して健やかに暮らし続けることができるよう、これまで培ってきた知識や技術、経験を活かしたボランティア活動などの社会参加の促進に努めます。併せて、地域社会全体が介護問題をはじめとした高齢者をとりまく諸問題に対する理解を深め、認識を高めるための取り組みを推進します。

一方で、社会福祉施設や介護施設などの入所者に対する身体的・心理的などの虐待行為が、大きな社会問題となっています。この問題の対策として「高齢者虐待防止法」が施行され、制度面での整備は進みつつあります。しかし、制度がいくら整備さ

れても、施設職員の虐待に対する認識の改善が図られるとともに、確かな人権意識が育っていなければ高齢者への虐待防止の取り組みは期待できません。加えて、介護疲れや介助の困難さに伴うストレスなどの関係で家族による虐待行為や認知症などに見られる老々介護の困難さや介護疲れ・ストレスなどから起こる虐待行為が増加の傾向を示すとともに、内容も深刻化しクローズアップされています。こうした虐待行為を防ぐためには、「介護は一人で背負わせない」「家族だけに介護を担わせることは不可能であることの積極的な啓発活動」「介護を他人に任してはいけないという意識の変革」「介護を地域社会全体で担う」など、介護に対する対策や施策を根本的に見つめ直すことや、介護している家族や老々介護者を手助けできる地域のネットワーク化が緊急に求められています。

本市としては、今後増加することが見込まれる高齢者に対する虐待問題をはじめ、認知症高齢者の財産管理や身上監護などの権利擁護をするための日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)※、成年後見制度※といった制度の周知と支援体制の充実を図り、介護している家族などを手助けできる地域のネットワーク化を促進します。

※ 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)：認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの手続きのお手伝いや日常的な金銭管理・書類の預かりサービスなどを行うもので、市や社会福祉協議会が連携して行っている事業です。

※ 成年後見制度：認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても良し悪しの判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度です。

① 高齢者に対する市民意識の高揚

- 高齢者の一人ひとりが敬愛される社会の構成員として尊重されるために、高齢者の人権に対する市民意識の理解を深め高揚を図るための教育・啓発を推進します。
- 講演会や研修会の開催、広報による啓発活動を推進し、認知症など高齢者に関する知識についての正しい理解を深めるとともに、成年後見制度の啓発や相談窓口体制の充実を図ります。
- 一人暮らしの高齢者などの見守りや支援を強化し、高齢者が関わる老人会などの行事や高齢者福祉について、市民の関心と理解が得られるように努めます。

② 学校における福祉教育の推進

- 学校においては、各教科、道徳、特別活動、総合的な時間を通して、高齢者への尊厳や感謝の気持ちを育むとともに、児童・生徒が福祉施設などへ訪問、高齢者の学校行事への招待などの交流を進める福祉教育に努めます。
- 高齢者福祉に関する教育講演会などの実施を通して、高齢化社会に関する知識、福祉、介護などの問題について、児童・生徒が高齢者に対して理解の深まるような福祉教育の充実を図るよう努めます。

③ 高齢者に対する虐待防止の取り組み

- 身体への暴行や介護放棄などの高齢者に対する虐待は、高齢者の安全と尊厳を著しく脅かす極めて重大な問題であることから、国により2006(平成18)年に高齢者虐待の防止を目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。本市では、この法律の趣旨の積極的な周知を図るとともに、高齢者への虐待問題に関して市民に対する取り組みを推進します。
- 介護などで直接高齢者と関わる関係施設や関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見・早期対応やネットワークの充実に努めます。

④ 地域生活支援体制の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で、有する能力に応じて、自立した日常を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活への支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の強化・推進が人権を守る上でも重要な課題であるため、サービス基盤の整備はもとより、これらのサービスを支える人材の確保と人権意識を高めていくための取り組みを推進します。
- 多世代での世代間交流事業や福祉のまちづくりの推進・ボランティア活動の促進など、高齢者を地域全体で支える地域生活支援体制をつくるため、地域包括ケアの視点に立った相談支援体制づくりと向こう三軒両隣の関係づくりを推進します。
- 悪徳商法や消費者トラブルに巻き込まれる高齢者を保護したり、支援したりするため関係機関と連携を図るとともに、本市の出前の生活相談を行います。
- 地域社会において認知症高齢者が徘徊し、行方不明になった時に早期発見できるような援助サービスや、さりげない手助けや見守り、声かけなどを促進します。
- 判断能力が低下してきた人の代わりに、お金の管理・身の回りをサポートする成年後見制度の普及を推進します。
- 地域社会や自治会内で孤立する人をつくらない、見守る必要のある人は確実に見守るなどのことを実現できるような地域社会づくりを目指すとともに、地域包括支援センターと民生委員などが日常的に協力、連携し、地域社会で困っている高齢者及び家族の助けとなり、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる福祉支援活動を推進します。

⑤ 介護サービスの充実

- 介護保険の基本理念である住み慣れた地域社会で高齢者が尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、被介護者の在宅生活を支えるための在宅福祉サービスなどの基盤整備を推進します。
- 介護や支援の必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるようにするため、情報の整備や提供とともに、相談体制の充実に努め、様々なサービスを利用できる環境づくりを進めます。
- 今後、認知症の高齢者の増加も考えられることから、認知症対応型施設をはじめ、すべての施設や病院などの関係者が人権に配慮した看護や介護を行う体制づくりを促進します。
- 高齢者の急増に伴い高齢者向けの介護施設や地域包括支援センターだけでは介護サービスやサポートが困難になりつつある現状を乗り越えていくために、NPO法人の立ち上げや組織化を促進します。

⑥ 生活支援体制の充実

- 高齢者をはじめとして市民一人ひとりが、安心して地域で生活できる環境づくりを推進するとともに、安全かつ円滑に移動できるまちづくりを推進します。
- 地域包括支援センターで高齢者や介護者などの保健・医療・福祉の相談事業を積極的に推進するとともに、他の関係機関と連携しながら相談体制の充実に努めます。

⑦ 健康・生きがいづくりの推進

- 高齢者が健康で地域社会の活動に積極的に参加し、自らいきいきとした豊かな人生を創造できるように生きがい・健康づくり・仲間づくりを充実するとともに、買い物や移動支援に関する取り組みを推進します。また、「ふれあい・いきいきサロン」※と地域社会における「老人クラブ」の充実とともに、文化・学習・スポーツ事業への活動支援を推進します。
- 高齢者が社会とのつながりを持ち、住み慣れた地域社会で可能な限り生活を続けていけるよう、社会的な孤立を防ぎ、自助・共助・公助をもとに、安心して住み続けられる人にやさしいまちづくりを目指します。その実現を目指して、高齢者の健康寿命を延ばす取り組みを推進するとともに、自立して暮らしていけるまち、社会の担い手として活動し続けられるまち、高齢期を人生の成熟期として豊に暮らせるまち、健康でいきいきと学べるまち、安心と人格が確保されたまちづくりに努めます。

※ ふれあい・いきいきサロン：小地域(自治会など)において、在宅で生活する高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、いきいきとした生活が送れるよう地域の住民と協働で企画・運営し、地域ぐるみで見守り支え合う活動の場です。

〈沿革・背景〉

—国連・世界—

◆「高齢者のための国連原則」

1991（平成3）年に国連総会で採択。この原則は、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の項目ごとに具体的な目標を設定し、その実現を目指しています。また、この国連原則を普及させるため、1999（平成11）年を「国際高齢者年」と定め、「すべての世代のための社会を目指して」をテーマに、高齢化社会の課題、高齢者の個人的・社会的ニーズ、社会への貢献、高齢者観の転換の必要性などの認識を高めることとしています。

—国—

◆「高齢社会対策基本法」

急速な高齢化の進展に対処するため、1995（平成7）年に制定。これを受け1996（平成8）年に「高齢社会対策大綱」が定められ、2001（平成13）年に「新高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。また高齢社会が進む21世紀に向けて、高齢社会対策の推進を図る上で、基本姿勢を明確にし、関連施策を横断的に取り組むよう課題が設定されました。2024（令和6）年には5度目の「新高齢社会対策大綱」が閣議決定。

◆「成年後見制度」

2000（平成12）年に、高齢者などの権利を保護するため、禁治産・準禁治産制度を改正し、柔軟で利用しやすい制度が創設されました。

◆「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

2006（平成18）年に施行。高齢者の権利擁護の推進を図るためのものです。

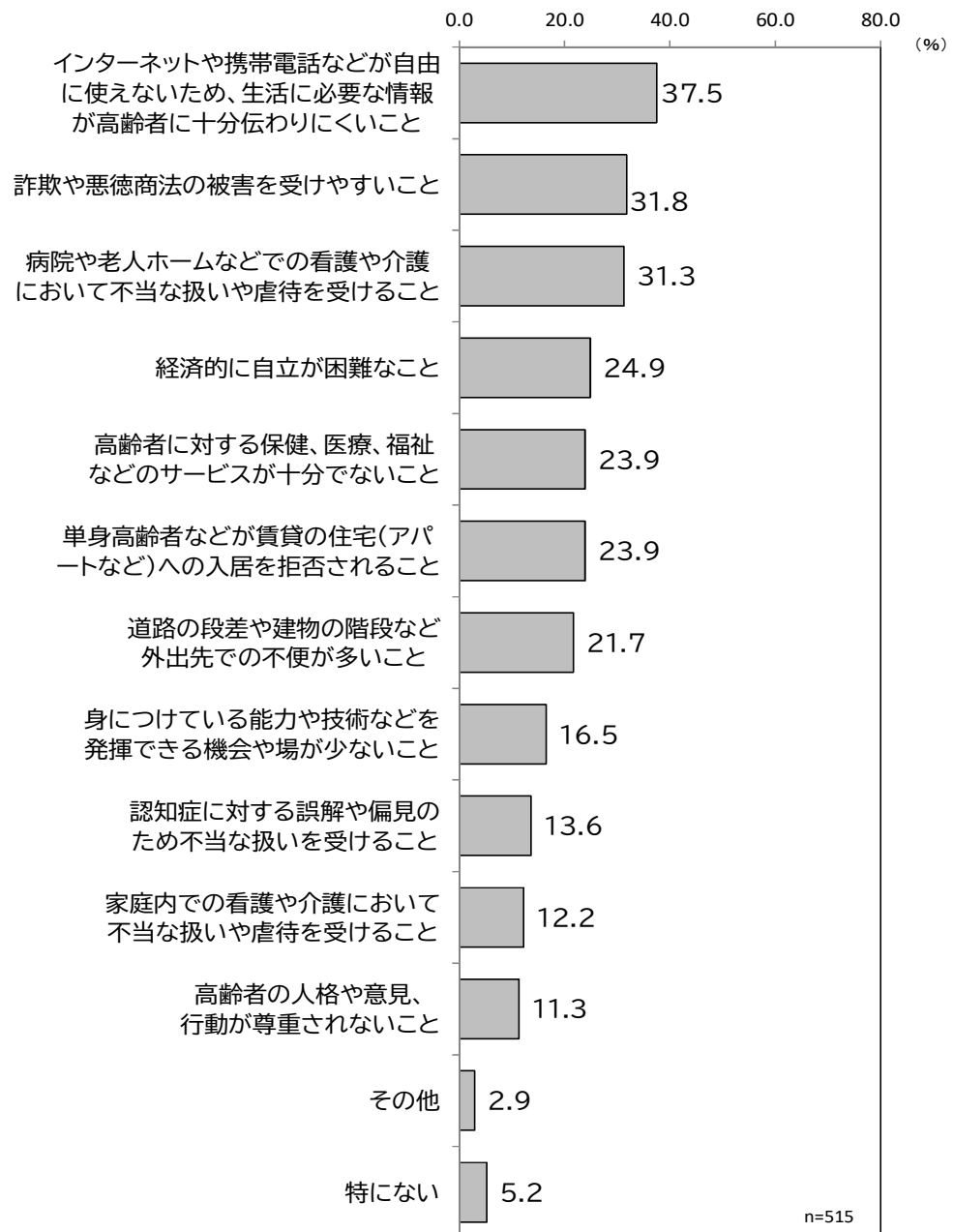
◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

2006（平成 18）年に制定。公共建築物の段差解消など物理的障壁の除去を進めるために制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が統合されたもので、バリアフリー化の対象が「点」から「線」へそして「面」へと拡大されました。

◆「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

2023（令和 5）年に制定。認知症の人が自身の尊厳を持ち、希望を抱いて生活を送れるようにするためのものです。

＜高齢者に関して特に人権上問題があると思われるもの（全体）＞



5. 障がいのある人に関する問題

<現状と課題>

■「共生社会」の実現を目指した法整備の進展

少子高齢化や核家族化の進行、多様化・複雑化する社会情勢などによる著しい変化に加え、障がいのある人の増加や障がいの重度化・重複化が増加しています。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどが、新たな障がいとして広く認識され法律や制度に位置づけられるようになり、障がいの種類も複雑かつ広範に至っています。併せて、家族関係や地域社会が大きく変化しており、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障がいのある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することが、これまで以上に重要となっています。

障がい者関連の法整備などのこれまでの動きをみると、2011（平成 23）年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。

また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正などの法整備が進められ、2014（平成 26）年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。2016（平成 28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現」を目指すとして規定されました。このことから、障がいに対する正しい知識の普及や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などが求められるようになりました。

国では、これらの法整備などの動きに呼応して 2023（令和 5）年には「障害者基本計画（第 5 次）」を策定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などのための施策に取り組んでいます。その後、2018（平成 30）年には「障害者文化芸術推進法」、2019（令和元）年には「読書バリアフリー法」、2021（令和 3）年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、2022（令和 4）年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、2024（令和 6）年 4 月には、民間の事業者については努力義務とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体と同様に義務化された改正障害者差別解消法が施行され、これらの法律の規定や趣旨を踏まえた施策が進められています。

■本市でも障がい者福祉施策を総合的に推進

このような中、本市では、障がいの有無に関わらず、地域の一人ひとりがお互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会を目指し、障がい者福祉施策を総合的

かつ計画的に推進するため、2016（平成 28）年度に「中間市第 3 次障害者基本計画」を策定しました。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、2017（平成 29）年度に「中間市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」、2020（令和 2）年度に「中間市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、いずれの計画も令和 5 年度末をもって満了となることから、関係法令、国や県の計画、指針に沿って計画を見直すこととし、2024（令和 6）年 3 月、「中間市第 4 次障害者基本計画」、「中間市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」を策定し、基本目標の実現に向け、様々な障がい福祉施策を積極的に推進していくとともに、市民や関係団体など一体となって計画目標の実現を目指しています。また、市内の各小・中学校においては、障がいのある児童・生徒のニーズを尊重したきめ細かな指導の充実を図るとともに、障がいに応じて自立し社会参加できるような教育を実施していくために特別支援教育の推進を図っています。

■「共に暮らせる地域社会を目指す」が多い市民意識

「市民意識調査」の結果をみると、問 16「障がいのある人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような事柄ですか。」という設問では、「働ける場所や能力を発揮できる機会が少ないこと」が 30.9%で最も高い割合を示しており、これに「人々の障がいのある人に対する理解を深める機会が少ないこと」（28.2%）、「差別的な言動をされること」（24.7%）の順となっています（「市民意識調査報告書」86 ページ参照）。

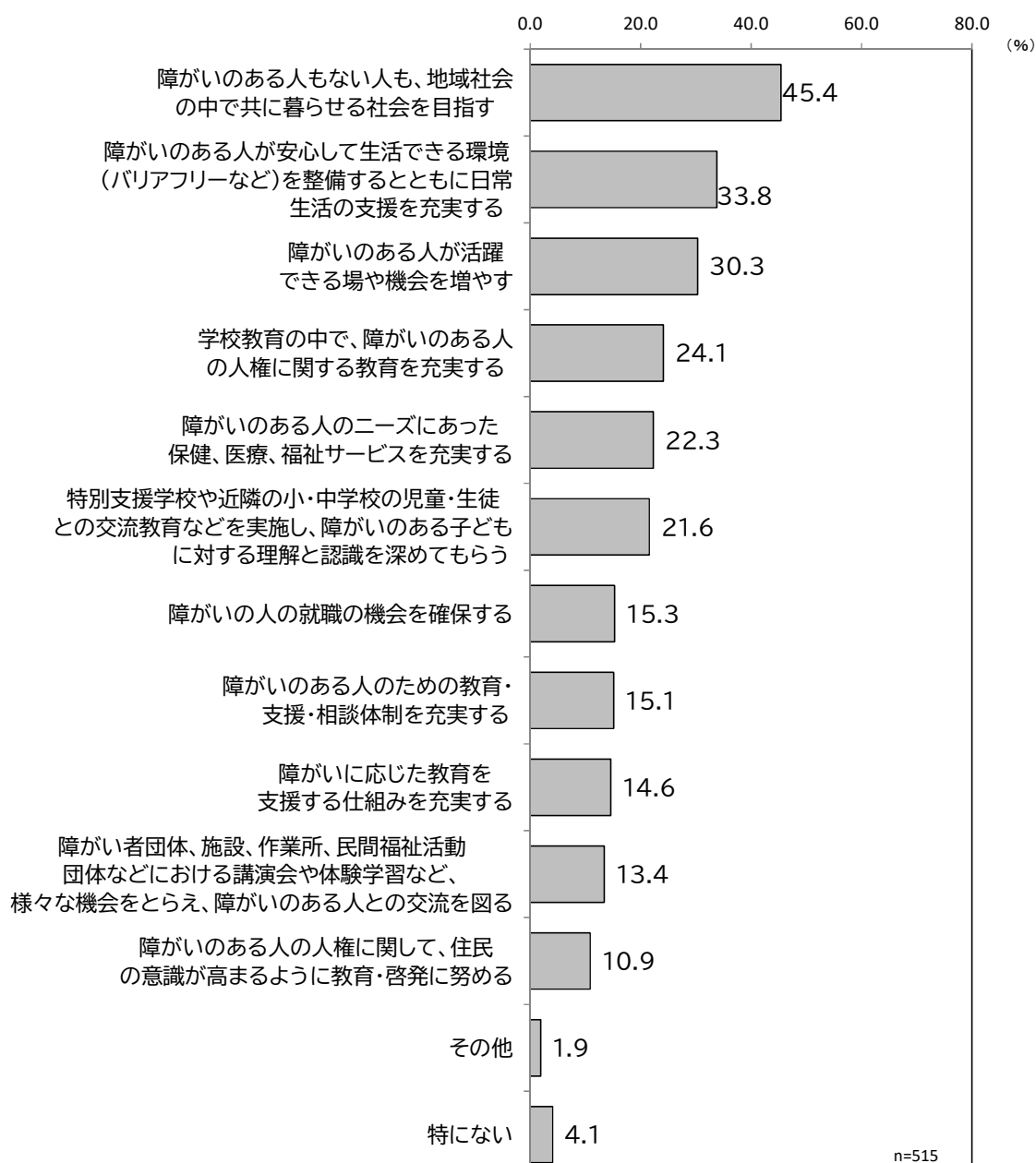
また、問 17「障がいのある人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」という設問では、「障がいのある人もない人も、地域社会の中で共に暮らせる社会を目指す」が 45.4%で最も高い割合を示しており、これに「障がいのある人が安心して生活できる環境（バリアフリーなど）を整備するとともに日常生活の支援を充実する」（33.8%）、「障がいのある人が活躍できる場や機会を増やす」（30.3%）の順となっており、地域共生社会の実現を目指す内容が高くなっています（「市民意識調査報告書」91 ページ参照）。

障がいのある人がいきいきと生活し、心豊かに活動できる社会を目指していくノーマライゼーションの理念は、色々な啓発や広報を通して市民の中に浸透し始めています。しかしながら、私たちの社会には障がいのある人に対する差別意識、そして誤解や偏見など心理的・物理的な問題が未だに存在しています。ノーマライゼーションの理念が市民一人ひとりに深く浸透するために、就学前からの福祉教育の充実や障がいのある人との交流の機会を創り出していくことが必要です。

一方においては、障がいのある児童・生徒や保護者が入学・通学にあたり、地元の小・中学校の特別支援学級へ通学した方がよいのか、特別支援学校へ通学した方がよ

いのか、学校選択につながるような情報提供が必ずしも十分とはいいきれず、学校選択で悩んだり、心を痛めたりすることのないサポートが求められています。特に、将来の進路先も含め、児童・生徒の自立や社会参加も判断できるような幅広い情報提供が大切です。

＜障がいのある人の人権を守るために必要なこと（全体）＞



＜施策の方向＞

国・県・本市の取り組みや施策により、障がいのある人に対する市民の理解や認識は徐々に深まっています。また、地域社会においても支援体制も整いはじめ、障がいのある人の自立と社会参加できる環境も徐々に増えています。

ノーマライゼーションの理念の実現は、心身に障がいがあっても自分の力で物事を決定し、誇らしく生きることができることです。

また、障がいの有無にかかわらず、市民が住み慣れた家庭や地域社会で安心して暮らすことができるよう、互いに支え合い社会参加できるまちづくりを推進します。

さらに、障がいのある人に対する差別や偏見に積極的に対応し、権利の擁護や様々なサービスについて情報提供を行うとともに、障がいのある人の問題などに対する理解と共感を育んでいく取り組みが必要です。

加えて、障がいのある人が必要な時に、必要な場所で適切な支援をスムーズに受けられるよう関係各課との適切な連携及び役割分担を機能させ、障がいのある人に応じた施策を企画・立案し、実施する必要があります。

「障害者週間」(12月3日から12月9日までの1週間)など様々な行事を通して、障がいのある人の問題に対する理解を深め、障がいのある人の人権が尊重される啓発活動を今後も継続します。

① 自立と社会参加の促進

- 講演会や研修会の開催、広報による啓発活動を推進し、障がいのある人に関する知識の正しい理解を深めるため、成年後見制度の啓発や相談窓口体制の充実に向けた取り組みを推進します。
- 障がいのある人が地域社会の諸活動に快く参加できるよう、市の広報紙や市のホームページなどを効果的に活用しながら広報活動を行い、障がいのある人に対する市民の理解と認識を深めます。
- 学校・保育所などにおいては、障がいのあるこどもが、交流を通して体験を広め、すべてのこどもが障がいのあるこどもへの正しい認識、理解を深め、思いやりの心を育むため、学校、保育所などとの交流を積極的に推進するとともに、こども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境と学習指導の充実に向けた取り組みを進めます。
- 学校においては特別支援教育コーディネーターを配置し、その支援のもとに教職員が障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的なニーズを把握し、障がいの種類・程度に応じたきめ細かな教育を行うとともに、交流教育の推進や地域活動の支援を行います。
- 障がいのある児童・生徒の発達を支援するために、障がい児及びその家族に対して、就学前から学校卒業に至るまで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる仕組みが必要です。加えて、障がいのある児童・生徒に対して必要な支援を行い、その年齢や能力に応じ、かつ、特性を踏まえた十分な教育を障がいのない児童・生徒と一緒に受けることのできる仕組みが必要です。
- 障がいのある人の自立と就労を一段と進め、働く意欲を持つ障がいのある人が、意欲や個性に応じて就労が図れるような雇用・就労の機会の確保のための支援を充実するため、関係機関との連携を緊密にしていきます。また、関係機関と連携し事業主の理解と協力を求め障がいのある人の雇用の促進に努めます。

② 保健・医療の促進

- 母子保健、成人保健の重要性について啓発するとともに、健康診断の受診勧奨に努め、障がいの早期発見、早期治療を促進します。

③ 日常生活における支援

- 障がいのある人が安心して日常生活を送れるように、居宅生活の支援、日中活動の支援、施設入所支援を推進するとともに、社会福祉協議会をはじめ福祉関係団体との連携を密にしながら、地域生活支援事業や障害福祉サービスと最新情報の提供に努めます。
- 障がいの有無にかかわらず、市民として自立した日常生活と社会生活が営まれるような地域社会の実現を目指します。
- 障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、関係各課の市職員などが障がいのある人や関係団体の理解・支援の促進に努めるとともに、障がいのある人がその権利を円滑に行使することができるように努めます。

④ 生活環境の整備

- 障がいのある人や高齢者などの安全を確保するため、道路・建物・交通安全施設などの段差解消や公共施設のスロープ化・点字ブロック・車イスの設置などを進めるとともに、今後も障がいのある人などの意見を反映していけるように関係機関との連携を図り、障がいのある人が安心して、快適に暮らせる人にやさしいまちづくりを推進します。
- 障がいのある人の自立と社会的活動への参加を阻む様々な障壁があることや、バリアフリー、ユニバーサルデザインなどの理念を学び、障がいのある人が安心していきいきと暮らせるまちづくりに取り組みます。
- 障がいのある人の自立と日常的な社会参加を実現するには、関係団体と行政が一体となり、生活環境の整備のために支援・協力する関係性が確立されなければなりません。そのためにも、行政が関係団体と緊密に連携していくような体制がきちんと整えられるように努めます。

〈沿革・背景〉

—国連・世界—

◆「障害者の権利宣言」

1975（昭和 50）年に国連総会で採択。障害者の具体的な権利を規定したものです。また、1981（昭和 56）年を「国際障害者年」と定め、「障害者の完全参加と平等」をテーマに掲げ、1982（昭和 57）年には「障害者に関する世界行動計画」を採択。1983（昭和 58）年には、以降 10 力年の「国連障害者の 10 年」を定め、各国において障害のある人の福祉を増進するよう提唱してきました。

◆「障害者の権利に関する条約」

2006（平成 18）年に国連総会で採択。障害のある人の基本的人権を促進、保護すること、固有の尊厳の尊重を促すことを目的としたものです。

◆「障害者基本法」

1970（昭和 45）年に「心身障害者対策基本法」を制定。1993（平成 5）年に法律の名称が「障害者基本法」に改められました。障害者施策の基本となる法律で、精神障害者も障害者に位置付けられました。2011（平成 23）年には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、改正法が施行されています。

◆「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」

1995（平成 7）年に制定。精神保健の領域に初めて福祉を目的とする施策が加えられ、精神障害者保健福祉手帳が創設されました。1999（平成 11）年には同法の一部が改正され、人権に配慮した医療の確保や精神障害者の保健福祉施策の充実などが盛り込まれています。2014（平成 26）年には、精神障害者の地域生活への移行を促進するため、改正法が施行されています。

◆「障害者基本計画」

障害者施策の基本的方向を定めるためのもの。2002（平成 14）年に策定されて以降、現在では 2023（令和 5）年に改定された「第 5 次計画」に基づき、障害者施策が総合的かつ計画的に推進されています。

◆「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

2012（平成 24）年に施行。障害者への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じ、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としたものです。

◆「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」

2006（平成 18）年に「障害者自立支援法」を施行。2013（平成 25）年に同法を改正する形で「障害者総合支援法」が施行されました。障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを目的としたものです。制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病なども対象とする障害者の範囲に位置付けられました。

◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

2016（平成 28）年に施行。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すことを目的としたものです。事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供は、努力義務とされていましたが、2021（令和 3）年に同法が改正され、国や地方公共団体と同様に法的義務へと改められました。2024（令和 6）年 4 月に施行。社会生活における施設やサービス利用にあたり、障がいのある人へのバリアを取り除くため、事業者側の負担が重すぎない範囲で必要な対応をする義務が課せられました。

◆「成年後見制度の利用の促進に関する法律」

2018（平成 30）年に施行。成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重など）、地域の需要に対応した成年後見制度利用の促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備など盛り込んだ法律です。

◆「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」

2019（令和元）年に施行。アクセシブルな電子書籍などの普及、提供の促進などを盛り込んだ法律です。

◆「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」

2020（令和 2）年に施行。電話リレーサービスに関する交付金制度の創設などを盛り込んだ法律です。

◆「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

2022（令和 4）年に施行。情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える障がいのある人が、障害のない人たちの情報アクセスとコミュニケーションと同様の保障を実現、障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための「事前的改善措置」として位置づけなどを盛り込んだ法律です。

6. インターネットに関する問題

<現状と課題>

■人権侵害や強盗殺人など深刻な社会問題に

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの暮らしを飛躍的に変化させ、便利なものになっています。最近では、携帯電話、タブレットなど、特に多機能を備えたスマートフォン（多機能携帯電話）の急速な普及に伴い、大人はもちろんのこと、こどもにとっても身近なものとなっています。その一方でインターネットの掲示板やソーシャルネットワーキングサービス（通称：SNS）などへの個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、学校裏サイト、強盗など凶悪犯罪の実行役に誘い込む闇バイトなどの問題、インターネット上で人権を侵害できる行為や強盗殺人など深刻で大きな社会問題となっています。

また、インターネットを通じた出会い系サイトによる誘い出しによって未成年者が、性的な被害や過激な暴力シーンを含むサイトにより暴力犯罪に巻き込まれるという事例も多く発生し、ここ数年高い水準で推移しています。

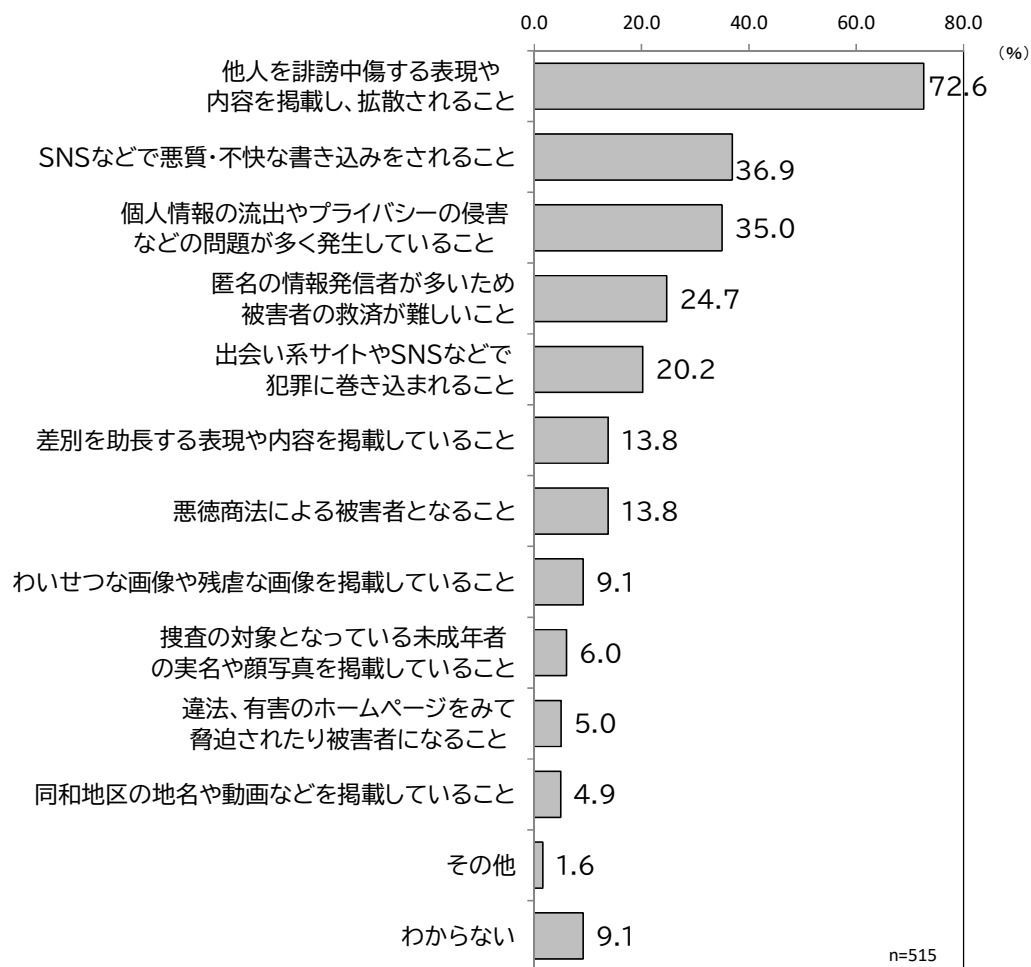
さらに、インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することが可能となるため、むしろ現実の世界よりも人権を侵害しやすくなっています。しかも、情報が多くの人に瞬時に伝わってしまい、一度公開されてしまうと情報を消すことはほとんど不可能です。

加えて、急速なインターネットの普及を背景に、個人や団体にとって有害な情報を掲載したり、未成年被疑者の実名や顔写真の掲載などが行われたりする問題が発生しています。

特に、インターネットによる個人情報の流失や漏えいの問題、掲示板やチャットなどによる嫌がらせ、誹謗・中傷、脅迫、不快なメッセージや会話の横行、強盗殺人などの重大犯罪の誘発につながるような有害サイト、不正なアクセスによる個人情報の違法な盗み出し、詐欺まがいの商法や悪徳商法・虚偽広告によるトラブルの発生などの弊害も十分に考えられるので、知識や経験不足の利用者に対して、啓発の在り方が大きく問われます。

「市民意識調査」の問 20「インターネットに関する事柄で、人権が尊重されていないと思うことはどのようなことですか。」という設問では、「他人を誹謗中傷する表現や内容を掲載し、拡散されること」の 72.6%が最も高く、これに「SNSなどで悪質・不快な書き込みをされること」（36.9%）、「個人情報の流出やプライバシーの侵害などの問題が多く発生していること」（35.0%）の順となっています（「市民意識調査報告書」106 ページ参照）。

＜インターネットに関することで人権が特に尊重されていないと思うこと（全体）＞



＜施策の方向＞

利用者一人ひとりが人権問題に対する正しい理解の下、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載しないことを目的とした広報・啓発を推進する必要があります。また、学校教育の現場においても、情報化の進展が社会にもたらす悪影響について理解し、情報の収集と発信における個人の責任、情報モラル、危険についての教育の充実を図る必要があります。

① 広報・啓発の推進

- 県や国と連携を密にするとともに、講演会や研修会の開催、広報による啓発活動により、情報モラルの正しい理解と認識を広め、ネット上の誹謗中傷などの発生を未然に防ぐための取り組みを推進します。

② こどもに対する教育・啓発の推進

- 学校教育において、情報モラルの指導、スマートフォンや SNS の利用における学校や家庭でのルールづくりなど、児童・生徒が情報社会を生きる上での知識や活用方法などの提供、環境整備を推進します。

〈沿革・背景〉

—国—

◆「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」

2002（平成 14）年に施行。一定の発信情報の開示を請求できるようにした法律です。

◆「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

2009（平成 21）年に施行。18 歳未満の青少年への携帯電話契約時に、事業者がフィルタリングについて説明し有効にすることを必要とするなどのことを義務として盛り込んだ法律です。

◆「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」

2025（令和 7）年に施行予定。「プロバイダ責任制限法」の一部を改正する法律で、大規模プラットフォーム事業者として指定された事業者は、投稿の削除対応の迅速化、その運用状況の透明化に関し、具体的措置を行う義務を負うことを定めた法律。

7. 外国人に関する問題

<現状と課題>

■理解不足や生活習慣の違いによる問題が発生

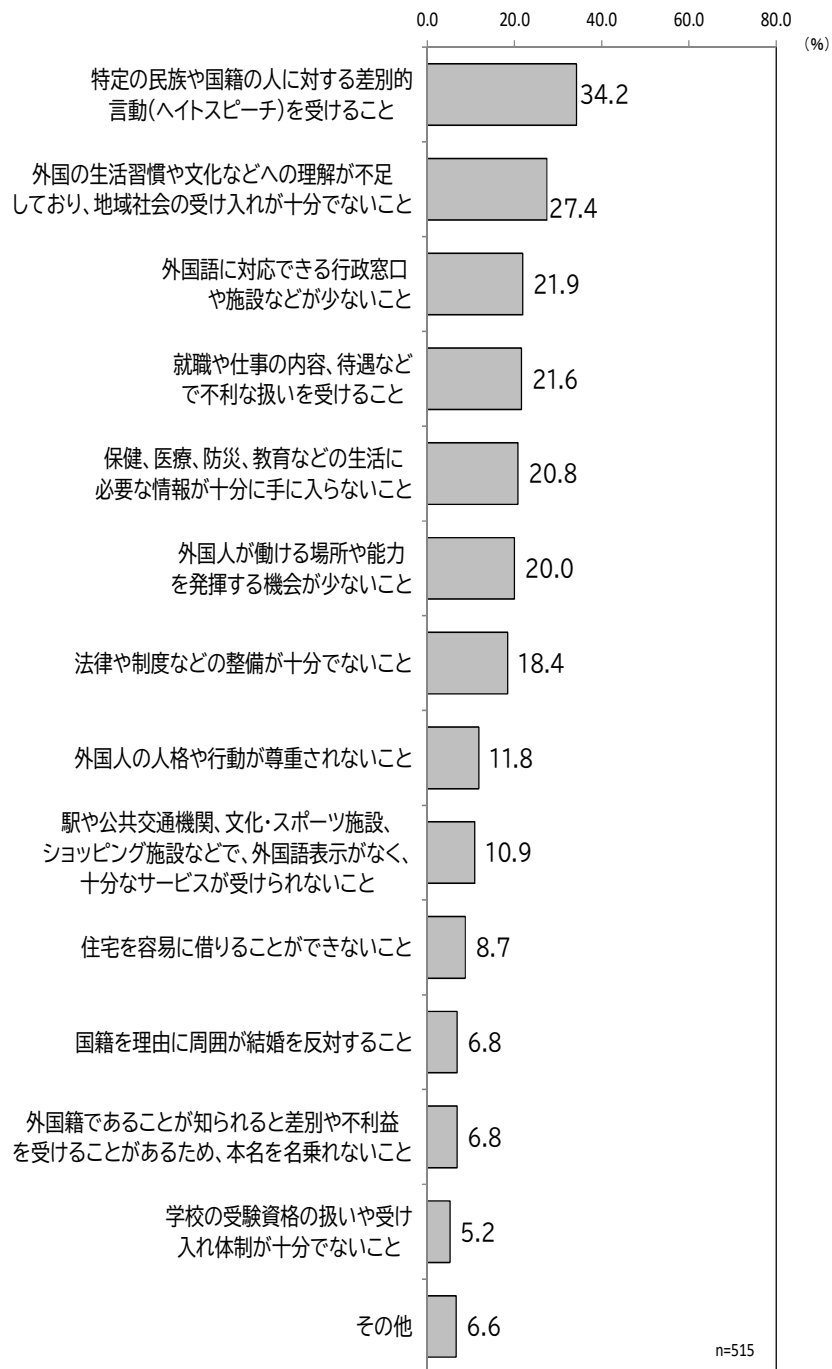
国際化の進展に伴い、経済をはじめとする様々な分野でグローバル化の流れは地方にも及んで、地域で暮らす外国人は年々増加するとともに国籍が多様化しています。一方では、地域社会や雇用の場などにおいて、外国人と日本人との間で言語、文化、生活習慣、価値観の相違などに起因した日常生活に係る理解不足や生活習慣の違いによる問題が生じています。

また、人々の意識の中には、歴史的経過からくるアジア諸国などの人々に対して差別や偏見が未だに残っています。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチを行っている判断された団体によるデモ・街宣活動が全国で確認されており、ヘイトスピーチを解消するため、2016（平成 28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

さらに、「市民意識調査」の問 18「外国人に関する事柄で、特に人権上問題があると思われること」をみると、「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）を受けること」の 34.2%が最も高く、これに、「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと」（27.4%）、「外国語に対応できる行政窓口や施設などが少ないこと」（21.9%）の順となっています（「市民意識調査報告書」96 ページ参照）。

このような中、本市における外国人登録者数は、2024（令和 6）年 4 月 1 日現在 420 人となっており、今後も市内に居住する外国人の数は増加するものと考えられます。外国人が同じ地域社会の一員として市民とお互いに理解しあい、尊敬しあいながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

<外国人に関して特に人権上問題があると思われること（全体）>



＜施策の方向＞

外国人たちが市民と共に安心して生活できるまちにするため、異なる文化や価値観や生活習慣などの違いを認めあい、お互いの人権を尊重しあいながら、外国人との相互理解を深め友好関係を築いていく必要があります。

少子高齢化の進展による労働者不足の深刻化により、今後、本市で生活する外国人はさらに増加していくことが予想され、言語や宗教、生活習慣などの違いから、就労差別やアパートなどへの入居拒否など外国人の人権に関わる様々な問題への対応が求められることとなります。特に、特定の民族や外国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせる行為であり、解消に向けて取り組む必要があります。さらに、外国人と日本人が共に暮らしやすい地域社会を形成するためには、多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに、市民の間に、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが必要です。

本市では、人種・民族・国籍を問わず、市内居住の外国人の人権をお互いに尊重しあい外国人にとって住みやすいまちづくりに努めます。

① 相互理解の促進やヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進

- 様々な交流イベントの開催や外国人との交流活動を通して、相互理解を促進します。
- 「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、法務局、県などと連携し、その解消を図るための啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実

- 福岡県国際交流センターや国際交流協会などの専門的な分野の相談に対応できる機関や団体との一層の連携・強化を図ります。
- 労働基準法をはじめとする労働関係法規や住居の確保などに関する県内の相談窓口について、事業主や外国人労働者への周知に努めます。
- 本市においても外国人を対象とした相談体制の充実を図ります。

③ 保健・医療・福祉施策の推進

- 福岡県国際交流センターと連携し、外国人に対する保健・医療・福祉施策に関する情報提供に努めます。
- 国民健康保険の受付窓口となる職員に対する研修などを通して、国民健康保険が適用される外国人への制度周知に努めます。
- 本市の健康、医療、福祉に携わる職員などに対する研修の充実を図ります。

④ 国際理解教育の推進

- 国際化の進展に伴い、次代を担う児童・生徒が国際社会の一員としての自覚を持ち、これまでの歴史や文化・習慣の違いを認識しながら、お互いの人権を尊重し、認め合って共に生きていく意識と態度を育むため、国際理解教育を推進します。
- 市民が主体となった国際交流活動の実施や啓発資料の作成・配布など、様々な機会や場を通して国際理解教育を推進し、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための学習機会の提供・拡充に努めます。

〈沿革・背景〉

—国連・世界—

◆「世界人権宣言」など

1948（昭和23）年の「世界人権宣言」以降、「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「人権差別撤廃条約」などが採択され、国際的な人権基準が形成されてきました。

—国—

◆「内外人平等の原則」

日本に居住する外国人の生活権を、日本人として同様に保障する「内外人平等の原則」を打ち出し、これら一連の人権条約を批准して国籍条項で制限されてきた多くの社会保障制度を部分的ではありますが適用するようになりました。

◆「地域における多文化共生推進プラン」

地域における多文化共生を促進するため2006（平成18）年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

◆「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」

2016（平成28）年には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、及び国などの責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的として、「ヘイトスピーチ解消法」が制定されました。

◆「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」

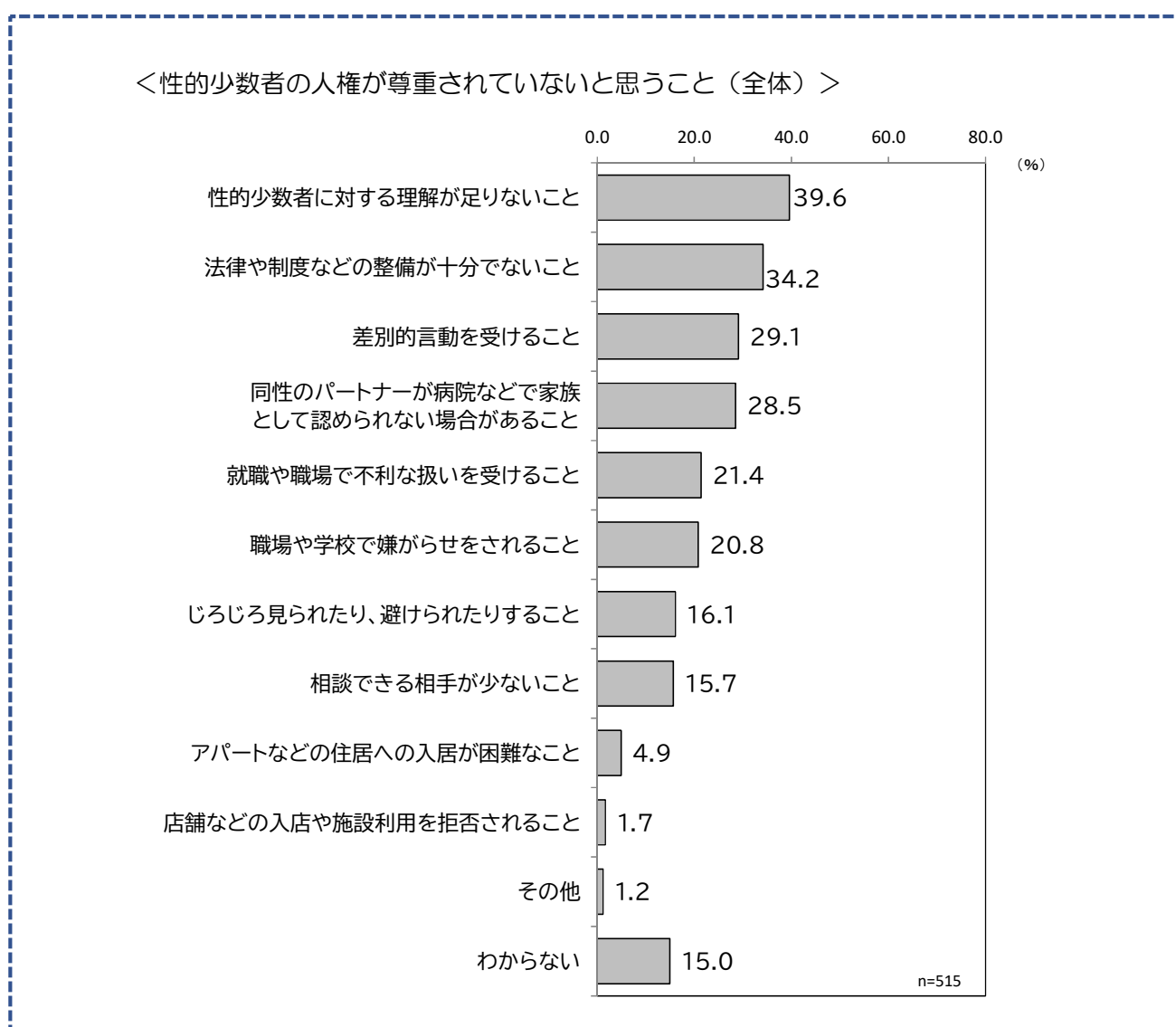
2024（令和6）年公布。技能実習制度に代わり人材育成と人材確保を目的とする「育成就労」制度を創設すること、一定の条件付きで外国人本人の意向に基づく転籍を認めること、監理団体の要件を厳格化し「監理支援機関」とすることなどが主な内容となっています。改正法は2027年までに施行される見通し。

8. 性的少数者に関する問題

＜現状と課題＞

性的少数者に対する差別的取扱いが不当であるとする認識は社会に広がりつつありますが、「市民意識調査」では問 21「性的少数者の人権に関する事柄で、人権が尊重されていないと思うこと」に関して、「性的少数者に対する理解が足りないこと」の 39.6%が最も高く、これに「法律や制度などの整備が十分でないこと」（34.2%）、「差別的言動を受けること」（29.1%）の順で高くなっています（「市民意識調査報告書」111 ページ参照）。

男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性と心の性が一致しない人が社会生活の中で受ける、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。



＜施策の方向＞

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。

教育活動においても、性的少数者に配慮する取り組みが進められていますが、児童・生徒や教職員の理解は十分とは言えず、児童・生徒の性的指向・性自認に関する相談に対応できる体制を整えていきます。

① 啓発活動の推進

- 地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために、庁内関係課や事業所、支援団体などと連携し、講演会や研修会の開催、啓発資料の配布など様々な手法による啓発を推進します。

② 教育活動の推進

- 教職員及び児童・生徒の性的少数者に対する適切な理解を促進するとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。
- 当該児童・生徒の心情に十分配慮し、当該児童・生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

＜沿革・背景＞

—国連・世界—

◆「性的指向による差別禁止」など

2008（平成 20）年に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。

2014（平成 26）年には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれ、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。

—国—

◆「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」

2004（平成 16）年に施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。

2006（平成 18）年には、職場での性的少数者への差別的な言動がセクシャルハラスメントに当たることを、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記しました。このように、性的少数者の人権に関する様々な動きがあります。

◆「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」

2023（令和 5）年に施行。性的指向やジェンダーアイデンティティ（SOGI）の多様性に関する国民の理解を深め、性的マイノリティの人々が生きづらさを感じない社会を実現することを目的とした法律です。

◆「性同一性障害は「性別不合」に名称変更」

厚生労働省の専門家部会は 2024（令和 6）年 9 月、新しい国際疾病分類（ICD）に基づいた診断名などの和訳案をおおむね了承。性同一性障害は疾病や障害ではなく、性の健康に関する状態として「性別不合〔せいべつふごう〕」に変わります。新分類は 2027 年中に施行される予定です。

9. 人権に関する様々な問題

<現状と課題>

同和問題、女性問題、こどもの問題、高齢者の問題、障がいのある人の問題、インターネット、外国人、性的少数者に関する問題の分野別人権問題のほかにも、いわゆる社会的弱者として人権が十分に保障されていない人たちに関する問題、社会情勢の変化に伴って発生した人権問題が存在します。

分野別以外の人権問題の解決のためには、まず何が人権問題なのかを的確に判断できる知識や感性を育むとともに、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、個人の尊厳を守るという理念を基調にしながら、みんなで社会を支えていく「共生社会」の実現に向けて取り組むことが重要です。

<施策の方向>

上記の8項目以外にも、様々な人権課題が存在しています。

これらの人権課題についても、差別と偏見を解消するため、あらゆる機会を捉えて、引き続き教育や啓発活動を推進します。

① HIV感染者・ハンセン病(元)患者などに関する問題

- HIV感染者やハンセン病(元)患者・難病患者などについて正しく理解し、差別意識や偏見を取り除くよう関係機関と連携し市民への啓発活動を推進します。
- 学校教育においては、HIV感染症に対する正しい知識の理解と認識を深めるための、エイズに関する教育などを実施します。

② その他の人権に関する問題

- これまでに記述した以外にも、刑を終えて出所した人の問題、東日本大震災による風評被害、中国残留孤児や家族の問題、アイヌの人々の問題、矯正施設における被収容者の問題、北朝鮮による日本人拉致問題、人身取引の問題、ホームレスの問題など、人権に関する様々な問題があります。このような人権問題に対しても、あらゆる機会を捉えて差別意識や偏見をなくすため、個々の課題に応じた施策の推進に努めます。
- 国際化や高度情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じた取り組みを進めます。
- 「アイヌの人々」への民族差別、「ホームレス」への嫌がらせや暴行、偏見などの人権課題があります。また、「セクハラ、パワハラ、モラハラ、カスハラ、ペイハラ」など、様々な「ハラスメント」による人権侵害などの問題も生じています。今後も、これらの問題への正しい理解と認識を深めるための啓発を推進します。
- これまで、人権課題として取り扱われることはあまりなかった問題についても、それぞれの状況に応じた取り組みを進めます。

〈沿革・背景〉

—国—

◆「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など

日本における少数民族であるアイヌの人々は、長い歴史の中で差別と迫害を受けてきました。1997（平成 9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が制定され、同法に基づき施策が推進されてきました。また、2007（平成 19）年に国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、2008（平成 20）年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両議院で採択されました。2019（令和元）年 5 月には「アイヌ文化振興法」が廃止され、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行。同年 9 月には「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が定められました。

◆「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」など

1999（平成 11）年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。日本のエイズ対策はこの法律に基づき策定された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に沿って講じられてきました。この指針は、エイズの発生動向の変化などを踏まえ、3 度の見直しを行い、直近の改正については平成 30 年 1 月から施行されました。改正後のエイズ予防指針に基づき、国と地方の役割分担の下、人権を尊重しつつ、普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供などの施策に取り組むこととされています。

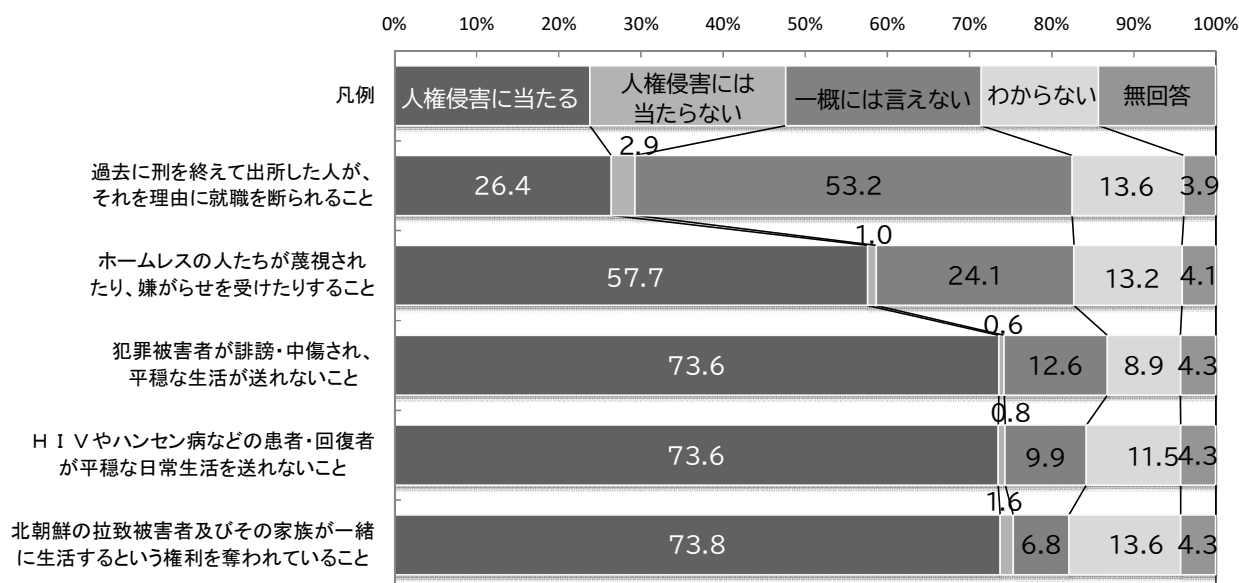
◆「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」など

2006（平成 18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、2007（平成 19）年に一部改正されました。また、毎年 12 月 10 日から 16 日までの 1 週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められています。

◆「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」など

2009（平成 21）年に、全国 13 の国立ハンセン病療養所の入所者の方々が、地域社会から孤立することなく安心して生活する場とするために、療養所を多目的な施設として地域へ開放し、地域住民の診療を認めるなど、入所者の社会復帰を後押しする内容が盛り込まれた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行されました。

＜人権侵害に当たると思う事柄（全体）＞



1. 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国連総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普通のカつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

- 第11条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用された刑罰より重い刑罰を科せられない。
- 第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 第13条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。
- 第14条 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。
- 第15条 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。
- 第16条 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。
- 第17条 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。
- 第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。
- 第20条 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。
- 第21条 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行なわなければならない。
- 第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。
- 第23条 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。
- 第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。
- 第25条 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。
- 第26条 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。
- 第27条 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。
- 第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。
- 第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。
- 第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2. 日本国憲法（抄）

1946 年（昭和 21 年）11 月 3 日公布
1947 年（昭和 22 年）5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- 第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
- 第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。
- 第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3. 人権をめぐる国内外の動き

年	世 界	日 本
1945年 (昭和20年)	「国際連合」設立	
1946年 (昭和21年)	国連人権委員会の設置	日本国憲法公布「基本的人権の尊重」
1947年 (昭和22年)		「教育基本法」制定 「学校教育法」制定 「労働基準法」制定 「児童福祉法」制定
1948年 (昭和23年)	人権に関する世界宣言「世界人権宣言」採択	
1949年 (昭和24年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	「身体障害者福祉法」制定 「人権擁護委員法」制定
1951年 (昭和26年)		「生活保護法」施行
1951年 (昭和26年)		「児童憲章」制定
1953年 (昭和28年)	「婦人の参政権に関する条約」採択	
1955年 (昭和30年)		「婦人の参政権に関する条約」批准
1956年 (昭和31年)		「国際連合」加盟
1958年 (昭和33年)		「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准
1959年 (昭和34年)	「児童の権利に関する宣言」採択	
1960年 (昭和35年)		「知的障害者福祉法」制定 「障害者雇用促進法」制定 「同和対策審議会設置法」制定
1963年 (昭和38年)		「老人福祉法」制定
1964年 (昭和39年)		「母子及び父子並びに寡婦福祉法」制定
1965年 (昭和40年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択	同和対策審議会答申「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針」
1966年 (昭和41年)	「国際人権規約」採択	
1969年 (昭和44年)		「同和対策事業特別措置法（同対法）」制定
1970年 (昭和45年)		「心身障害者対策基本法」制定
1971年 (昭和46年)		「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」制定
1972年 (昭和47年)		「勤労婦人福祉法」制定
1973年 (昭和48年)	「アパルト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約」採択	
1975年 (昭和50年)	「障害者の権利に関する宣言」採択	

年	世 界	日 本
1976年 (昭和51年)	「国連婦人の10年」開始	
1979年 (昭和54年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	「国際人権規約」批准
1980年 (昭和55年)		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」制定
1982年 (昭和57年)	「国連障害者の10年宣言」採択	「地域改善対策特別措置法」制定 「障害者対策に関する長期行動計画」策定
1984年 (昭和59年)	「拷問及び他の残虐な非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択	地域改善対策協議会意見具申「今後における啓発活動のあり方について」
1985年 (昭和60年)	「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択	「女性差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」制定
1986年 (昭和61年)		「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」制定
1987年 (昭和62年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」制定
1989年 (平成元年)	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択	「エイズ予防法」制定 「高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略（ゴールドプラン）」制定
1991年 (平成3年)	「高齢者のための国連原則」採択	
1993年 (平成5年)	国連人権高等弁務官の新設	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正
1994年 (平成6年)	「人権教育のための国連10年宣言」採択	「新高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略（新ゴールドプラン）」策定 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」批准
1995年 (平成7年)	「人権教育のための国連10年」開始	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」批准 「高齢社会対策基本法」制定 「障害者プラン」策定
1996年 (平成8年)		地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」 「人権擁護施策推進法」制定 「らい予防法の廃止に関する法律」制定
1997年 (平成9年)		「アイヌ文化振興法」制定 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
1998年 (平成10年)		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定
1999年 (平成11年)	国際高齢者年	「男女共同参画社会基本法」制定 「不正アクセス禁止法」制定 「児童買春、児童ポルノ禁止法」制定

年	世 界	日 本
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」制定 「児童虐待防止法」制定 「ストーカー規制法」制定 「犯罪被害者保護法」制定 「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)		「DV防止法」制定 「高齢者の居住の安定確保等に関する法律」制定 「ハンセン病療養所入所者等に対する保証金の支給等に関する法律」制定 「プロバイダー責任制限法」制定
2002年 (平成14年)		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「新子どもプラン」策定 「障害者基本計画」策定 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」制定 「北朝鮮によって拉致された被害者等の支援に関する法律」制定
2003年 (平成15年)	国連識字の10年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」制定 「出会い系サイト規制法」瀬艇 「個人情報の保護に関する法律」制定
2004年 (平成16年)	「人権教育のための世界計画」採択	「犯罪被害者等基本法」制定 「発達障害者支援法」制定 「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次とりまとめ
2005年 (平成17年)		「高齢者虐待防止法」制定 「障害者自立支援法」制定 「犯罪被害者等基本計画」策定
2006年 (平成18年)	「障害者の権利に関する条約」採択 「人権理事会」設立決議を採択	「バリアフリー新法」制定 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」制定 「自殺対策基本法」制定 「地域における多文化共生推進プラン」策定 「人権教育の指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ
2007年 (平成19年)	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の確保に関する法律」制定
2008年 (平成20年)	国連人権理事会における「ハンセン病差別撤廃決議」採択 「性別指向による差別禁止」宣言	「青少年インターネット環境整備法」制定 「ハンセン病問題基本法」制定 「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院採択 「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ
2009年 (平成21年)		「子ども・若者育成支援推進法」制定
2010年 (平成22年)	国連総会「ハンセン病差別撤廃決議」採択	

年	世 界	日 本
2011年 (平成23年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」設置 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	「障害者虐待防止法」制定 「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更
2012年 (平成24年)		「障害者総合支援法」制定
2013年 (平成25年)		「いじめ防止対策推進法」制定 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定 「障害者差別解消法」制定 「生活困窮者自立支援法」制定
2014年 (平成26年)	オリンピック憲章「性的指向による差別禁止」を盛り込む	「障害者の権利に関する条約」批准 「リベンジポルノ防止法」制定
2015年 (平成27年)		「女性活躍推進法」制定 「子ども・子育て支援新制度」開始
2016年 (平成28年)		「ヘイトスピーチ解消法」制定 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定
2019年（平成31年・令和元年）		「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」制定

4. 人権をめぐる福岡県と本市の動き

年	福岡県	中間市
1958年 (昭和33年)		市制施行・中間市誕生
1969年 (昭和44年)		「中間市同和教育研究協議会」発足
1970年 (昭和45年)	「福岡県同和对策長期計画及び同和教育基本方針」策定	
1972年 (昭和47年)		「隣保館」開設
1975年 (昭和50年)		「中間市長期総合計画」策定
1979年 (昭和54年)		「中間市同和地区実態調査」実施 「中間市同和对策委員会」設置
1980年 (昭和55年)	「婦人問題を解決するための福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭和56年)	「同和問題啓発強調月間」創設	「中間市同和对策基本計画」策定
1985年 (昭和60年)		「中間市第2次総合計画」策定
1991年 (平成3年)		「中間市高齢者・障害者にやさしいまちづくり指針」策定
1993年 (平成5年)	「福岡県高齢化社会行動計画」策定	「中間市高齢者憲章」制定
1995年 (平成7年)	「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」制定 「福岡県障害者福祉長期計画」策定 「福岡県青少年健全育成条例」制定	中間市人権問題啓発推進協議会 「中間市第3次総合計画」策定
1996年 (平成8年)	「クローバープラザ（福岡県人権啓発情報センター・福岡県総合福祉センター・福岡県女性総合センター）」開設	
1997年 (平成9年)	「福岡県児童育成計画」策定 「ふくおか新世紀計画」策定	
1998年 (平成10年)	「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」策定 「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」策定	市制施行40周年 「中間市人権擁護条例」制定
1999年 (平成11年)	「ふくおか障害者プラン」策定	「中間市生涯学習基本計画」策定 「第1次なかま障害者プラン」策定
2000年 (平成12年)	「福岡県児童虐待防止中央連絡協議会」設置	「中間市児童虐待防止連絡協議会」創設 「中間市高齢者総合保健福祉計画」策定
2001年 (平成13年)	「福岡県男女共同参画推進条例」制定	「中間市第3次総合計画（後期）」策定
2002年 (平成14年)	「福岡県男女共同参画計画」策定	同和对策課⇒人権推進課へ変更 「中間市環境保全実行計画」策定
2003年 (平成15年)	「福岡県人権教育・啓発基本指針」策定	「中間市男女共同参画プラン策定委員会」設置 「男女共同参画にかかわる市民意識調査」実施
2004年 (平成16年)		「中間市人権のまちづくりセンター」開設 「中間市男女共同参画プラン」策定
2005年 (平成17年)		「中間市次世代育成支援行動計画」策定 「第3次行政改革大綱」策定

年	福岡県	中間市
2006年 (平成18年)	「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「中間市人権教育・啓発推進会議」発足 「第3期中間市高齢者総合保健福祉計画」策定 「中間市第4次総合計画」策定
2007年 (平成19年)		「中間市男女共同参画行動計画」策定 人権推進課⇒人権男女共同参画課へ変更 「中間市第2次障害者基本計画」策定
2008年 (平成20年)		中間市制50周年
2009年 (平成21年)		「中間市男女共同参画審議会設置条例」制定
2010年 (平成22年)		「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「中間市男女共同参画プラン（改訂版）」策定
2011年 (平成23年)		「中間市人権まちづくりセンター」を「中間市人権センター」に変更し、移転・開設
2012年 (平成24年)	「福岡県障害者権利擁護センター」設置	「第2次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2013年 (平成25年)	「福岡県青少年健全育成総合計画」策定	「中間市男女共同参画推進条例」制定
2014年 (平成26年)		「中間市男女共同参画プラン きらり」策定
2015年 (平成27年)	「福岡県高齢者保健福祉計画（第7次）」策定 「福岡県障害者福祉計画（第3次）」策定 「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」策定	「中間市子ども・子育て支援事業計画」策定
2016年 (平成28年)	「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県子どもの貧困対策推進計画」策定	「中間市第3次障害者基本計画」策定
2018年 (平成30年)	「福岡県人権教育・啓発基本指針（改訂）」策定	中間市政60周年
2019年 (平成31年、令和元年)	「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」制定	「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例」制定（中間市人権擁護条例を一部改正） 「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」策定
2020年 (令和2年)		「第3次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」策定

5. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000 年（平成 12 年）11 月 29 日制定
2000 年（平成 12 年）12 月 6 日施
行

（目的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する

施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

6. 中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例

1998年（平成10年）中間市条例第19号

改正

2019年（平成31年）中間市条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、国民に基本的人権を保障し、法の下での平等について定める日本国憲法、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をはじめとする差別解消を目的とした法令及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定める世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚を図り、もって市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 市民 市内に居住する者及び通勤又は通学する者をいう。

（2） 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するために必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、この条例の本旨を理解するとともに相互に人権を尊重し、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくすため市の推進する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、第1条の目的の達成に向け、職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

（差別行為等の禁止）

第5条 市民等は、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害の行為及び差別事件、事象の発生を助長する行為をしてはならない。

（教育及び啓発活動）

第6条 市は、市民等の人権意識の高揚を図るため、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努め、関係機関と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行うものとする。

（推進体制の充実）

第7条 市は、第3条の施策を推進するため、国及び県をはじめ関係機関と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

2 前項の規定による施策の策定及び推進に当たり、必要に応じ、実態調査及び意識調査を行うも

のとする。

（相談体制の充実）

第8条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害に関する相談に的確に応じるため、必要な相談体制の充実に努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月11日条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

7. 中間市人権教育啓発審議会設置条例

〔 2009 年（平成 21 年）中間市条例第 7 〕

（設置）

第 1 条 人権教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るため、中間市人権教育啓発審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 審議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- （1） 中間市人権教育・啓発に関する基本計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- （2） 計画の実施及び推進に関すること。
- （3） その他人権施策の推進に係る重要事項に関すること。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 市内各種団体の関係者
- （3） 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が前条第 2 項に規定する要件を欠くに至ったときは、当該委員はその職を失うものとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、専門の知識経験者及び関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、人権男女共同参画課において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（中間市同和対策審議会条例の廃止）

2 中間市同和対策審議会条例（昭和 49 年中間市条例第 9 号）は廃止する。

（委員の任期の特例）

3 この条例の施行の後、最初に委嘱された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(招集の特例)

- 4 この条例の施行の後、最初に招集される審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 5 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

付 録

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年法律第百九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(平成二十八年法律第六十八号)

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。